

(第一類 第五号)

第五十五回国会

大 藏 委 員 会

議 錄 第 十 四 号

(108)

昭和四十二年五月十八日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 藤井 勝志君

理事 三池 信君

理事 毛利 松平君

理事 吉田 重延君

理事 平林 剛君

理事 武藤 山治君

理事 竹本 孫一君

足立 篤郎君

奥野 誠亮君

鯨岡 兵輔君

小吉山 重四郎君

大村 裏治君

永田 太郎君

村上信二郎君

山下 元利君

阿部 助哉君

田中 昭二君

笠山茂太郎君

永田 亮一君

柳田 秀一君

横山 利秋君

廣沢 賢一君

渡辺美智雄君

只松 昌雄君

堀 昌一君

山田 虹月君

永末 英一君

廣沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主計局次 長 岩尾 一君

大蔵省理財局長 中尾 博之君

國稅庁長官 泉 美之松君

通商產業省石炭局長 井上 亮君

委員外の出席者

専門員 抜井 光三君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

石炭対策特別会計法案(内閣提出第四五号)

登録免許税法(内閣提出第七四号)

登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に

関する法律案(内閣提出第九二号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

参考人出席要求に関する件についておはかりい

たします。

○所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の

一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正す

る法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律

案について、学識経験者等から参考人として意見

を聽取ることとし、その日時、人選、手続等につ

つきましては、委員長に御一任願いたいと存じま

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

参考人招致を決しました。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、
施行に伴う関係法令の整備に関する法律案を議題
といたします。

○内田委員長 登録免許税法案、登録免許税法の
受ける登記等については、登録免許税を課さない。
別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために
受けれるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等
(同表の第四欄に大蔵省令で定める書類の添附が
あるものに限る旨の規定がある登記等にあつて
は、当該書類を添附して受けるものに限る)に
ついては、登録免許税を課さない。

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の
全部を改正する。

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 課税標準及び税率(第九条—第二十条)

第三章 納付及び還付

第四章 雜則(第三十二条)

第二節 還付(第三十一条—第三十条)

第三節 納付(第二十一条—第二十条)

第四節 登記(第三十一条—第三十条)

第五節 特別清算(第三十一条—第三十条)

第六節 稽査(第三十一条—第三十条)

第七節 罰則(第三十一条—第三十条)

第八節 附則(第三十一条—第三十条)

第九節 附則(第三十一条—第三十条)

第十節 附則(第三十一条—第三十条)

第十一節 附則(第三十一条—第三十条)

第十二節 附則(第三十一条—第三十条)

第十三節 附則(第三十一条—第三十条)

第十四節 附則(第三十一条—第三十条)

第十五節 附則(第三十一条—第三十条)

第十六節 附則(第三十一条—第三十条)

第十七節 附則(第三十一条—第三十条)

第十八節 附則(第三十一条—第三十条)

第十九節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十一節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十二節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十三節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十四節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十五節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十六節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十七節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十八節 附則(第三十一条—第三十条)

第二十九節 附則(第三十一条—第三十条)

第三十節 附則(第三十一条—第三十条)

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に

掲げる登記又は登記にあつては、当該登記等が

これらの号に掲げる登記又は登記に該当するも

のであることを証する大蔵省令で定める書類を

添附して受けるものに限る)については、登録

免許税を課さない。

一 国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以

外の者に代位してする登記又は登録

二 登記機関(登記官又は登記以外の登記等を

する官庁若しくは団体の長をいう。以下同

じ)が職権に基づいてする登記又は登録で政

令で定めるもの

三 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編

第四章第七節(会社の整理)又は第九節第二款

(特別清算)の規定による株式会社の整理又は

特別清算に關し裁判所の嘱託によりする登記

又は登録

四 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律

第一百十九号)第三条第一項及び第二項又は第

四条(住居表示の実施手続等)の規定による住

居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登

録事項の変更の登記又は登録

五 行政区画(郡、区、市町村内の町若しくは

字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う

地番の変更及び次号に規定する事業の施行に

伴う地番の変更を含む)に伴う登記事項又は登

録事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五

号)第一条第一項(定義)に規定する土地改良

事業又は土地区画整理法(昭和二十九年法律

第一百九号)第二条第一項(定義)に規定する

土地区画整理事業の施行のため必要な土地又

は建物に関する登記

七 公共施設の整備に関連する市街地の改造に

関する法律(昭和三十六年法律第百九号)第二条第一号(定義)に規定する市街地改造事業又は防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)第五十五条第一項(地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業)の規定による防災建築街区造成事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記でこれらの事業の施行者の嘱託に係るもの

八 國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第三十二条の二(第一項(代位登記))の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四一年法律第百二十六号)第十四条第二項(登記(同法第二十三条第一項(旧慣使用林野整備の効果等))において準用する場合を含む。)の規定による土地に関する登記

十 墓地に関する登記
十一 帰納処分(その例による処分を含む。)に関する登記又は登記(換価による権利の移転の登記又は登記を除くものとし、帰納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登記の抹消を含む。)

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登記又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登記の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登記の回復の登記若しくは登記十三 相続又は法人の合併に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人の受けた別表第一の第二十四号から第四十八号までに掲げる登記、特許、免許、許可、認可又は指定を引き続いて受ける場合における当該登記 特許、免許、許可、認可又は指定(外国公館等の非課税)

第六条 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設(次項において「大使館等」という。)の敷地又は建物に関する登記(外国公館等の非課税)

て受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。
2 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に関する登記若しくは登記又はこれらに準する行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

(信託財産の登記等の非課税)

第七条 信託による財産の移転の登記又は登録は、登録免許税を課さない。

一 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産の移転の登記又は登録

二 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合における財産の移転の登記又は登録

三 受託者の更迭に伴い旧受託者から新受託者に信託財産を移す場合における財産の移転の登記又は登録

四 前各号に掲げる場合以外の場合 在地に準ずるものとの所在地(これらが二以上ある場合には、政令で定める場所)

五 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

(課税標準及び税率)

第九条 登記免許税の課税標準及び税率は、この

法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

(不動産等の価額)

第十条 別表第一の第一号若しくは第二号又は第四号に掲げる不動産若しくは船舶又はダム使用権の登記又は登記の場合は、その他の登記又は、当該財産の移転の登記又は登記を相続による財産の移転の登記又は登記とみなして、この法律の規定を適用する。

十一 在地とする。

第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登記免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登記免許税の納税地は、前項の規定にかかるらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地(以下「国内」という。)に住所を有する個人である場合 その住所地

二 国内に住所を有せず居所を有する個人であ

る場合 その居所地

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

四 前二号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準するものを有する者である場合 その事務所、営業所その他これらに準ずるものとの所在地(これらが二以上ある場合には、政令で定める場所)

五 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

六 在地に準ずるものとの所在地(これらが二以上ある場合には、政令で定める場所)

(一定の債権金額がない場合の課税標準)

第十一條 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登記免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時における当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財團、鉱業財團、漁業財團、港湾運送事業財團、道路交通事業財團、自動車交通事業財團、企業担保権、鉄道財團、軌道財團、運河財團、鉱業権、著作権、出版権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、漁業権、入漁権又はダム使用権に関する権利(以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。)の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前項の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

(債権金額等の増額に係る変更の登記の場合の課税標準)

第十二条 先取特権、質権又は抵当権により担保される工事費用の予算金額又は債権金額を増加する登記又は登録は、その増加する部分の工事費用の予算金額又は債権金額についての先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一百四十二条第一項(予定された損害賠償額の登記)の規定により登記されている損害賠償の支払金額を増加する登記は、その増加する部分の支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登記とみなして、この法律の規定を適用する。

(共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率)

第十三条 一の登記官署等において、同時に申請(官署又は公署の嘱託を含む。次項において同じ。)により同一の債権のために数個の不動産等に係る権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録(以下この条において「抵当権等の設定登記」という。)を受ける場合には、これらの設定登記を一の抵当

権等の設定登記とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の種類の別により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記を受ける場合において、当該設定登記の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該設定登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該設定登記がこの項の規定に該当するものであることとを証する大蔵省令で定める書類を添附して当該設定登記の申請をするものに限り、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

(担保附社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例)

第十四条 信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該社債につき担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第百十九条ノ二第一項(分割発行の場合の社債発行の登記)の規定によつてする登記又は鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第

二 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第二十条の第一項(数回に分けて発行する社債の登記)の規定によつてする登記を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の發行金額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

前項の規定がある物上担保附社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該社債の発行金額の総額とする。この場合において、当該発行金額がないときは、当該登記に係る不動産等に関する権利の件数につき五百円とする。

2 登録免許税の税率は、一トントキ五百円とする。

3 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の

登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一の第一号の(2)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合を準用する。

(課税標準の金額の端数計算)

第十五条 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その全額が千円に満たないときは、これを千円とする。

(課税標準の数量の端数計算)

第十六条 別表第一に掲げる登記に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。

一 別表第一の第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トントン数により、当該トントン数に一トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該トントン数が一トントン未満となるときは、これを一トントンとする。

二 別表第一の第六号に掲げる鉱区又は租鉱区の面積に十万平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十万平方メートルに満たないときは、これを十萬平方メートルとする。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一の第一号又は第一号に掲げる不動産又は船舶について、これらの仮登記に基づきその所

2 有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、同表第一の第一号の(2)又は第一号の(2)の税率欄に掲げる割合から千分の一を控除した割合とする。

登録免許税の税率は、一トントキ五千円とする。

3 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の

登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一の第一号の(2)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合を準用する。

(以上的の登記等を受ける場合の税額)

第十八条 同一の登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書)により、別表第一に掲げる登記等を受ける場合における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。

(定率課税の場合の最低税率)

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が五百円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、五百円とする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 納付及び還付

第一節 納付

第二十二条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書に付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

(印紙納付)

第二十三条 登記等(第二十四条第一項に規定する免許等の場合は納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登記、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という。)に

つき課されるべき登録免許税について、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類により付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等を定め前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならぬ。この場合には、その期限を當該免許等をする日から一月を経過する日後と

してはならない。

(納付の確認)

登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に付けて登記官署等に提出す

ることにより、國に納付することができる。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十五条 官庁又は公署が別表第一の第一号か

ら第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合

には、当該登記等を受ける者は、当該登記等に

つき課されるべき登録免許税の額に相当する登

記等の申請書に付けて登記官署等に提出す

ることにより、國に納付することができる。

(登記官署等に提出しなければならない。

である場合その他政令で定める場合には、当該

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき(前条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合にあつては、当該書類が提出されたとき)は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書(当該登記等が官署又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下この章において同じ。)の紙面と印紙の彩紋とにかくて判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。次項において同じ。)に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたときは、その他の当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領收証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の

印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

(納期限)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次各号に掲げる時又は期限とする。

一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税の各号に掲げる時又は期限とする。

当該登録免許税の納付の基準となる登記等を受ける時

二 免許等に係る登録免許税で当該登記免許税に係る第二十四条第一項の期限が当該登記免許税の納付の基準となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

(納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後ににおいて登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない

事実を知つたときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登記等に係る第八条第二項の規定による納税地の所

の旨及び大蔵省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、登記等を受けた者が一人以上ある場合に係る登記機関の選定した者

(当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者らのうちから選定した者)の同項の納税地の所

轉稅務署長に対するものとする。

(税務署長による徵收)

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請を受けた場合には、そのうち登記機関の選定した者に係る登記免許税を納付する場合を除く。当該納付された登記免許税の額

2 税務署長は、前項の通知を受けた者に係る登記等を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する登記等を受けた者から徵收する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定

により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徵收する。

第三十条 この節に定めるもののはか、登録免許税の納付の手続その他のこの節の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(過誤納金の還付等)

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者は又は登記等を受けた者(これら者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者)の当該登記免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所

出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領收証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領收証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書に係り付けられた登録免許税の領收証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

4 前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登録免許税の領收証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときにについて準用する。

5 第三項(前項において準用する場合を含む。)の証明を受けた者は、当該証明に係る領收証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあった日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領收証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けたい旨の申出をすることができる。この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たな登記等の申請の却下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第
五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還
付加算金）の規定の適用については、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる
日に納付があつたものとみなす。ただし、第四
号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち
同号に掲げる日後に納付された登録免許税の額
に相当する部分については、この限りでない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした
者につき当該申請を却下した場合（第四項に
おいて準用する第三項の証明をした場合を除
く）。当該却下した日

二 前項の申出があつた場合 当該申出があつ
た日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした
者につき当該申請の取下げがあつた場合（第
三項の証明をした場合を除く）。当該取下げ
があつた日

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受け
た場合 当該登記等を受けた日（当該登記等
が免許等である場合において、当該免許等を
受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二
号に掲げる期限前であるときは、当該期限）
(通知)

第三十二条 登記機関（政令で定める登記機関に
ついては、政令で定める省庁の長）は、政令で
定めるところにより、その年の前年四月一日か
らその年三月三十一日までの期間内にした登記
等に係る登録免許税の納付額を、その年七月三十
一日までに大蔵大臣に通知しなければならない。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
をこえない範囲内で政令で定める日から施行す
る。（経過規定の原則）

附 則

（施行期日）

第一条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、改正後の登録免許税法（以下「新法」とい
う。）

の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受ける
登記等につき課されるべき登録免許税について
適用し、同日前に受けた登記等につき課した又
は課すべきであつた登録税については、なお從
前の例による。

（建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免
除）

第三条 所有権の登記のある建物につき昭和四十
二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に
係る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に
当該建物について権利に関する登記の申請（官
庁又は公署の嘱託を含む。以下同じ。）をすると
きは、前条の規定にかかわらず、納付すること
を要しない。

（旧申請に係る登記等の場合の課税標準等の特例）

第四条 昭和四十二年十二月三十一日までに受け
る新法別表第一の第一号から第二十二号まで並
びに第二十三号の（）、四から四まで、（）から（）
まで及び（）に掲げる登記等で当該登記等に係る
申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託によ
る場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ。）
が同年七月三十一日以前に当該登記等に係る登
記官署等に提出されたものに係る登録免許税の
課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかか
わらず、改正前の登録税法第二条から第十六条
までに規定する課税標準及び税率とする。

（旧申請に係る免許等についての課税の特例）

（証券取引法等の改正に伴う免許等に係る課税
の特例）

第八条 証券取引法の一部を改正する法律（昭和
四十年法律第九十号）附則第二項（証券業者の
経過措置）に規定する証券業者で同法附則第六
項（証券業の免許申請の手続）の規定により證
券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三
十条（免許申請書）の規定による免許申請の手
続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の
第二十五号の（）に掲げる証券会社の営業の免許
を受けた場合における当該免許に係る登録免許
税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定に
かかわらず、当該免許件数一件につき一万円と
する。

（印紙納付の特例）

（経過措置の政令への委任）

第十条 昭和四十五年十二月三十一日までに、登
記等（新法第二十四条第一項に規定する免許等
を除く。）につき課されるべき登録免許税につ
ては、新法第二十二条、第二十三条第二項又は
第二十六条第三項の規定にかかわらず、当該登記
税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定に
かかわらず、当該免許件数一件につき一万円と
する。

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

<div data-bbox="534 3845 559 385

イ 相続又は法人の合併による移転の登記 ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	不動産の価額 千分の六
ハ 共有物の分割による移転の登記 ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額 千分の二十五
(三) 転貸又は移転の登記 ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額 千分の五十
イ 設定又は転貸の登記 ロ 相続又は法人の合併による移転の登記 ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記 ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額 千分の六
四 地役権の設定の登記	不動産の価額 千分の二十五
(四) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の登記 イ 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記 ロ その他の原因による移転の登記	不動産の価額 千分の三
(五) 信託の登記 イ 所有権の信託の登記 ロ 相続又は法人の合併による移転の登記 ハ 相続財産の分離の登記 イ 所有権の分離の登記 ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額 千分の三
(六) 仮登記 イ 所有権の移転の登記 ロ その他の権利の登記 ハ 附記登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)から(三)までの登記に該当するものを除く) イ 所有権の保全のための仮登記 ロ その他の仮登記	不動産の価額 千分の二十五
(七) 不動産の価額 イ 分筆又は分割若しくは区分による表示の変更又は更正の登記で次に掲げるもの イ 土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による表示の変更の登記	不動産の価額 千分の一
(八) 不動産の価額 イ 土地又は建物の合併による表示の変更の登記 ロ 附記登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)から(三)までの登記に該当するものを除く) ハ 登記の抹消(土地又は建物の表示の登記の抹消を除く)	不動産の価額 一個につき五百円
不動産の個数 イ 合併後の不動産の個数 ロ 不動産の個数	不動産の個数 一個につき五百円

二 船舶の登記(船舶の信託の登記を含む。) (一) 所有権の保存の登記 イ 相続又は法人の合併による移転の登記 ロ 貸借権の設定、転貸又は移転の登記 ハ 抵当権の設定、競売の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の登記 イ 抵当権の移転の登記 ロ 相続又は法人の合併による移転の登記 ハ その他の原因による移転の登記	船舶の価額 千分の四
(二) 新規登録又は移転登録 イ 抵当権の設定の登記 ロ 登記事項の変更の登記 ハ 附記登録、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正(これらの登記のうち(一)から(三)までの登記に該当するものを除く) イ 所有権の取得に係る仮登記 ロ その他の仮登記	船舶の価額 千分の二十八
(三) 航空機の登録 イ 航空機の重量 ロ 航空機の機数 ハ 航空機の機数	船舶の価額 千分の四
(四) ダム使用権の登録(ダム使用権の信託の登録を含む。) イ 登記事項の変更の登記 ロ 附記登録、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正(これらの登記のうち(一)から(三)までの登記に該当するものを除く) ハ 登記の抹消	船舶の価額 千分の二十
航空機の機数 イ 航空機の重量 ロ 航空機の機数 ハ 航空機の機数	船舶の価額 千分の四
一機につき五百円 イ 一トンにつき五千円 ロ 一機につき千円 ハ 一機につき三千円 一機につき五百円	船舶の価額 千分の一

		(四) 登録の抹消	(これからの登録のうち)(一)又は(二)の登録に該当するものをを除く。)
八 動産の抵当権に関する登記又は登録	(一) 農業用動産の抵当権に関する登記	イ 抵当権の設定の登記	債権金額 千分の三
		ロ 抵当権の移転の登記	債権金額 千分の一・五
		ハ 登記又は登記の更正若しくは変更の登記(この登記のうち又はロの登記に該当するものをを除く。)	申請件数 一件につき五百円
	(二) 建設機械の抵当権に関する登記	ニ 登記の抹消	申請件数 一件につき五百円
	(三) 自動車の抵当権に関する登記	イ 抵当権の設定の登記	債権金額 千分の三
		ロ 抵当権の移転の登記	債権金額 千分の一・五
		ハ 登記又は登記の更正若しくは変更の登記(この登記のうち又はロの登記に該当するものをを除く。)	建設機械の数 一個につき五百円
	ニ 登記の抹消	イ 相続又は法人の合併による移転の登記	建設機械の数 千分の三
		ロ その他の原因による移転の登記	債権金額 千分の一・五
		ハ 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは該質権の処分の制限の登記	自動車の数 一両につき五百円
	(四) 著作権の登録(著作権の信託の登録を含む。)	イ 相続又は法人の合併による移転の登記	著作権の件数 一件につき千円
		ロ その他の原因による移転の登記	著作権の件数 一件につき六千円
		ハ 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	債権金額 千分の四
		イ 著作権を目的とする質権の移転の登記	著作物の数 一件につき五百円
		ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	著作権の件数 一件につき千円
		ハ その他の原因による移転の登記	著作権の件数 一件につき六千円
		ニ 信託の登録	債権金額 一千円
		ミ 著作年月日又は第一発行年月日の登録	著作権の件数 一件につき一千円
		モ 著作権の件数又は著作権の件数	著作権の件数 一件につき一千円

(イ) 仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録
(ロ) 登録の抹消

著作物の件数又は五百円	一件又は一個につき五百円
-------------	--------------

登録又は登録の更正若しくは変更の登録のうち(一)から(三)までの登録に該当するもの

特許権等の件数	一件につき五百円
---------	----------

十 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）

(イ) 出版権の設定の登録

出版権の件数	一件につき一万円
--------	----------

(イ) 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）

実用新案権の件数	一件につき三千円
----------	----------

(イ) 出版権の移転の登録

出版権の件数	一件につき千円
--------	---------

(イ) 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）

実用新案権の件数	一件につき二千円
----------	----------

(イ) 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）

出版権の件数	一千分の四
--------	-------

(イ) 特許権の移転の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

出版権の件数	一件につき五百円
--------	----------

(イ) 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 信託の登録

(ロ) 第五十五条第一項（特許法の準用）における特許管理人の登録

(イ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録の登録のうち(一)から(三)までの登録に該当するものの除外

(ロ) 登録の抹消

実用新案権の件数	一千分の四
----------	-------

十一 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）

(イ) 特許権の移転の登録

特許権の件数	一件につき千円
--------	---------

(イ) 特許権の移転の登録

実用新案権等の件数	一千分の四
-----------	-------

(イ) 特許権の移転の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又は登録の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

特許権の件数	一千分の四
--------	-------

(イ) 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

意匠権の件数	一千分の四
--------	-------

(イ) 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）

意匠権の件数	一千分の四
--------	-------

(イ) 信託の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第八条第三項（在外者の特許管理人）の特許管理人の選任又はその代理権の登録

(ロ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録

特許権等の件数	一千分の四
---------	-------

(イ) 信託の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

(イ) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又は登録の登録

(ロ) その他の原因による移転の登録

意匠権の件数	一千分の四
--------	-------

^一合併による株式会社又は有限会社の資本の
増加の登記

額增加した資本の△

立
千分の一・五へ合併
により消滅した会社

ソ	ト 相互会社の設立(合併又は組織変更による設立を含む)の登記
レ	チ 転換社債の登記又は第一回以後の転換社債の払込みによる変更の登記
フ	リ 支店の設置の登記
ヲ	本店又は支店の移転の登記
タ	ル 社員又は取締役若しくは監査役に関する事項の変更(会社又は相互会社の代表に関する事項の変更を含む)の登記
シ	支配人の選任又はその代理権の消滅の登記
ス	ワ 社員の業務執行権の喪失、取締役若しくは監査役の職務執行の停止又は代表取締役、取締役若しくは監査役の職務代行者の選任の登記
カ	商号の仮登記
ヨ	会社又は相互会社の解散の登記
タ	ソ 会社の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併による会社若しくは相互会社の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記
シ	レ 商法第二百二十三条(清算人の登記)(同法又は他の法律において準用する場合を含む)の規定による清算人の登記
ス	ソ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記
カ	リ 清算の終了の登記

一件につき十円	一件につき三万円	一件につき十万円	一件につき三十万円	一件につき一百万円	一件につき一千円
一件につき三千円	一件につき一万円	一件につき三万円	一件につき十万円	一件につき三百万円	一件につき一千円
一件につき三千円	一件につき一万円	一件につき三万円	一件につき十万円	一件につき三百万円	一件につき一千円
一件につき三千円	一件につき一万円	一件につき三万円	一件につき十万円	一件につき三百万円	一件につき一千円
一件につき三千円	一件につき一万円	一件につき三万円	一件につき十万円	一件につき三百万円	一件につき一千円

申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
一件につき三万円	一件につき二千円	一件につき二千円	一件につき二千円
一件につき三千円	一件につき二千円	一件につき二千円	一件につき二千円
一件につき六千円	一件につき三千円	一件につき三千円	一件につき二千円
一件につき六千円	一件につき二千円	一件につき二千円	一件につき二千円
一件につき一万円	一件につき二千円	一件につき二千円	一件につき二千円
申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
(一) 会社又は相互会社につきその支店の所在地においてする登記 おいてする登記(登記の抹消を含む。)	(二) 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする登記	(三) 営業所の設置の登記 その他の登記	(四) 登記の抹消
二十一 個人の商業登記	二十二 船舶管理人の登記	二十三 船舶管理人の登記	二十四 夫婦財産契約の登記
(一) 個人につきその本店の所在地においてする登記 イ 商号の新設の登記又はその取得による変更 ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記 ハ 商法第五条(未成年者の営業の登記)又は 第七条第一項(被後見人のためにする後見人 の営業の登記)の規定による登記	(一) 責めの登記 二 商法第二十六条第二項(営業譲渡の際の免 責の登記)の登記 ホ 商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若 しくは消滅の登記(これらに該当するものを除く。) ヘ 登記の抹消 ヘ 登記の抹消を含む。)	(一) 個人につきその支店の所在地においてする登 記(登記の抹消を含む。)	(一) 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登 記(抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若 しくは変更の登記) (二) 登記の更正又は変更の登記 (三) 登記の抹消

	登録件数	認可件数
(一)弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)(第八条(弁護士の登録)の弁護士の登録)	一件につき二万円	一件につき二万円
(二)司法院法上士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)(第四条第一項(認可)の司法書士の登録)	一件につき一万円	一件につき一万円
(三)土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)(第六条(登録)の土地家屋調査士の登録)	一件につき一万円	一件につき一万円
四 公認会計士又は会計士補の登録		
(一)公認会計士法(昭和二十三年法律第二百二号)(第十七条第一条第一項(登録の義務)の登録)	登録件数	登録件数
(二)公認会計士の登録	登録件数	登録件数
(1)会計士補の登録	登録件数	登録件数
ロ 公認会計士法第十六条の二第一項(外国で資格を有する者の特例)の登録	一件につき二万円	一件につき二万円
(2)薬剤師の登録	登録件数	登録件数
(3)保健婦、助産婦、看護婦、男子である看護人、理学療法士又は作業療法士の登録	一件につき二万円	一件につき二万円
(4)税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)(第十八条(登録)の税理士の登録)	登録件数	登録件数
(5)法令の規定により国の行政機関に備える名簿に於ける次に掲げる登録	登録件数	登録件数
イ 次に掲げる者の新規登録		
(1)医師又は歯科医師の登録	登録件数	登録件数
(2)薬剤師の登録	登録件数	登録件数
(3)保健婦、助産婦、看護婦、男子である看護人、理学療法士又は作業療法士の登録	登録件数	登録件数
(4)税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)(第十八条(登録)の税理士の登録)	登録件数	登録件数
(5)獣医師法(昭和二十四年法律第二百八十六号)による獣医師名簿に於ける登録	登録件数	登録件数
イ 獣医師法第七条第一項(登録)の獣医師の登録	登録件数	登録件数
ロ 獣医師法附則第十五項(獣医師法の準用)において準用する同法第七条第一項の獣医師免状の所有者の登録	登録件数	登録件数
ハ 登録事項の変更の登録	登録件数	登録件数
イ 装蹄師法(昭和十五年法律第八十九号)による装蹄師名簿に於ける登録	登録件数	登録件数
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	登録件数
(一)弁理士法(大正十年法律第二百号)(第六条第二項(弁理士の登録)の弁理士の登録)	一件につき五百円	一件につき五百円
(二)船舶職員法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による海技従事者免許原簿に於ける登録	一件につき一万円	一件につき一万円

(イ) 証券会社の証券取引法の規定による次に掲げる認可	支店の数
(ロ) 証券会社の支店の設置の認可 店以外の営業所の支店への変更の認可	営業所の数
(ハ) 証券投資信託の委託会社の免許	免許件数
(一) 外国為替業務若しくは両替業務の認可又はこれらの業務を営む営業所の新設の許可 (二) 法律第二百二十八号(第十四条第一項、外国為替業務の認可等)の外國為替業務の認可又は第三項の外國為替業務を営む営業所の新設の許可	国内の営業所の数 一箇所につき三万円
(一) 外国為替及び外國貿易管理法第十四条第一項(両替商の両替業務の認可又は同条第三項において準用する同法第十一条第三項の両替業務を営む営業所の新設の許可)	一箇所につき五万円
(二) 税関貨物取扱人の免許	一箇所につき三万円
(一) 税関貨物取扱人法(明治三十四年法律第二十号)第二条第一項(税関貨物取扱人の免許)の税関貨物取扱人の免許	営業所の数
(二) 酒類の製造又は販売に係る免許	一件につき三万円
(注) 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十二条第一項(免許の条件の緩和又は解除)の規定による酒類の販売業の免許に附された(イ)に規定する条件の全部又は一部の解除は、新たに当該免許とみなす。	一箇所につき一円
(一) 酒税法第七条第一項(酒類の製造免許)の酒類の製造免許その他の政令で定める製造免許を除く。	製造場の数
(二) 酒税法第九条第一項(酒類の販売業免許)の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許へ同条第二項の規定により期限を附して行なう免許を除く。	一箇所につき五万円
(イ) 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全種類の販売方法につき小売に限る旨の条件の附されたもの	販売場の数
(ロ) 介業の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(イ)又はハに該当する販売業は、免許を除く。	一箇所につき一万円
(ハ) 条件の解除(イ)又はハに該当する販売業の免許を除く。	一箇所につき三万円
二十九 製造たばこの小売人の指定	営業所の数
たばこ専売法(昭和二十四年法律第二百二十一号)第三十二条第一項(小売人の指定)の製造たばこの小売	一箇所につき五千円

	(一) 第四道路運送法(昭和二十六年法律第二百八十三号) 時的な需要のため、期間を限定して行なう免許 その他の政令で定める免許を除く。
イ 一般乗合自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許	口 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般区域貨物自動車運送事業の免許、一般小型貨物送事業の免許又は特定貨物自動車運送事業の免許
ロ 旅客自動車運送事業の免許又は一般貨物自動車運送事業の免許	口 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般区域貨物自動車運送事業の免許、一般小型貨物送事業の免許又は特定貨物自動車運送事業の免許
四十一 港湾運送事業の免許	口 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般区域貨物自動車運送事業の免許、一般小型貨物送事業の免許又は特定貨物自動車運送事業の免許
三十七 通運事業の免許	(一) 送取扱事業の登録
三十八 倉庫業の許可又は倉庫の位置の変更の認可	三十九 船舶運航事業の免許又は許可
(一) 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第四条第一項(免許)の通運事業の免許	(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十七号) (二) 第三条第一項(旅客定期航路事業の免許)の免許 (三) 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十号) (四) 第二条第一項(定期航路事業に規定する離島航路事業)に係る免許その他の政令で定める免許を除く。
イ 一般旅客定期航路事業の免許	イ 一般旅客定期航路事業の免許
ロ 特定期客定期航路事業の免許	ロ 特定期客定期航路事業の免許
メ 物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可	メ 物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可
イ 自動車航送貨物定期航路事業の許可	イ 自動車航送貨物定期航路事業の許可
ロ 旅客不定期航路事業の許可	ロ 旅客不定期航路事業の許可
許可件数	許可件数
一件につき三万円	一件につき三万円
免許件数	免許件数
一件につき三万円	一件につき三万円
登録件数	登録件数
一件につき三万円	一件につき三万円
免許件数	免許件数
一件につき一万円	一件につき一万円
倉庫の数	倉庫の数
一個につき一万円	一個につき一万円
取扱駅の数	取扱駅の数
一駅につき一万円	一駅につき一万円
一	一

第四十二条 第一項(免許)の規定による港湾運送事業の		港湾の数 免許件数及び港湾 の数 万円	路線の数 免許件数	一路線につき五万円 一件につき二万円
(一) 一般港湾運送事業の免許	(二) 船内荷役事業の免許			
(一) 檢査事業の免許	(二) 檢査事業の免許	業の免許	業の免許	業の免許
四十一 航空運送事業、利用航空運送事業又は航空機使用事業の免許又は許可	四十一 航空運送事業、利用航空運送事業又は航空機使用事業の免許又は許可	業の免許	業の免許	業の免許
四十二 ホテル又は旅館の登録	四十二 ホテル又は旅館の登録	業の登録	業の登録	業の登録
四十三 旅行あつせん業者の登録	四十三 旅行あつせん業者の登録	業の登録	業の登録	業の登録
四十四 建設業者の登録	四十四 建設業者の登録	業の登録	業の登録	業の登録
四十五 宅地建物取引業者の登録	四十五 宅地建物取引業者の登録	業の登録	業の登録	業の登録

建物取引業の免許（更新の免許を除く。）

四十六 測量業者の登録

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条
新規登録を除く。）

四十七 馬主の登録

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十三
条第一項（馬主の登録）の馬主の登録

登録件数	一件につき三万円
------	----------

四十八 無線局の免許

電波法（昭和二十五年法律第百三十号）第四条
第一項（無線局の開設）の免許（再免許）
及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）

無線局の数	一局につき一万円
（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、五万円）	（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、五万円）

別表第一 非課税法人の表

名 称	根 拠 法
愛知用水公団	愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
医療金融公庫	医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）
オリエンピック記念青少年総合センター	オリエンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年法律第四十 五号）
海外移住事業団	海外移住事業団法（昭和三十八年法律第百二十四号）
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法（昭和三十七年法律第百二十号）
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）
原子燃料公社	原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）
港務局	石炭法（昭和二十五年法律第一百八十八号）
国際観光振興会	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）
国民金融公庫	国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立教育会館	国立教育会館法（昭和三十九年法律第八十九号）

国立競技場	国立競技場法（昭和三十三年法律第二十号）
国立劇場	国立劇場法（昭和四十一年法律第八十八号）
こどもの国協会	こどもの国協会法（昭和四十一年法律第二百三十一号）
雇用促進事業団	雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第二百五十六号）
産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法（昭和三十七年法律第二百五十五号）
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第二百三十三号）
私立学校振興会	私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）
新技術開発事業団	新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八十二号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第二百十五号）
森林開発公団	森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第二百五十六号）
船舶整備公団	船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第二百三十八号）
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）
日本国有鉄道	日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）
日本住宅公団	日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
日本消防検定協会	消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）
日本専売公社	日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本中小企業指導センタ	中小企業指導法（昭和三十八年法律第二百四十七号）
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法（昭和三十四年法律第二百八号）

「についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「その増加した資本の金額の」を削り、同条第二項中「以下」を削り、「についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に、「次に掲げる金額の合計額」を「千分の一・五（増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立て又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の五）」に改め、同項各号を削る。

第八十条の二の見出しを「（増資の登記の税率の軽減）」に改め、同条中「又は登録税法第六条第一項第十号の規定の適用を受ける」を「（規定の適用を受けるもの及び合併による）」、「行つた」を「行なつた」に、「についての登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第六条第一項第四号」を「登録免許税法第九条」に改め、「その増加した資本の金額の」を削る。

第八十一条中「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率に、「登録税法」を「登録免許税法第九条」に、「掲げる額による」を「掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「それぞれ資本の金額又は増加した資本の金額の」及び「に相当する金額」を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に對応する部分については、千分の三・五）をこそする資本の金額に対する部分については、千分の三・五）を削る。

三 法人の設立 資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における部分については、千分の一・五（増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に對応する部分については、千分の三・五）を削る。

（不動産の権利又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合
イ 不動産の権利の取得 千分の六
ロ 船舶の所有権の取得 千分の四（海運業の再建整備に関する臨時措置法第五条の規定による承認に係るものについては、千分の一）

第八十一条第四号中「又は船舶の権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の及びに相当する金額」を削る。

第八十二条の二の見出し中「取得の」を「移転の」に、「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「取得の」を「移転の」に、「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「登録税法第六条第一項第九号又は第十号の規定にかかわらず、」を「に係る登録免許税の税率」を「登録税法第六条第一項第九号」に改め、「うち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百円）をこえる資本の金額に對応する部分については、千分の五）」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「合併による不動産又は船舶の権利又の取得」を「合併により取得した不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記」に、「の登記の登録税の額は、当該取得」を「に係る登録免許税の税率は、当該合併」に、「登録税法第十六条第一項」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

第八十三条の見出し中「登記」を「登記等」に改め、同条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

第八十四条中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。
附則第二十条の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同条中「の登録税について」を「で昭和四十二年十一月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税について」に改める。

第一項又是第六条第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一）

第八十一条第四号中「又は船舶の権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の及びに相当する金額」を削る。

第八十二条の二の見出し中「取得の」を「移転の」に、「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「取得の」を「移転の」に、「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「登録税法第六条第一項第九号又は第十号の規定にかかわらず、」を「に係る登録免許税の税率」を「登録税法第六条第一項第九号」に改め、「うち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百円）をこえる資本の金額に對応する部分については、千分の五）」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「合併による不動産又は船舶の権利又の取得」を「合併により取得した不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記」に、「の登記の登録税の額は、当該取得」を「に係る登録免許税の税率は、当該合併」に、「登録税法第十六条第一項」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

第八十二条の二の見出しを「（建設業法の一部改正）」

第六条 建設業法（昭和二十四年法律第一百号）の一部を次のように改正する

第十二条の見出しを「（登録免許税及び登録手数料）」に改め、同条中「登録申請者」を「第四条第一項の規定による登録のうち建設大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十年法律第百二号）の定めるところにより登録免許税を、同項の規定による登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「登録手数料」を「登録手数料を、そ

第八十五条の四の見出しを「（測量法の一部改正）」

第七条 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の四の見出しを「（登録免許税及び登録手数料）」に改め、同条中「登録申請者」を「第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第二百一十九号）の一部を次のように改めることとする者は、登録免許税（昭和四十二年法律第二百一十九号）の定めるところにより登録免許税を、」に改め、「に改め、（建築士法の一部改正）」

第六条 建設業法（昭和二十四年法律第一百号）の一部を次のように改正する

第十二条の見出しを「（登録免許税及び登録手数料）」に改め、同条中「登録申請者」を「第四条第一項の規定による登録のうち建設大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十年法律第二百一十九号）の定めのところにより登録免許税を、（商取引法の一部改正）」

第十一条 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出しを「（商品取引法の一部改正）」

免許税」に改め、同条第一項中「通知を受けた日から三十日」を「同条第一項の規定による登録を受けた日から一月」に、「政令で定めるところにより、登録手数料として三千円」を「登録免許税」に改め、同条第二項中「登録手数料」を「登録免許税」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第十二条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「(登録免許税及び登録料)」に改め、同条中「千円」を「登録免許税法(昭和四十二年法律第三十一号)」の定めるところにより登録免許税を「五百円」を五百円の登録料を「一百円の登録料を」を「一百円の登録料を」に、「一百円の登録料を」を「一百円の登録料を、それぞれ」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十三条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第一百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第一項の免許又は「第一項の免許のうち建設大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三百七十六号)」の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び「に、「手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

(旅行あつ、旋業法の一部改正)

第十四条 旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法律第一百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(登録免許税及び登録料)」に改め、同条中「規定による登録の申請」の下に「をする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三百三十九号)」の定めるところにより登録免許税を「を加え、「政令で定める額の手数料を」を「政令で定める額の手数料を、それぞれ」に改める。

(技術士法の一部改正)

第十五条 技術士法(昭和三十二年法律第一百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「(登録免許税及び登録料)」に改め、同条中「その規定に規定する債

手数料)」に改め、同条中「登録を受けようとする者」の下に「は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三百三十九号)」の定めるところにより登録免許税を「手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ一を削る。

第四十二条ノ三第五項中「第六条ノ二」を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十七条 農林中央金庫法(大正十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

(農村負債整理組合法の一部改正)

第十八条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十九条 農林中央金庫法(大正十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第八条を次のように改める。

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第十九条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第七十一条を次のように改める。

第八条を次のように改める。

(海上交通事業調整法の一部改正)

第十八条 削除

(保險業法の一部改正)

第二十条 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十条及び第八十一条を次のように改める。

第八十条及第八十一条 削除

(羅災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

第七条 削除

(畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律の一部改正)

第二十五条 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「においては」を「におけるそ

の登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法第九条の規定にかかるらず」に、「以て、登録税法第二条第一項第九号に規定する債

権金額とみなす」を「とする」に改める。

(農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十二条 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十日までに」を加え、「登録税の額は、不動産又は船舶の価格の」を「登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「に關する権利」を「の権利」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十日までに」を加える。

第十二条 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十日までに」を加え、「登録税の額は、不動産登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第二百四十三号)第十九条の規定にかかるわらず」に改め、ただし書を削る。

第十七条 国民金融公庫法の一部改正

第十八条 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条 削除

(農業災害補償法の一部改正)

第二十三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第二百八十五号)の一部を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

(農業協同組合法等による畜業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正)

第七条 削除

(畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律の一部改正)

第二十五条 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

第十七条及び第十八条 削除

(農業協同組合等による畜業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正)

第二十九条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

第四条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十日までに」を加え、「登録税の額は、登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第二百二号)第九条の規定にかかるわらず」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」

ら昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十三年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

理由

登録免許税法の施行に伴い、新たに登録免許税を課すこととした登録又は免許に係る手数料を廃止するとともに、租税特別措置法その他の関係法令の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いました。小沢大蔵政務次官。

○小沢政府委員 ただいま議題となりました登録免許税法案外一法律案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、登録免許税法案について申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、登録税の税負担が最近における所得及び物価水準に適合するものとなるよう定額税率について所要の調整を行ない、あわせて課税範囲の整備合理化等制度全般にわたっての合理化をはかるため、登録税法の全文を改正し、その名称を登録免許税法に改めることとして、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

第一は、税負担の調整をはかることであります。すなわち、現行の登録税の税率は、昭和二十三年以降据え置かれておりますが、その後の所得及び物価水準の推移を考慮して、これに適応するも

のとなるよう定額税率を調整することとしておりまます。なお、最低税額は、登記等に要する費用及び納税者の負担を配慮しまして五百円としております。また、不動産等の取得にかかる仮登記につきましては、その利用の現状と仮登記の持つ機能に顧み、現行の定額税率から千分の一の定率税率とする一方、本登記の際はこれを控除することに改めることとしております。

第二は、課税範囲の整備であります。すなわち、現在課税されております登記登録とのバランスを考慮しまして、個人の資格または事業の開始等の場合の登録、特許、免許等のうち現行課税対象に匹敵すると認められるものを新たに課税対象に加えることとし、その税率は現行のものとの権衡をとつて定めることとしております。他面、現在課税しております建物の床面積の増加による表示の変更登記、船籍の登録、弁護士の登録がえ等につきましては、その登記等の性格に顧みて、課税対象から除くこととしております。

第三は、課税標準及び税額の計算の簡素合理化であります。すなわち、抵当権等担保物権の設定登記の場合の課税標準は、現行法では担保される債権金額と不動産の価額のうちいちばん低い金額によることとされておりますが、これを担保される債権金額に統一し、その税率を現行の千分の六・五から千分の四に引き下げる等の措置を講じ、課税標準の簡素合理化をはかつております。また、借地権等用益物権の設定登記等につきましては、現行法ではその設定、更新等の登記のつどその権利の存続期間に応じ異なる税率によることとしておりますが、これを最初の設定登記の際には单一の定率税率を適用することに改める一方、その更新登記の際の登録免許税は不動産等一個につき五百円の定額税率に改める等、税額計算の簡素合理化をはかることとしております。

第四は、納付方法の簡素合理化であります。すなわち、現行の印紙納付方式に加えて、国税の納機関に金銭を納付し、その領収証書を登記等の申請書に添付する現金納付方式を併用することと

しております。このほか、還付の手続、納稅地その他所要の規定の整備をはかることとしております。以上のほか、現行法はたかなの文語体であります。これを口語体に改め、また、課税範囲及び税率等を別表に掲記する等、納税者の理解を容易に願み、現行の定額税率から千分の一の定率税率とする一方、本登記の際はこれを控除することに改めることとしております。

○只松祐治君

質疑の通告がありますので、これを許します。まず最初に、所得税について若干お伺いいたします。

○只松委員 まず最初に、所得税について若干お伺いいたします。

本年度の所得税の税収総額、その中における本年度の金額の伸び、人員の伸び、そういうものをひとつ簡単に示し願いたい。

○塙崎政府委員 所得税の税額は、改正後で一兆一千七百八十三億九千百万円でございます。前年度、四十一年度の補正後の予算額では一兆五百二十億一千二百萬円でございます。したがいまして、千二百六十億円ばかりの税額が、減税後にもかかわらずふえておるわけでございます。

○塙崎政府委員 納税人員は、昨年は二千百五十八万人と見積もられておりましたが、本年度は改正後で一千七百五十八万人と見込まれます。前年一千七百八十三億九千百万円でございます。前年一千七百五十八万人と見込まれます。

○只松委員 現状では、人員が若干減っておりますが、税額は御指摘のとおり、今年度も伸びます。さらに、これがいま春闘で四千円前後の賃上げが一斉に行なわれつありますが、四千円として、手当てその他を入れて十六ヵ月と概算し、六万四千円、まあ六、七万円平均給与が上がつて、こういうことになりますと、さらに税収の総額の伸びあるいは人員の増大、こういうものが予見されると思いますが、およそどういう推定をなさつておりますか。給与所得を中心にして……。

○塙崎政府委員 給与所得につきましては、私どもはこういうふうに見ております。一人当たりの平均給与は一%増、人員は四%増したがいまして、給与所得の総額は一五%増、こういうふうに見ております。

○只松委員 これはもう本年度伸びることを予定されているわけですか、四月から。たとえば春闘でいわゆる四、五千円アップというものを、すでにこの一五%というものの中に見込んであるわけですか。

○内田委員長 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに相続

兩案に対する質疑は、後日に譲ります。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○塙崎政府委員 大体過去の経験値から見まして、まあその程度のことはあるであろうということを予定しておるつもりでございます。

○只松委員 内輪に見積もるというのは確実な方法でございますが、いつも当初の予定よりも年度末になりますと、過去のあなたたちのことばで言えば自然増収ということばであります。が、収入もそれから人員もふえてきていますね。いま一応推定はしてあるということですが、本年度どの程度——給与所得、事業所得、農業所得など、あまりこまかくは要りませんが、特に伸びるのは給与所得と一般事業所得だと思いますけれども、どういう推計をなさっておりますか。

○塙崎政府委員 給与所得は先ほど申し上げたとおりでございます。雇用におきまして四分、賃金一%、総体で一五%でございますが、営業所得につきましては一三%、農業所得は三%。その他の事業所得は一五%。それからその他不動産所得、資産所得関係を一〇%増、こういうふうに見まして、申告所得は平均一%の増と見込んでおります。

○只松委員 いま所得税中心の伸びのお話をいたしましたが、これは帰するところ、減税減税と毎年おつしやいますけれども、いまみたいな税収あるいは納税人員の伸び、こういうものを見ますと、あなたたちがおつしやるようにはたしてこれが減税というもののであるかどうか。私たちはいつも言うように、税の調整だ、こう言うわけですかれども、こういうものをずっとどちらになりますか。

○塙崎政府委員 確かに、私が税制一課長をしておりました昭和三十年当時も所得税は重いといわれておりましたが、納税人員はそのとき千万人ちょっとでございました。現在、先ほど申し上げましたように、二千万人になっておりましたし、所得税の税額も三倍ぐらいふえておるわけでございます。そんなところから、毎年毎年減税と言わねながら実は減税になつてないのではないかと

いう御疑問を持たれるのは、私ももつともなことだと思うわけであります。しかし、そのことはもう言うまでもなく、私どもが口をすっぱくして申し上げますように、所得水準の増加があつたといえば自然増収ということがあります。が、収入もそれから人員もふえてきていますね。いま一応推定はしてあるということですが、本年度どの程度——給与所得、事業所得、農業所得など、あまりこまかくは要りませんが、特に伸びるのは給与所得と一般事業所得だと思いますけれども、どういう推計をなさっておりますか。

○塙崎政府委員 給与所得は先ほど申し上げたとおりでございます。雇用におきまして四分、賃金一%、総体で一五%でございますが、営業所得につきましては一三%、農業所得は三%。その他の事業所得は一五%。それからその他不動産所得、資産所得関係を一〇%増、こういうふうに見まして、申告所得は平均一%の増と見込んでおります。

○只松委員 いま所得税中心の伸びのお話をいたしましたが、これは帰するところ、減税減税と毎年おつしやいますけれども、いまみたいな税収あるいは納税人員の伸び、こういうものを見ますと、あなたたちがおつしやるようにはたしてこれが減税というもののであるかどうか。私たちはいつも言うように、税の調整だ、こう言うわけですかれども、こういうものをずっとどちらになりますか。

○塙崎政府委員 確かに、私が税制一課長をしておりました昭和三十年当時も所得税は重いといわれておりましたが、納税人員はそのとき千万人ちょっとでございました。現在、先ほど申し上げましたように、二千万人になっておりましたし、所得税の税額も三倍ぐらいふえておるわけでございます。そんなところから、毎年毎年減税と言わねながら実は減税になつてないのではないかと

リーマンではなくて、例の昭和三十三年から扶養親族の所得五万円という扶養親族控除の適用要件をいまだに据え置いておりますので、扶養親族でありながら、あるいは中には配偶者であります。が、こんなような結果になったということと御理解願いたいと思います。

なお、これをもう少しふえんして申し上げますと、先ほど只松委員の御指摘のように、納税人員の増加の九割は給与所得者である、千万人から二千万人に伸びたその千万人のうちの九割は給与所得者であつて、残りの百万人が不動産所得、資産所得者であつて、その他の合算される所得の申告所得者の増加でございます。

これはなぜかという点を私どもが分析してみますと、まず第一に、これは雇用者が毎年百万人、年率四%程度の増加があったということが第一の理由でございます。第二は、もう只松先生御案内のように、初任給の増加が若年労働不足の関係でふえてまいったために、私どもは課税最低限を毎年毎年上げてきておりますが、これは平均賃金程度しか上げてこなかつたところが、初任給の増加というものは平均賃金の増加よりも多い、そんなような関係で、初任給を受ける独身サラリーマンが納税者に入ってきたということが第二の大きさの理由でございます。そこで、先生方いつも、高校卒、中卒ですぐ、あるいは一年たつと税金を納めるのはどういうものであろうかと言われることは、私はこれが大きな原因だと思うのでございます。第三は、もう一つ独身のサラリーマンが納税者はとしてふえてまいりました大きな原因是、課税者がややおくれてきた、こういった傾向でやはりこれがややおくれてきた。現在二千万人のうちの九百六十万人ばかりは、税法上の独身者と申しますが、单身者でございます。しかし、この中には、御案内のように、学校を出たばかりのサラリーマンではなくて、例の昭和三十三年から扶養親族の所得五万円という扶養親族控除の適用要件をいまだに据え置いておりますので、扶養親族でありながら、あるいは中には配偶者であります。が、こんなような結果になったということと御理解願いたいと思います。

こんなような関係で納税者はふえ、さらにまた課税最低限の引き上げはありますても、課税最低限を上回る所得者につきましてはそれほど減税は影響いたしません。したがいまして、税率をあんまり直さなかつた関係もありまして、税額は先ほど申し上げましたように三倍になつてきました、これほど申し上げますように思ひます。

以上の二つの観点から、私どもは減税はしておりますけれども、所得税におきまして納税人員は倍になり税額は三倍になつた、こんなような傾向が見られる、こういうふうに考えております。

○只松委員 これはちょっと古い統計になりますが、昭和三十年から三十八年程度の、これは給与所得だけじゃありませんが、国民所得と税収の伸びのデータがあります。この七年間に名目所得の伸びが一八・七%、実質所得が九三・八%、これが税収の伸びがやはり一八・七%、これに税収の伸びがやはり一八・七%、これを年平均にいたしますと、名目成長率が一三・二%、実質所得の増大が一〇・四%、それに対して、税の伸びというものがやはり一三・二%、こういうふうになつてゐる。この三十八年から二年ぐらいですか、非常に自然増収が続いていますね。去年から落ちてゐる。こういうものの見えます。

○塙崎政府委員 これは、只松先生のおっしゃいましたように、自然増収は名目で生じますので、それと実質と対比いたした場合にこんなような関係になることは間違いございません。しかし、このことは増税ということではない、先ほど申しますように、やはり所得水準の増加に応じます。これがややおくれた、このことのあらわれだと思いますが、昭和三十年から三十八年程度の、これは給与所得だけじゃありませんが、国民所得と税収の伸びのデータがあります。この七年間に名目所得の伸びが一八・七%、実質所得が九三・八%、これが税収の伸びがやはり一八・七%、これを年平均にいたしますと、名目成長率が一三・二%、実質所得の増大が一〇・四%、それに対して、税の伸びというものがやはり一三・二%、こういうふうになつてゐる。この三十八年から二年ぐらいですか、非常に自然増収が続いていますね。去年から落ちてゐる。こういうものの見えます。

○只松委員 これはデータの取り方というのではなくかむずかしいし、私たちはそういう完全なデータをなかなか取り得ない立場にあります。皆さん方が完全とは私は思わないけれども、私たちに比べて、よりこまかしがきくと言つては失礼にになりますが、より広範な統計の数値を持っておられるわけですから、論争したてなかなかかなわないわけです。しかし、こういう一般的の皆さん方が取つておられるデータをもとにし、あるいは

民間で使つておるデータ、あるいは、これはもつと当てにならないわけですが、実質上の給与所得者の税負担感というもの——皆さん方もそういう意味では給与所得者の一員であるわけですから、軽くなっているか重くなっているかということは、たとえば、そういうものの象徴的なものとして新聞がよく税制の改正期になれば、あるいは税調が答申すればそれにいろいろ論評を加えます。が、今年なんかも集中的に、昨年もそうだったですが、給与所得者の税金が重過ぎるのではないかというふうなことを、こういうことを繰り返し述べておられますね。私たち、現在の新聞が必ずしも労働者に味方しておる、給与所得者に味方しておる、革新的である、こういうふうにはほとんど不公平である、こういうことを繰り返し述べておられますね。私たち、昭和三十七年には所得税の一部が住民税のほうに回つていたではないか、こういうことが一つの理由でございます。それからもう一つは、よく見てみると、社会保険の掛け金、これがやはり所得水準に応じて増加し、ときにはこれが上昇していく、これを第二の理由として私はあげるわけですが、それから第三には、これはもう先生方がいつも言われておりますように、所得水準は上がりが非常に大きくて、家計に及ぼす影響が大きい、こんなようなことが私は原因になつてあるいは新聞論説としてもきびしく取り上げられておりますね。にかかわらず皆さんが、いま手元にお持ちのそういうデータによつて、実質上は軽くなつてきてているのだ、こういうことをのうのうと、と言つちゃなんですが、言うことができると思いますが、私はいまデータとしては論争いたしませんけれども、そういう皆さん方がお持ちになっている負担感なりあるいはそういう国民の声といふものを——しかも、私はいま商業新聞の一例を引きましたけれども、商業新聞でない労働組合の、あるいは革新的な新聞では一齊にそういうことを攻撃しておるわけですね。こういう点について、そうではない、こういうデータに基づけば実質上軽くなつてきているのだ、こういうふうにやつぱり言われますかどうか。

○塙崎政府委員 私は、確かにいまの先生のおつべきだよなうに、サラリーマンは減税をされたけれども減税されたという実感が乏しいと言つておることも、また事実だと思います。私もその原因をいろいろ分析してみたわけでございます。私もその原因をいろいろ分析してみたわけでございます。

おつしゃいました不公平感というのも大きな理由であることは事実でございますが、そのほかにも理由が多々あるようござります。

一つは、住民税の問題です。所得税は減税されただけれども、住民税は減税されてない、しかも、昭和三十七年には所得税の一部が住民税のほうに回つていたではないか、こういうことが一つの理由でございます。それからもう一つは、よく見てみると、社会保険の掛け金、これがやはり所得水準に応じて増加し、ときにはこれが上昇していく、これを第二の理由として私はあげるわけですが、それから第三には、これはもう先生方がいつも言われておりますように、所得水準は上がりが非常に大きくて、家計に及ぼす影響が大きい、こんなようなことが私は原因になつてありますね。にかかわらず皆さんが、いま手元にお持ちのそういうデータによつて、実質上は軽くなつてきていているのだ、こういうことをのうのうと、と言つちゃなんですが、言うことができると思いますが、私はいまデータとしては論争いたしませんけれども、そういう皆さん方がお持ちになっている負担感なりあるいはそういう国民の声といふものを——しかも、私はいま商業新聞の一例を引きましたけれども、商業新聞でない労働組合の、あるいは革新的な新聞では一齊にそういうことを攻撃しておるわけですね。こういう点について、そうではない、こういうデータに基づけば実質上軽くなつてきているのだ、こういうふうにやつぱり言われますかどうか。

因をいろいろ分析してみたわけでございます。

おつしゃいました不公平感というのも大きな理由であることは事実でございますが、そのほかにも理由が多々あるようござります。

一つは、住民税の問題です。所得税は減税されただけれども、住民税は減税されてない、しかも、昭和三十七年には所得税の一部が住民税のほうに回つていたではないか、こういうことが一つの理由でございます。それからもう一つは、よく見てみると、社会保険の掛け金、これがやはり所得水準に応じて増加し、ときにはこれが上昇していく、これを第二の理由として私はあげるわけですが、それから第三には、これはもう先生方がいつも言われておりますように、所得水準は上がりが非常に大きくて、家計に及ぼす影響が大きい、こんなようなことが私は原因になつてありますね。にかかわらず皆さんが、いま手元にお持ちのそういうデータによつて、実質上は軽くなつてきていているのだ、こういうことをのうのうと、と言つちゃなんですが、言うができると思いますが、私はいまデータとしては論争いたしませんけれども、そういう皆さん方がお持ちになっている負担感なりあるいはそういう国民の声といふものを——しかも、私はいま商業新聞の一例を引きましたけれども、商業新聞でない労働組合の、あるいは革新的な新聞では一齊にそういうことを攻撃しておるわけですね。こういう点について、そうではない、こういうデータに基づけば実質上軽くなつてきているのだ、こういうふうにやつぱり言われますかどうか。

○只松委員 確かに、総体的な面から見れば、たゞやつたよなうに、サラリーマンは減税をされたけれども減税されたという実感が乏しいと言つておられることがあります。私もその原因をいろいろ分析してみたわけでございます。

おつしゃいました不公平感というのも大きな理由であることは事実でございますが、そのほかにも理由が多々あるようござります。

一つは、住民税の問題です。所得税は減税されただけれども、住民税は減税されてない、しかも、昭和三十七年には所得税の一部が住民税のほうに回つていたではないか、こういうことが一つの理由でございます。それからもう一つは、よく見てみると、社会保険の掛け金、これがやはり所得水準に応じて増加し、ときにはこれが上昇していく、これを第二の理由として私はあげるわけですが、それから第三には、これはもう先生方がいつも言われておりますように、所得水準は上がりが非常に大きくて、家計に及ぼす影響が大きい、こんなようなことが私は原因になつてありますね。にかかわらず皆さんが、いま手元にお持ちのそういうデータによつて、実質上は軽くなつてきていているのだ、こういうことをのうのうと、と言つちゃなんですが、言うができると思いますが、私はいまデータとしては論争いたしませんけれども、そういう皆さん方がお持ちになっている負担感なりあるいはそういう国民の声といふものを——しかも、私はいま商業新聞の一例を引きましたけれども、商業新聞でない労働組合の、あるいは革新的な新聞では一齊にそういうことを攻撃しておるわけですね。こういう点について、そうではない、こういうデータに基づけば実質上軽くなつてきているのだ、こういうふうにやつぱり言われますかどうか。

○塙崎政府委員 私は、確かにいまの先生のおつべきだよなうに、サラリーマンは減税をされたけれども減税されたという実感が乏しいと言つておられることがあります。私もその原因をいろいろ分析してみたわけでございます。

おつしゃいました不公平感というのも大きな理由であることは事実でございますが、そのほかにも理由が多々あるようござります。

一つは、住民税の問題です。所得税は減税されただけれども、住民税は減税されてない、しかも、昭和三十七年には所得税の一部が住民税のほうに回つていたではないか、こういうことが一つの理由でございます。それからもう一つは、よく見てみると、社会保険の掛け金、これがやはり所得水準に応じて増加し、ときにはこれが上昇していく、これを第二の理由として私はあげるわけですが、それから第三には、これはもう先生方がいつも言われておりますように、所得水準は上がりが非常に大きくて、家計に及ぼす影響が大きい、こんなようなことが私は原因になつてありますね。にかかわらず皆さんが、いま手元にお持ちのそういうデータによつて、実質上は軽くなつてきていているのだ、こういうことをのうのうと、と言つちゃなんですが、言うができると思いますが、私はいまデータとしては論争いたしませんけれども、そういう皆さん方がお持ちになっている負担感なりあるいはそういう国民の声といふものを——しかも、私はいま商業新聞の一例を引きましたけれども、商業新聞でない労働組合の、あるいは革新的な新聞では一齊にそういうことを攻撃しておるわけですね。こういう点について、そうではない、こういうデータに基づけば実質上軽くなつてきているのだ、こういうふうにやつぱり言われますかどうか。

○塙崎政府委員 長期税制構想と申しますが、昨年の税制調査会で出しました長期税制構想の中でもこの所得税の問題は大きく取り上げられておりまして、たとえば給与所得控除を大幅に引き上げる、現在の一〇%、二〇%というような区分はやめで一律二〇%にしたらどうか、こういう案さえ出ておるわけでございまして、おつしやるよう

に、給与所得者についての税額あるいは人員の増加に対処するにはやはり給与所得控除を何とか大幅に引き上げるといふことによつて対処すべき

行なつて、相当抜本的な改正と同じような方向をたどつていつてゐる。こういふ形態が出てきてゐるのですね、一般ではなくて法人税に。これは法人税の擬制説も含めてですが、もうちょっと、この税制だけではが明るくなるし、國民に納得ができるし、親しみを持たれるし、勤労者においてもなるほどという感覚を持つようなことをやつたらどうかと思うが、ただ、官僚的と言つちや怒られるけれども、わずかな基礎控除を上げた、配偶者控除を上げた、下げたといふような論議を毎年ぼくらもやつてきておるわけです。ところが、そういう論議だけではなくて、これだけの大きな所得税、納稅人員というものになつてきており、しかも、それがどんどん毎年減税という名の徵稅が行なわれてふえてきておるということについて、政府でも考える必要があるのじやないか。あまりにもイージーゴーイング的にこらいういままでのしきたりから取れるものだけから取っていくという、こういう段階は限界にきつつあるのじやないです。たとえば中山さんが、おやめになつたからフランクに書けるのだとと思うのですが、これからの中の税制という面で一連のずっとシリーズを書いて、最後に、公平の原則に帰れ、こう言って、ある面では私たち社会党以上にりっぱなことというのですか、税調の時代とは違うことをおつしやっていますね。やはりこれは根本的に検討の段階にきているのじやないか。シャウブ税制は行き詰まつておると思いますが、そういう点でどう思いますか。

与の伸びという議論もございましたのですが、伸びの伸びそのものを、最近の五年間、昭和三十四年から四十年をとってみますと、大体平均して平均賃金は約一割の伸びを示しておる。しかも四十二年の私どもが考えております課税最低限の年になつては、総体平均をしても相当のものになつておるわけございまして、はるかにこよなく上回つておるわけでござります。

そういう点から見ますと、私どもは、今度の減税また毎年の減税が、減税の名のもとにおける増税だと考へておりません。明らかに毎年実質的に減税が行なわれておるというふうに思ひますけれども、先ほど局長も言いましたように、住民の動かない点、あるいはまた税外負担がいろいろ社会保険、社会保障の観点で変動がある、あるいはまた物価の身近ないろいろ上昇の圧迫がある。こういうような点から見まして、それと、所得はどういうような点から見まして、そういうふうには完全に把握されておるが、他の法人税等についていかにも政府が臨時措置等で法人税についていろいろな減税をはかつていく、そういうふうな点から、実感としてなかなか減税というものの実感がないのだということは私も理解できるわけでございます。

国民の税負担を軽減する方向にできるだけ努力を
していかなければいかぬじやないか。あとのこと
につきましてはいろいろ御不満だと思いますが、
また大臣がおいでになりましてからいろいろ御議
論をいただきたいと思います。

○只松委員 どうも、大臣に聞くのを政務次官に
聞いたり事務当局から聞いたりしてびんとこない
面があるのですが、あとで大臣がお見えになつた
らまた聞きますが、いまおつしやつたように、い
ろいろ言えば理屈はあると思いますけれども、た
とえば、いまの給与形態にいたしましても、独身
者の初任給が非常に上がってきておりますね。上
がらなければ人が集まらない、ということになつて
いますね。むしろ中高年層が平均余命が延びま
して、こういうものには中高年層の再雇用対策
をしなければならない、こういうことです。五
十五歳以上の再雇用された人の賃金は非常に安く
なる、こういう形です。皆さん方みたいに特殊の
立場にある人はすぐどこかの公団の副裁裁や理事
になつていかれるから、三十万円、五十万円すぐ
もらわれるけれども、一般の労働者は、五万円も
らった人が三万円、三万円もらつた人が二万円に
なつて、定年後安くなる、こういう給与生活者、
国民生活の実態というものを見ていく、生活のあ
り方というものを見ていけば、当然にそれに対応
する税制についてもやはり私は変えていく必要が
あると思います。

こういう一般的な政策の問題、社会現象に伴う
問題を話し始めますと非常に長くなります。私は
税小があればそういう問題についてもいろいろ話
し合いたいと思ってるのでけれども、昨年か
らほとんど税小は聞かれません。そこで、今日ま
でこういうことや何かを論議する機会というもの
がほとんどないわけです。あっても、私たちの質
問がたいで三十分か一時間でよこちょこつと
終わる、こういうので、こういう社会の形態の、
いろいろ都市化現象といわれたり、あるいは社会
構造の変革といわれて、いろいろな社会体制に
改革を来たしております。にもかかわらず、税制

というものは、シャウブ税制勧告以来、基礎整備なり何なりちょこっとといじくられただけで抜本的な改正がない。私が税制の改正ということを言つておるのは、社会形態も相当変わつてきておるのではないか、こういうことを前提にして言つております。しかし、そういう社会学的な面まで持ち出しますと、たいへん抽象的な話にもなりますし、ほんとうはそういうことは税小か何かで言うべきだらうと思う。しかし、なかなかそういう機会がないからあれですが、そういう国家社会の形態の変化が起こつてきているわけですから、それに伴つて当然税制のあり方といふものも変わつてこなければならぬと思うのです。

たとえば一例をあげれば、小学校や中学校出是非常に少なくなつてきておる。高校、大学出が多い。皆さん方も、われわれもそうですが、子供を上の学校までやる。それと、人が足りないからしたがつて初任給が高くなつてきておる。初任給が三万円で、四十、五十の人が五万円だ六万円だということと、ある面では小学校しか出ない定年間近の人と大学出の人の初任給とそろ大差ない、こういう形態も出てきております。

そういういろいろな社会現象というものをやらみ合わせて——あるいは一個の家族にしても、六人なり十人なり多数家族であったのが、いま平均の家族構成が四人を割つてきております。私はいつも言うように、皆さんは平均値をとつて五人家族というものをお出しになるけれども、それは架空の数字であつて、日本のいまの状態は、昭和四十二年度においては大体四人くらい、四人をあるいは割つてきておるかもしね。というのは、家族が分散をします。したがつて、分散をすれば、一般的な生計費のほかに、いま家賃が非常に高くなつてきておる、あるいは地代というものが非常に高い。ただ単に初任給ということだけをいふならば、独身者の初任給を上げればいいぢやないからアパートに入るといふと、アパート代が非常に高い。ただ単に初任給ということだけをい

いかということだけれども、そうではなくて、独立して一個の家をかまえる、その家賃が高い。家賃だけでなく、光熱費や何か全部生活費に入ってくるわけです。そういう社会形態の変化が、生きているわれわれ人間に中に起きているわけです。そういうものに対応する税金のあり方、課税のしかたというものがやっぱり変わつてこなければならぬ。そういうものを全然顧慮しないで、たゞ昔ながらの、終戦後シャウプさんが来て勧告したときの税体系がそのまま適用されておる。その所得税が一方の法人税とともに二本の柱になつておる、こういうことですね。おそらく私はそういうことや何かは、税調の報告書や答申書を見ましても、それまでの社会学的な面までとらえての論争というものはほとんどやつておらないよ的な気がするのですね、まだ私も見ないのでされども。やっぱりそういう問題も全部やらなければならぬ。われわれは日本国民に対する課税のあり方を国会で論議するわけですから、したがつて、国家社会の現象の変化というものに伴つて税制も変えていく必要がある。私が、税負担感の重さといふものを商業新聞でも一斉に言つてゐる、こういうことを一例として言い、筋としては確かにあなたの言われるようになんに上がつてきてはいないし、それほど変化はしないけれども、なおかつ負担感が非常に重いというのは、単に住民税や何かが下がつておらない、上がつておる、物価が上がりつておるという、そういう経済面だけでなくて、私は、社会現象の変化がきた、そういうもろもろの問題があると思うのですね。私は税制というのは政治の基本だと思っているのです。予算というのは使うほうですが、それを裏づける歳入としての税制というのは、国家社会形態の基本だと思うのですね。国家社会のそういう形態といふものが異なつていくならば、当然に税のあり方といふものもやっぱり対応してこなければならぬ。それがいま大きな一つの変わり目につきておるのではないか。そういうことと関連して、所を得、特に給与所得の問題について、国民が底流と

いうか、うねりをなして一つの問題提起をやつてあるわけです。おそらく来年もまた勧告が出たりすると思いますが必ずやりますよ。毎年新聞というのではなくて、年よりことしの論調というのは激しい。ことしはあなたたちから見れば相当大幅に減税したと思ってるわけでしょう。にもかかわらず、ことしの論調というのは非常にきびしいですね。ことは確かなに今までよりも所得税中心に減税したがしかし、といふことで、が、しかし、からあとの論調でいうのは非常にきびしいですよ。

だから、ここでデータを踏まえたり、いままでの通り一ぺんの、そぞじやないと思いますといふようなことじやなくて、もう少し根本的に、これだけ大臣が来てこういう論議をすれば一番いいわけですがれども、大臣は所定の時間になつても来ないのでやれないが、しかし、大臣は大体そこまでの基本的な論議は、あなたたちがされた上じやないとうんと言わないわけですから、そういう問題について、もっとと国税当局においても根本的にお考えになつたらどうですか。

○塩崎政府委員 非常に貴重な御意見でございきまして、私もそういた意見を十分しんしゃくしなければならぬと思います。

所得税につきまして、確かに、私どもが税制課長でやつておりますときも重いと感じておりますが、納税者がそのときは一千万人で、おそらくそのときは所得税の納税者が二千万人になるというような意識は確かになかつたと思うのですが、これは、おっしゃるように、経済成長が非常に早いということ、さらによつて、おっしゃいましたもう少し大事なことは、社会現象の変化が非常に早い、それに対し、所得税の構造が非常に累進税率構造を持つていて適合していないという面だと思います。そんなような面で、私は、シャウブ税制にいたしましても、このよくな日本経済の大きな成長あるいは社会現象の変化は予定をしてなかつたと思うでございます。いま

のお話を聞きましてその点を痛感いたしましたので、そういう社会現象を特に考慮するようなことを、税制改正の今後の大きな方向の中で考えみたいと思います。

○只松委員 いまのような問題について、たとえば、一例をあげれば、よくいわれているように、住宅減税とか、あるいは住宅までいわなくてアパート代といいますか、そういうもの、これは人間である以上、最低必要経費として、家には住まなくてはならぬですから、こういうものに対する顧慮が全然ないわけですね。考慮がないまま公営住宅でも一万円からするわけでしょう。D Kや3 D Kになればなおさらです。四万円や五万円取つて、一万三千円、一万五千円の家賃をよく私は払つて生活できると思いますね。アパートに入れば、一部屋で、六畳の部屋で一万五千円くらいとられているわけでしょう。それに二年ごとに更新の権利金というものをとつていかれるわけですね。したがつて、一万五千円ではなくて一万七、八千円ぐらいについているわけです。四万円取つてもアパート代に大体半分は持つていかれるわけですね。家賃でそうですから、光熱費から何から入れて、幾ら月給を取つていいか知らないが、三万円や四万円では夫婦でやつていけない。ときどきこのごろは仲人することがありますから、行ってみるのですが、私はよくそれで生活できるねと言つたのですけれども、そういう面は、いままでは大体自宅から通勤するとか、自分のうちがあるとか、そういう社会現象のもとにおそらく独身者に対する課税というものがなされているわけですね。いまはそうではなくて、都市化現象で都市へ出てきて、都市で生活している。そうすると、一人だけ婚をする。あまりこういう問題だけ話していくまますから、結局すぐ結婚をする。職場で三十前後の人で独身者の人なんてまずないです。全部結婚をする。あまりこういう問題だけ話していくまますと何でそれとも、もうちょっとそういう社会現象の変化というものを十分に踏まえて、その上税制を考えるべきだと思う。

私は給与所得の問題だけをいまやつておりますけれども、アンバランスの問題として今度は資産所得——私たちにはただ利子所得、配当所得はけれどからぬという問題だけを言つておりますけれども、こういう利子所得や配当所得をとつておる人はどういう人か。こういう人は、逆に言うならば、相當大きな屋敷に住み、りっぱな家を持つ、大体こういう資産がある人ですね。そういう人たちが、たやすく二百二十六万円までのものが無税であるといふいわゆる数字上の問題だけではなくして、そういう人たちというのは大体持ち家を持つていますよ。あるいはそれに付随するいろんな収入というものがありますよ。その上におかれようやつて、いわゆる経済界の強い圧力によつて——要望じやないでですよ、圧力によつて資産所得といふものは非常に高額に無税になつてゐる。ところが、そうではなくて、額に汗して働く給与所得者といふものは、ほとんどがそういう持ち家とか、そういうものはない。にかわらず、大学を出て、高校を出ても、ちょっとといふ給料をもらうと税金がかかつてくる。私は、こういう社会の実態といふものをもう少し踏まえて政治といふものをやらなければならぬと思うし、課税といふものも行なつていかなければならない。私がよく引き合いで出すマンションやホステスさん等の問題も、そういう問題を出さぬことには、たゞ単に課税最低限が高いとか低いとかいつても、皆さん方もそれだけの論理をお持ちですから、すぐ当意即妙に答弁をされる。私は、こういうことだけを国会でやつておつても抜本的な税制の改革といふものは当然望めないし、国民が求めているような税制の近代化、民主化、国民が納得するような税体系といふものはなかなか出てこないのではないかと思つて真剣に皆さん方もお考えになつたらどうです。

がちなどころが確かにござります。今後の税制について、新しい社会現象、新しい経済の流れ、これらについて税制をどういうふうに適用さすか、大きな問題でござります。

先般来 簡素平明化にいたしましたが、技術的にとらえていかないと、こういうお話をございまして、理解する。また、納税者がわかる税制これが簡素平明化の大きなねらいであるといふようなお話をございましたが、私ども、いまの只松先生のお話は、それらを含めての、なお大きな角度からの御議論だと思いますが、それらの観点を十分織り込みまして今後の税制改正の指針といたしたい、かようくに考えております。

○只松委員 この署管内でも、調査が大体三〇何%か毎年行なわれておりますね。その中で査察あるいは増差をかけられているのはやはり大体三〇%くらいになるわけです。そういたしますと、そういうところは青色申告をしておれば青色申告の資格がなくなる、大体こういうことになると思うのですね。それがイコール青色申告を打ち切られるというわけではありませんけれども、そういたしますと、明年から完全給与制が実施されるといふことになりますと——これはやつてみなければどの程度増大するかなかなかわからぬでしょうけれども、相当希望者がふえるだろう。今まで、新たにふえてくるのと、青色申告をあなたのほうで除外するのと、どう変わらないというようないふ現象のようでござりますけれども、こういうふうで、査察あるいは増差をかけられる。言うことを聞かなければ、それで青色申告を取り消すなど、いう形でこられるわけでございますが、今後こういうふうに青色申告の問題で——ちょっとといまかりませんけれども、青色申告で今度拒否される条項を新しく設けられましたね。その関係を聞こうと思つてはいるんですけど、ちょっとと条項が……。そういう査察なりなんなりで、違法行為を犯したということになると、そういう面から青色申告者を切つっていく。こういう現象が私は強まるんじゃないのかと思うのですけれども、そういう点は全然ないかと思うのですけれども、どうですか、そういうことは。

ながら、青色申告が年々このようにふえてきておりますので、取り消しました後におきましても、ネットで年々相当多額にふえておるのでありますて、たとえ申し上げますと、昭和三十九年末にしてしまっては、高島町の青色申告は八十

万二千人であったのであります、それが四十年におきましては、当初八十一万五千人が青色申告をしたい、こういう申し出があつたのであります。が、そのうち、いろいろやつてみたけれどもとても記帳ができないから取り下げたいというのが三万七千、それから却下いたしましたものが二千七百、取り消しましたものが九百七十一、合計四万六千ほど減少いたしまして、ネット七十七万七千人といふのが四十年末に残っておったような状況でございます。その前年に比べまして約十五万五千人増加いたしておりますので、青色申告を取り消すことはそういう帳簿の記載が眞実性を欠いておるという場合に限られておりまして、そういう取り消し事例はもちろんあるわけでありますけれど

るのも、青色申告者といふのは年々着実に増加いたしましたし、また、私どもも青色申告者がふえるということによつて税務官庁の手数も省けることになりますので、それを歓迎いたしております。

お話をのうに、明年からは専従者控除につきましていわゆる完全給与制といふものがとられるということになりますと、青色申告の希望者は明年さらにふえていくものと考えておりますが、從来の情勢からいたしますれば、そういう記載の真实性を欠く場合に限つて、取り消しを行ないましても、年々青色申告者総数といふものは着実にふえていくもの、またそれが望ましいものだといふようになります。さればそついう記載の真実性を私どもは考えております。さればそついう記載の真実性を疑わなければならないような事例がなくなつていくことが望ましい、このように考えております。

○塩垣政府委員 確かに、私たちは数字にとらわれがちでございます。數字的な説明がつけばといふ気持ちも持つておりますけれども、とらわれ

して、所得税で二十九億五千万円、法人税で三十
二億八千九百万円、合わせまして六十二億四千万
円、こういった数字になつております。

んですか。何かほかのところと関連して、この承認の取り消し問題が提起されておるのじゃないか、こういうふうに考えられる節があるわけですか……。

○塩崎政府委員 今回の所得税法の改正案の百五十条の一項の二号を言っておられるのではないかと思いますが、その点はいかがございましょうか。

○只松委員 ちょっとそれを説明してください。

○塩崎政府委員 所得税法百五十条、法人税法百二十七条でございます。この改正の趣旨は、この規定のとおりでございまして、現行法では税務署長が百四十八条の第二項によりまして、所得税法ならば帳簿の記載方法等につきまして必要な指示ができることになつております。指示に従わなくてはならないと申告がどうなるかという問題でございますが、現行法では、指示に従わなくてはならないと申告が実効税率になつてくれば、それが適用され、中小法人と二段階になつておる。しかも、その税率の差といふものが実効税率になつてくれば、それが適用され、そういうふうにして変わらない、こういうことに従わなかつた年分から青色申告の取り消しの効果が及ぶようによつて、こういう改正でございます。

○只松委員 そのほかにももう一ヵ所、何か附則の六条か何かある。

○塩崎政府委員 附則の六条は法人税法の六条でございまして、この附則はもう当然のこととして、過及ではない、今後の問題であるということを明らかにした規定でございます。

○只松委員 これは、したがつてそのまま受け取つておいていいのですか。——そういうことではなくですが、何か別個のこれによつて通達をつくるとか、今後何か取り消しを容易にしよう、こういふ意味で用語を変えた、そういうことではなくて、ただ用語の統一だけだ、こういうふうに解釈しているのですか。

○塩崎政府委員 私どもの趣旨は、現行法の規定

がその事実の生じた日の属する年ということです。これによつて特に青色申告の取り消しを強化します。これによつて特に青色申告の取り消しを強化する用語が不十分でござりますので、全般的な体制を合わせるという意味で改正したわけでございません。専従者控除が変わるから、よつてこれで強化するんだ、こんなような意図は全くございません。

○只松委員 次に、法人税について若干お尋ねをいたします。

これも多少政策論争の一つになりますが、さつ

き所得税の話をちょっととしましたが、所得税は、

そういうことはあります。でも非常な累進課税になつておりますね。ところが法人税の場合、大法

人と中小法人と二段階になつておる。しかも、そ

の税率の差といふものが実効税率になつてくれば、それが適用され、そういうふうにして変わらない、こういうことに従わなかつた年分から青色申告の取り消しの効果が及ぶようによつて、こういう改正でござります。

○只松委員 そのほかにももう一ヵ所、何か附則

の六条か何かある。

○塩崎政府委員 附則の六条は法人税法の六条でございまして、この附則はもう当然のこととして、過及ではない、今後の問題であるということを明らかにした規定でございます。

○只松委員 これは、したがつてそのまま受け取つておいていいのですか。——そういうことではなくですが、何か別個のこれによつて通達をつくるとか、今後何か取り消しを容易にしよう、こういふ意味で用語を変えた、そういうことではなくて、ただ用語の統一だけだ、こういうふうに解釈しているのですか。

○只松委員 これは、したがつてそのまま受け取つておいていいのですか。——そういうことではなくですが、何か別個のこれによつて通達をつくるとか、今後何か取り消しを容易にしよう、こういふ意味で用語を変えた、そういうことではなくて、ただ用語の統一だけだ、こういうふうに解釈しているのですか。

えになつたらどうか。ひとつ実態を知るために、一番新しい局扱いと署扱いの実効税率の差は現在どちらにありますか。

○塩崎政府委員 まず第一に、多段階税率の問題についてお答え申し上げます。

昨日も竹本先生から、法人税率について多段階税率を設けたらどうか、こういうお話をあり、ただ

いま只松先生からその御提案があつたわけでござります。しかし一方、同時に先生も、法人税率は

高い高いと言ながら、個人企業者よりも法人成りしていく現象から見ると、そこに容易なざる

問題もあるという御指摘であります。なかなか税

率を設けたらどうか、こういうお話をあり、ただ

いま只松先生からその御提案があつたわけでござります。しかし一方、同時に先生も、法人税率は

一億円という基準を何かうまく使って先生方の御要望のあるよろんな中小企業に対する税負担を考えるだけになつておりますか。

○塩崎政府委員 まず第一に、多段階税率の問題についてお答え申し上げます。

昨日も竹本先生から、法人税率について多段階税率を設けたらどうか、こういうお話をあり、ただ

いま只松先生からその御提案があつたわけでござります。しかし一方、同時に先生も、法人税率は

高い高いと言ながら、個人企業者よりも法人成りしていく現象から見ると、そこに容易なざる

問題もあるという御指摘であります。なかなか税

率を設けたらどうか、こういうお話をあり、ただ

いま只松先生からその御提案があつたわけでござります。しかし一方、同時に先生も、法人税率は

一億円という基準を何かうまく使って先生方の御

要望のあるよろんな中小企業に対する税負担を考えるだけになつておりますか。

○塩崎政府委員 まず第一に、多段階税率の問題についてお答え申し上げます。

昨日も竹本先生から、法人税率について多段階税率を設けたらどうか、こういうお話をあり、ただ

いま只松先生からその御提案があつたわけでござります。しかし一方、同時に先生も、法人税率は

高い高いと言ながら、個人企業者よりも法人成りしていく現象から見ると、そこに容易なざる

問題もあるという御指摘であります。なかなか税

率を設けたらどうか、こういうお話をあり、ただ

ることにいたしたいと思いますが、ちょっと時間
をかしていただきたいと思います。

○只松委員 地方税を含みますと、地方税もやはり租税特別措置が適用されておりますから、税率は大法人が下がつてくる。だから、時間はかかるともけつこうでございますから、地方税を含んだものをひとつつくっていただきたい。これで見ましても、百億円の大会社も百万円の小会社も一%と違わないような税率だ。こういう点に矛盾を感じませんか。

○塙城政府委員 これが現在の税制の仕組みであることは、先生御案内のとおりでございます。現在の税制は、法人税は株主所得税の前払い、こういうふうに考えておりますので、しかもまた、三十六年から法人利益のうちの支払い配当部分につきましては税率を下げてございます。そのかわり、一方株主の所得税の前払い分を控除する意味での配当控除率を四分の一だけ切り下げるります。したがいまして、大法人のほうは利益のうち配当に充てられる部分が大体七割くらい、そうなりますと、支払い配当軽減税率が入ってくる。これが一番大きな理由でございます。一方、中小法人のほうは、御案内のように支払い配当の軽減税率はございましても、配当は幾らもしない、また資本も少ない、したがいまして、もうけはほとんど留保になる、また、留保しないと個人所得税が配当に對してかかる関係もござりますので、その関係で実効税率が最も大きく違つておる。そのかわり大法人の株主は、配当を受けましたときに源泉選択なんという税率があると別でございますけれども、所得税を課税され、しかも、その課税され方は配当控除が減らされたところで課税されるといふので、むしろ法人と株主とを通じますと、大企業のほうが大きく課税されるということが言えましようが、いまの実効税率といふものは、法人段階だけでとった税率でございますのでこういう関係になるわけでございます。特別措置よりも何よりも、支払い配当に対する軽減税率が、私は大法人に対するいわゆる実効税率を下げるる大き

○只松委員 諸外国では大法人と中小法人との税率というものがもつと開いております。これは、人の場合は租税特別措置法と関連させなければ論議はできないわけでございますが、表面税率が七%違つておつても、実効税率においてはそれが三%くらいになつてしまふ。さらに地方税を加えますと下がつてくる。さらにこれが、私がいつも言いますように、実調率といいますか、実際に調査をした上で、大法人はほとんど言ひなりといつてはなんですけれども、会社側の言うなりで、そういうものに対してもその実態を暴露する調査といふものはほとんどございませんが、中小法人なり一般の事業所得者に対しては、非常なきびしい検査といふものが行なわれる。検査だけでなく、大体の標準税率といふものをおきめになつて、そうして、それに従わない場合には青色申告なんか取り消していく、こういう形のきびしいものさえ出てきておるわけであります。

そういういろいろないまの会社の実態なり、あるいは皆さま方が課税をされておる実態といふものを見た場合に、こういう五十万、百万の会社と、五十億、百億の大企業と一本にした税体系といふものは相当無理があるのではないか、こういうことを感じます。これも将来の課税体系の問題として、ひとつお考えをいただきたいと思います。

ただ、調査するのに、これも時間がないからなんですが、ここに国税庁の労働組合の人がおつくりになつた本があります。これと、皆さん方がおつくりになつておりますけれども税務の運営通達、こういうものを対比いたしますと、天と地まではいきませんけれども、えらい食い違いがござりますね。これは皆さん方と多少立場は異にいたしておりますけれども、どちらも同じ国税庁の職員の方のおつくりになつた本ですね。これをほんとうは私はずっと読み上げて、皆さん方のひとつ御意見を聞こうかと思つていたのですけれども、

そこまでしなくてもと思うのですが、一度本体が読みになつたと思いますし、お読みになればさらによくわかりますけれども、この税の調査のしかたから始まりまして、実際の税務行政というものが、大会社にはほとんどそういうものが行なわれないで、中小企業以下に対してはいかにきひしい税務の調査というものが行なわれるか、しかるべきがほんと命的に非常に強制的に行なわれるか、それでおるかといふことがこれにもよく書いてありますね。私は、最近税一小もございませんし、そういうものを長々と論議する時間がなかなかございません。きょうもこれを全部問題にして論議されるだけの時間がございません。大臣がお見えになれば大臣に質問をしようと思って準備をしておつたのですけれども、なかなか来ません。ひとつ、こういうものをたまにはよくお読みになつて、いかに中小企業者以下の徴税というものがきびしく行なわれておるか。私たちが言うだけではなくて、税務署の職員の方々——多少立場を異にしておる人であろうとも、職員の方々がこうやっておっしゃつておることは、いずれにしてもある一面の真実を伝えておるわけですから、全然うそではない。しかも、ちゃんとこうやって文書になって大衆の目の前に出ているわけですから、あまり一笑に付さないで、一方的に片づけないで、やはりお読みになつたほうがいいと思いますね。これを読めば、あなたたちが今まで御答弁になつておる方向とどれだけ違うか。これは非常によく書かれています。これはだれかお読みになつたことがありますか。お感じはどうですか。

ようすに拝見するのであります。私ども、もちろんそのした考え方方が國民の間にあり、特に國税の職員の中にそういう考え方を持つておる者がおるということにつきましては、十分よくそいつた事実を考えて、今後の税制につきましてもあるいは昭和行政のあり方につきましても種々改善をしていかなければならぬ面があることはよくわかるのであります。しかしながら、ものごとをやはりすかおに見ていく必要があるのでないかという感覚もしてならないのであります。

そういった点から、私ども自分のやり方についていろいろ反省をしながら、この本をときに拝見いたしまして、どういうふうに今後税務行政をもつていくかというようなことを考えておるよな次第でございます。

○只松委員 たとえば、この中にこういう項目があります。「これらの事績からみると、調査日数の少ない中小法人ほど増差割合が高く、脱税も多いことになり、当然、青色申告の取消もそれにしたがって多いことになるが、」云々、こういうところ、あるいは「また、現行の租税特別措置の利益は、ほとんどが大企業に占められ、金づまりによる中小企業の倒産は増加している。その金づまりをのりきるために高い金利で金を借りれば、利息支払先を白状できないために税務調査で否認を受ける。相当多額なりべートを払わざるをえない場合でも同様な理由によって、また否認を受けれる。」こういろいろな面が載っております。こういふのは、私がいまちょっと問題を出しております中小法人の場合は、皆さん方の査察というのがわりやすい簡単にできますね。そこでその実態といふものが捕捉できる。そこでいろいろな増差、増差の前の修正申告でも、あなたたちがある程度集めてちょっと訓練をすればすぐにできる。そやつて、これにも自然増収のからくりといふことを言っておりますけれども、自然増収といふものが行なわれておりますね。実態はそうでしょ。それから、大法人の場合にはほとんどそういうものが行なわれおりません。

そういうものの一つの顕著な例、これも全部できませんから私は一つの顕著な例しか引かないわけですが、交際費というものがございますね。交際費はすでに五千七百億円、あるいは六千億円近くにもことしあたり及んできてると思います。ところが、この交際費に対する皆さんの態度といふものを見てまいりますと、ことし若干、皆さん方にから見れば交際費に対する態度をきびしくした、あるいはそのことは税制上進歩したとお考えになつていいかと思いますけれども、私は必ずしもそう見ないのであります。たとえば、いままでまじめに一まじめにと言つちゃなんですが、交際費をつかなければならぬという場合に、交際費をよけいに使えば、これは税金が重くなつてきますね。どうでなくして、今まで多少景気がよくなつて苦しくなつてきた、そこで交際費を使って何とかしなければならないという場合に、交際費をよけいに使つて、これが税金が軽くなる。おつた会社、こういう会社が、多少不況になつて景気になつたのが、不景気になつた、不景気になつて使わないならまだいいけれども、それをちょっとやめた、これだけで税金が軽くなる。見方によつては、いわば放蕩むすこによけい小づかい錢をくれているみたいなのですよ。ただ税金を取るという面だけ皆さん方はごらんになるから、税金を取るために、こういうことをお考えばかりいませんけれども、これだって、中山伊知郎さんが、やはり私がいま言つているような似たり寄つたりのことを言つております。これはほかのところにもそういうことが書いてありますだけれども、皆さん方が今度一步前進とお考えになつておるこの交際費のあり方についても、必ずしもそれはないのですよ。何なら、この問題だけ私は論争してもいいと思うのですけれども、もう少し交際費の課税に対し、抜本的に、しかも交際費は大法人が中心でござりますから、お考えになつたらどうです。

機いたしまして、先ほど御指摘のような改正案を御提案申し上げておるわけでございます。

機いたしました。先ほし御指摘のような改正案を御提案申し上げておるわけでございます。私どもは、交際費について、税法上規制するということは、交際費を特に重課するとか、あるいは、交際費から収入をあげるという意味でこの交際費課税ができ上がったものではないと思うのでございます。昭和二十九年からでき上がつたのでござりますけれども、そのときの趣旨は、あまりにも大きな交際費、当時は支払い配当の金額と同じくらいの交際費、これを少し節減さそうという趣旨から始まつたと思うのでございます。そんなような意味では、交際費の課税の趣旨は、これは私どもは、本来、企業が適正に運用するならば企業の費用だと思うのでございます。法人税は所得課税でございますから、費用に対し課税するということは、およそ税の筋道と違うわけでござりますが、これを規制するということは、やはり特別措置であり、規制するという趣旨は、税金を取るというよりも、むしろ節減をねらう、こういうことだと想つのでございます。そんなような角度で、今回は、ふやしたならば、これは一定の五年という足切りを置いておりますけれども、それをこした場合には多目に、全額を益金に算入する、しかし、減らしたならば、減らしたことによつて法人税がふえるという非難、これをひとつなくする意味で、法人税はこの際引てみようという、こういうまことに善意の気持ちでやつておるのでござります。

なことも、先ほど申し上げましたように、費用といふ性格から見まして第一には行き過ぎでござります。第二には、交際費課税の趣旨が、税金を取れということでなくて、法人税がかかるから交際費を減らせ、こういったことだと思いますので、そういった観点から見ますと、そういったふうに全額益金に算入するという制度はその趣旨に沿つたものではない、こんなふうに考えております。

○只松委員 たとえば、交際費課税で貿易促進や何かのやつはほとんど無制限といつていいわけですね。ところが、中小企業には貿易なんといふのはほとんどない。あってもきわめて少ないです、特殊の会社じやないと。この貿易に対する交際費というのほんと大会社なわけですよ。それで、貿易ということでつけておけば、ベーやキバレーなんかに招待したというのはほとんど無制限になっちゃうわけですね。中小企業の交際費といふものは、料理屋からそういう飲み屋の領収証を一枚一枚非常にきびしくごらんになりますね。ところが、大会社のものは、まず交際費に目を通すということはほとんどないそうです。また、あっても、支店から何から非常に膨大なものですから、そういうものを一々どれがどこのキバレーなりバーの交際費であるかわからぬ。そこいらに、私が言うように、マンションあたりにめかけを囮うという事態が始まつてくるわけなんですね。しかし、中小法人のやつは、わりときびしく交際費でも査定されますね。ところが、貿易なんかは無制限なんですよ。

だから、その交際費の課税のあり方一つでも、少し厳密にやっていきますと、これは問題が出てきます。もっと交際費について、一言で言うならば、損金算入の確立と申しますか規制をきびしくするというか、そういう方向をとる、こういう方向にいくべきではないでしょうかね。そのことをあまりしないで、そのことを前進させないで、さつきからおつしやったような形で、ほんのちよつと手心を加える。これが私は税制全般について

り政治家がすべきことだと思うのですが、もつと抜本的な税制改革を行なうべきじゃないか。交際費一つを見ましても、五千七百億円も六千億円までの新聞か何かに出でおりましたように、ゴルフを何かはこれは交際費ではない、こう言う。その通りで、ゴルフにいたしましても、あるいは必要に交際費が使われる。あなたも、何かきのうあたりの新聞か何かに出でおりましたように、ゴルフを何かはこれは交際費ではない、こう言う。その通りで、ゴルフにいたしましても、あるいは必要に交際費として認められておる。こういうことを見れば、さつき私が言つたように、まじめに頼に汗して働いている人は、高校出でも、ちょっと給料がよければ税金がかかる、片方は六千億円前後の交際費が湯水のように使われていく。しかも、一步前進させたといふけれども、その中身をみると、それはもの見方とおつしやるかも知れないけれども、放蕩むすことが得をする、こういう形の前進のさせ方だ。本質に触れて交際費に対する課税問題に対処したとは私は必ずしも思つてゐると、それはもの見方とおつしやるかも知れないのですよ。皆さん方としてはそれは当たりさわりがないほうがいいかもしれませんけれども、やはりこういうときは、もつと本質に触れたるものをお出しになつたほうがいいと思うのですよ。だから、大法人の調査のしかたの一部面とて、あるいは中小法人の調査のしかたの一部面として考えてみると、中小法人の場合、どこの料亭に行って、領収証がどれだけあるということが全部わかる。ところが、大法人の場合、そこいらのキャバレーやバー、あるいはゴルフ場などの一方的ツケをそのままほとんど調べないで通している。これは、私たちが知つている税務署の人が言つていますよ。たとえば、キャバレーやバーに行って、全国にあるものを集めてきて、一々目を通すどころじゃありませんよ。東京に本社があるものを、十阪なり、神戸、福岡という地方に行つて、それが

幾らかかったということを調べる方法はないですか。だから結局、交際費の使い方、これはこういいう飲み食いだけではなくて、デパートやなんかの大口利用者等の調査等も皆さん方たまにちょっと調べられことがありますけれども、本格的な調査というものは行なわれたことがないと思うのです。中小企業者がちょっとそういうものを贈与したり何かやってみなさい。相当きびしく調べられますからね。ところが、大会社の場合はほとんどない。私が吹原事件をちょっとやったときにも、大判小判をごつそり贈ってきた人がありましたね。これもちょっと問題になっただけでその後問題になりませんけれども、デパートあたりで大判小判などを多額に買つても、ほとんどそういうものは問題になっておりませんね。そういうことは数え上げればきりがありませんけれども、大会社の調査といいうものはたいへんお留守になつておる、こういう形のものがあるわけでしょう。

だから、もっと中小企業者に対する課税のあり

方——私は税率を一番最初提起いたしましたけれども、税率じゃなかなかお変えにならないようですがさいますから、そなりますと、課税のあり方についてやはりお考えになる必要があるのではないか。こういうときにでも繰り返し言わないでください。その他の問題になつたときにも、どうぞお見えにならないようですがさいますから、そういう点を御配慮いただきたい。

○塙崎政府委員 交際費の課税問題から中小法人の税負担のあり方の問題になつたのでござりますが、最初の交際費の課税で、交際費の本質に触れた改正になつていいではないかというお話をござります。そもそも私は、交際費を否認するといふことにはまづほとんど言えないようでござります。したがつて、その面からも交際費課税は大法人には有利、中小法人には不利ではないかといふお話をかと思ひうございます。確かに、中小法人が海外交際費を使う割合は少ないと想ひます。しかしながら、大法人の海外交際費は、これは言うまでもなくイギリスは交際費を全面的に否認いたしておりますけれども、輸出にからむ海外交際費は全部交際費からはずしておりますよう、世界各国と競争する上におきまして、やはり同じような条件にしたほうが税制上適当だと私は思ひます。世界各国のいづれかの国で、交際費について何らかの規制がないといいたしますれば、やはりそれと調子を合わせて輸出競争をするほうが、輸出に依存する程度の高いわが国では適当だ。こういった趣旨で今回海外交際費はそのワク外としたわけでござります。

たえた改正といたしましては今回の改正案が適当ではないか、こんなふうに考えておるのが第一点でござります。

第二点は、大法人と小法人との間の交際費から漏

らされました課税の実例、あるいは負担割合でござりますが、交際費につきまして、調査の点につきましてもいすれ長官からお話があろうかと思いますけれども、現在の四百万円という交際費の基礎控除の制度が非常に中小法人には有利に働いておりまして、交際費の否認を受けております会社数は二万七千ばかりでござります。法人数約七十万ばかりでございますが、二万七千ばかりでございまして、このことは、大法人が否認を受けておるものが多いといふことが言えますし、否認の割合を見ましても、資本金が大きくなるにつれまして否認の割合が大きいこりうことが数字的にもいわれております。

第三に、海外交際費の問題も、一例として、これ

は中小法人には海外交際費がないといふお話をございました。したがつて、その面からも交際費課税

は大法人には有利、中小法人には不利ではないかといふお話をかと思ひうございます。確かに、中

小法人が海外交際費を使う割合は少ないと想ひます。しかししながら、大法人の海外交際費は、これは言うまでもなくイギリスは交際費を全面的に否認いたしておりますけれども、輸出にからむ海外交際費は全部交際費からはずしておりますよう、世界各国と競争する上におきまして、やはり同じような条件にしたほうが税制上適当だと私は思ひます。世界各国のいづれかの国で、交際費について何らかの規制がないといふお話をかと思ひうございますが、そのうちの一つの交際費を否認いたしておきますけれども、輸出に依存する程度の高いわが国では適当だ。こういった趣旨で今回海外交際費はそのワク外としたわけでござります。

たとえば、商社が日本国内で使ひような交際費はだ、やはり外国でレストランで使ひようなものなれば世間の目から批判を受ける程度が少なかろうといふ意見から、海外交際費の範囲は、日本国内で使われるものは入らない、こんなふうな手当ではいたしているつもりでございます。

なお、法人の実効税率の問題は、先ほど申し上げました支払い配当に対する解減税率で行なわれている現在、さらによつた、株主所得税と法人税と一体と考えてある現在、税制の仕組みのもとではいろいろむずかしい問題がござりますが、なお、おつしやいましたような点を考慮いたしまして、さらに個人所得税とのバランス、これが非常に大事でござりますが、その点が、所得税が高いのに法人税の税率が中小法人でもなかなか下げ得ない事情にあるということは、先ほど來の、法人のあれが多いということでおわかりのことだと思います。

非常にむずかしい問題でござりますが、所得税の減税の方向ともあわせまして検討してまいりました。かように考えております。

○只松委員 そういうことは、言い分はわからぬことでもありますけれども、しかし、私が言つたような抜本的な問題を提起して、その一例をちょっと言つた。例は必ずしもいいのではありませんが、そのうちの一つの交際費を言つておられるわけですから、飲食いなりなんなり、あまりにもひどいとは思ひませんか。こういう日本の交際費の使い方、いわゆる社用族といふことばで言われますけれども、こういうように、いわゆる会社なりなんなりのツケで飲み食いして、表面上出しているのは五千七百億円ですが、もっと多いのじやありませんか。いろいろなものまで含まれておりますからね。だから、こういう交際費のあり方について、損金算入制度といふのをもつとシビアに確立する。こういう方向ぐらい打ち立てるべきではないか。私は税務官吏からも聞いておりますけれども、外国で使つたやつ、

あるいは、飲み食いして横文字をちょっと書いておけば税務署はフリーパスですよと言ひます。伸びてきたのか、あるいは事業所得のそういうものが伸びてきたのか、当初の税に対する申告と、あと修正申告を行なつたものか、私はそういう論議をことしはまだしておりません。また、しょ

うと思いませんけれども、そういうことを言わぬでも大体おわかりだと思うからそういうことは言

わなないが、ただ、交際費というものはあまり多過ぎはしませんか。放任し過ぎはしませんか。損金算入の基準をことしちょっと手をおつけになつたわけですか。これに関連して私は聞いておるわけです。条文をあげておりませんけれども、交際費の課税に對して聞いておるわけです。損金算入をもつときびしくしたいということをお答えになるべきではないか。そうじゃなくて、今まででけつこうだということから再度答弁があつたから聞いておるわけです。ほかのそういうものと関連して、あなた方はそういうことはあまり詳しく御存じないかもしないけれども、私たちのところに陳情なり苦情なりが来るのは中小法人からで、局扱いのものはほとんどそれは来ませんからね。中小企業からはよく来るからそういう実態というのはよく知っているのです。そういう実態を話さないとわからない。損金算入という問題については、一般世論もそうですし、実際上もそうですね。交際費を使うのがでたらめ過ぎはないか、それを税制面だけから規制するというのは確かに無理ですよ。ほかのいろいろな面から規制していかなければならぬけれども、しかし、これは大蔵委員会ですし、法人の交際費の課税が今度は問題になつてゐるわけですから、その面から論議するよりしかたがありませんから私はそのことを皆さんにお尋ねした。そのう面からもう少し規制をする、こういうふうにお答えいただきたいのです。

○塙崎政府委員 確かに、交際費につきましては批判の強いことも先ほど来申し上げておるとおりでございます。しかし、今回のように交際費を前年同期よりもふやしたのなら、5%をこえる部分については全額益金算入という制度をとりましたことは、そういつた世論にこたえたことだと思いますし、減額したならば、法人税の計算上もう一度控除するということは、やはり節約を多く期待する国民の批判にこたえたのではないか、ただ、そのやり方が、前年同期の基準を用いるというと赤坂だつて全部が全部若者が入るか入らないか

ころではまだまだ不十分ではないかというような御意見はありますかと思ひます。それはまた、今後期限が二年間続いておるので、今後の交際費の支出状況がこの制度によつてどうなるか、それを見て検討してみたいと考えております。

○堀委員 ちょっとと関連。

国税庁にお願いをしたが、この間、村山君が本会議で質問した中にありましたように、私どもは、いまこの交際費という膨大な額が一体どういう形に使われておるかといふことを正確に承知いたしております。

そこで、サンプル調査でけつこうですから、資金別に百億以上のところ、その他一億から適当にランクを限つてランダムサンプリングでけつこうですから、交際費の中身についての資料を提出願います。

一体交際費はどういう形で使われておるのか。この前問題になりましたように、少なくとも私どもは、企業がいろいろな交際をするとの範囲は常識的なものであるべきだと思う。常識的なものは食事にごちそうすることは、ある程度やむを得ない。しかしその場合に、この間村山君が触れたように、はたしてそこに芸者を呼んでやることまで、本来国民の常識上の交際費の範囲に入かるという事情はわかるのですが、私が去年この交際費問題を取り上げましたときに、交際費は、税法上、機密費、贈答費、接待費といろいろこれまであります。相当時間をかしていただきたいと思ひます。

○平林委員 関連。

国税庁長官、いまの問題についてはなお三ヶ月かかるという事情はわかるのですが、私が去年この交際費問題を取り上げましたときに、交際費は、税法上、機密費、贈答費、接待費といろいろこれまであります。相當時間をかしていただきたいと思ひます。したように、はたしてそこに芸者を呼んでやることまで、本来国民の常識上の交際費の範囲に入れるのかどうか。キャバレーに招待することを含めて、それが常識の範囲に入るのかどうか。皆さんのかく分類されておるけれども、それらの状態についてひとつ御調査をいただけないかということを注文してあるわけなんです。そうして、これはなかなか時間がかかるものであるからすぐにはということにはいかないだろうけれども、適当な時期に私はまた取り上げますからそろえておいていただきたいということを申し上げて、この問題について

○内田委員長 討論の申し出がありませんので、

○内田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○内田委員長 本案に対する質疑は終了いたしました。

○内田委員長 討論の申し出がありませんので、

○内田委員長 直ちに採決に入ります。

○内田委員長 本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

○内田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

これは九項目に分けまして、サンプルで調査したものがございますが、ただ、堀委員のおつしやつたような御要望にはほど遠い資料でございまして、項目は、接待交際費、贈答費が一つでござります。第二は広告宣伝費、第三は会員料金をひとつ資料として御提出いただきたい。ただし、これはいま要請をしたからといって、二、三日で出るとは思ひませんから、一体どのくらいの時間があつたらこの調査の資料に応じられるのですか。国税庁長官より御答弁いただきたい。いた項目でござりますので、堀委員の御要望はまだわかりやすいのですが、飲食費の中で芸妓の花代を伴うか伴わないかという調査までは、いまあまりいたしておりませんので、御要請に応じて調査をしたいと思いますが、これにはやはり三ヶ月くらい余裕を見ていたかないと、かりにサンプルでありますもなかなか調査しにくくと思ひます。相当時間をかしていただきたいと思ひます。

○堀委員 三ヶ月でけつこうですから、いま私が要望した資料をひとつ当委員会に御提出を願います。

これは九項目に分けまして、サンプルで調査したものがございますが、ただ、堀委員のおつしやつたような御要望にはほど遠い資料でございまして、項目は、接待交際費、贈答費が一つでござります。第二は広告宣伝費、第三は会員料金をひとつ資料として御提出いただきたい。いた項目でござりますので、堀委員の御要望はまだわかりやすいのですが、飲食費の中で芸妓の花代を伴うか伴わないかという調査までは、いまあまりいたしておりませんので、御要請に応じて調査をしたいと思いますが、これにはやはり三ヶ月くらい余裕を見ていたかないと、かりにサンプルでありますもなかなか調査しにくく思ひます。相当時間をかしていただきたいと思ひます。

○堀委員 三ヶ月でけつこうですから、いま私が要望した資料をひとつ当委員会に御提出を願います。

これは九項目に分けまして、サンプルで調査したものがございますが、ただ、堀委員のおつしやつたような御要望にはほど遠い資料でございまして、項目は、接待交際費、贈答費が一つでござります。第二は広告宣伝費、第三は会員料金をひとつ資料として御提出いただきたい。いた項目でござりますので、堀委員の御要望はまだわかりやすいのですが、飲食費の中で芸妓の花代を伴うか伴わないかという調査までは、いまあまりいたしておりませんので、御要請に応じて調査をしたいと思いますが、これにはやはり三ヶ月くらい余裕を見ていたかないと、かりにサンプルでありますもなかなか調査しにくく思ひます。相当時間をかしていただきたいと思ひます。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長　所得税法改正案等、三案に対する質疑を続行いたします。只松祐治君。

○只松委員　大臣がお見えになりましたが、もう一点だけ、法人税法の問題点について質問いたします。

六十条の保険会社の契約者配当の損金算入の問題ですが、これも私たちが常日ごろ言っておりますように、相互保険会社ということと相互になつておるわけですが、会社側から埼玉県代表だれど東京都代表だれと三、四十名の社員代表を指名する。社員を集めてきてその重役を指名する。これはその辺の八百長よりももつとひどい形態というのが、近代社会の相互保険会社の運営の実態です。この経理内容その他についても、いずれこれ以上はわれわれ国民の将来の一側面になつておる保険会社のことですから、日を改めてこの問題は論議したいと思っています。きょうこの法案の改正が出ておりますので、ちょっとだけお尋ねいたし

生命算入に保険会社は準備金蓄合として、日本生命で九九%、大正では九九・四%，大同でも九九・一%，まあ九九%。悪いところで九三%くら
いですか、全部なっておられますね。そして、ほと
んど利益というものを得ていませんわけですね。こ
ういう保険会社の運営というものの、しかもこれが
二十年、三十年先にいて、保険金というのはス
ライドしないで、昔のままの何千円とか何万円と
かが支払われておる、こういう実態です。そうい
うことで論議いたしますが、こういう損金算入
というものをどういうふうにお考えになります
か。

○塩崎政府委員 もう只松先生御案内のように、
相互会社はいかに課税されるべきかという問題に尽
きるかと思います。相互組織でございますので、
いまの考え方は、御案内のように、契約者と保険
会社との間の関係は、保険料を高く取り過ぎた、

その部分を返すのが契約者配当だ、こういうふうな考え方立っておるわけでございます。そういうりますと、税法上は、課税上はほとんど所得がないということになります。

しかしながら、よく考えてみると、相互会社といえども、人から金を預かり、それを運用して運用益を生んでおるわけでございます。この運用益に対して、これを無条件に損金に算入するといふことは、いかに相互会社の組織でもおかしいでないか、こういった考え方から、この所得の契約者配当金についての損金算入限度に一つのワクを置いて、やはり企業に発生した所得であるという考え方のもとに法人税を課税しよう、こういう考え方でございます。なお、相互保険会社の課税は、世界各国その相互組織のために非常にむずかしいことになっておりまして、いろいろな改正が行なわれましたが大体、現在御提案申し上げておりますような、契約者配当金について何らかの制限を置いていくといふ改正が適当ではないか、こういうふうに考えております。

○只松委員 そこで、この六十条の改正でございますが、四十年のときは相互会社だけだったのですが、今度は各保険会社を入れたというのをそういう理由ですか。

○塙崎政府委員 株式会社組織の保険会社もございますが、株式会社も同じような仕組みを契約者との間にとつております。したがいまして、相互会社だけではこういつた規定の適用はできませんので、今度は株式会社組織の保険会社も契約者配当をすれば同じような規制をしよう、こういう趣旨であります。

○只松委員 それから、保険会社に対する税法上の所得計算に関して特別の規則というものはないであります。これはどういうふうにされますか。あるいは現在のままでいい、こういうことです。

○塙崎政府委員 三十六年でございましたか、やはりこの委員会におきまして横山先生の御質問があり、それに基づきまして、生命保険会社の課税

方式は根本的に改正したわけでございます。契約者配当を無条件に損金算入いたしましたのが、三十六年の改正によりまして——すでに現在の法人税法では負債利子の中に契約者配当を入れる、こういったことで昭和三十六年までは税法上は契約者配当を無条件に損金に算入いたしておりましたのが、赤字というは何だと、御指摘が横山委員からあり、その三十六年の改正で、それでは、銀行と同じく受け取り配当と見合う預金利子を負債利子と見ておると同様に、契約者配当を一種の負債利子と見まして、受け取り配当のうちから控除する。その関係では、課税所得が三十六年にまで出てきて今日までに至りまして、現在では赤字というような状態にはない、しかし、それでもまだ契約者配当の損金の程度が負債利子控除という形だけでは少な目でございますので、今回さらに規制いたしまして所得を出したい、こういふことで、今度受け取り配当の益金算入の割合を見合う契約者配当は損金に算入しないような政令を設ける予定でございます。さらにまたその限度を何%というふうにきめてまいって、最低限度の保証はつくりたい、こんなふうに考えております。

○只松委員 この保険会社の課税というのはなかなか微妙な問題ですけれどもしかし、法人としては政治献金をしたり、あるいはきつきの話じゃありませんが、交際費を相当使つたり、あるいはその下会社としての土地会社というのをこういうところはほとんど持っていますね。そういうことをしたり、行為はほとんど法人と変わらないようなことをしておると私は思うのです。しかも、この支払いというのが二十年、三十年先の非常に安定しておる一般の会社と違つて、日々経済活動を行なつておるこういう形と違つております。まあ別な面で利潤をあげいい。皆さん方のほうでもいろいろな料率というのを最低の会社に——きょう保険局の人を呼んでおりませんからこういう質問は

できぬのですけれども、最低の会社に全部右ならえしてありますからね。普通は中ぐらいのところにその算定基準を置けばいいんだけれども、保険の場合は安全を見積もって一番低いところにあるわけですね。したがって、日生や何かという大きな会社は非常な利潤を生んでおりますね。したがって、たとえば日生劇場をつくったりなどのはまあいいはうで、ゴルフ場をつくったりなんかしたり、いろいろなことをやっているでしょう。だから、こういう問題に関しては、確かに、保険事業という面からだけ見れば、利潤が出ても、あるいは利潤を出させて課税をするということには問題があろうかと思いますけれども、私は外から見て、会社として、一般の会社と同じように、あるいはある面では一般の会社よりもひどいような面さえ見受けられるわけですが、こう一面に関してはもつと監督を強化する、これも税制の面だけではどうかと思いますが、そういう面の指導監督をすることとともに、私は税金の面でも何らか考慮していくのじゃないか、こういうふうに思います。これは一応六十条の改正にあたつての希望意見でございますけれども、ひとつ、そういう点も十分お考えをいただきたいと思います。

ればそれから先の問題になります。

○只松委員 いざれにいたしましても、当の大蔵大臣が、デノミには賛成であるし、すでに調査研究も相当行なってきた、適当な時期を見てこれを行ないたい、こういうことを明言されたわけですが、さいますから、いざれそりう段階に進むと思ひます。

ただ、安定した時期というのは、これはよく与野党においても、政府は安定したといふし、われわれは安定していないということで、こういうことをよく論争いたしますように、見方によつて異なるまいります。一般的に、政府としては高度な経済成長より安定経済へ、安定成長へ、こういうスロー・ガソリなんなりをお掲げになつておりますように、経済の安定的発展という方向に、佐藤内閣に入つてから入つてゐるのだ、また、そういう政策をとつてゐる、こういふうに言っておられますね。そういたしますと、どの程度の安定かということになると、これまた問題になるでございましょうが、一般的な経済的な諸条件としては、佐藤内閣のもとにおいてはある整つておる今まではどうか知りませんが、ある、こう言つても過言ではない。そういう意味では、それほど遠くない時期に、これは政府と意を合わせてそういうものをその辺からぼんと打ち上げられたのかどうか私は知りませんけれども、いざれにいたしました、こういふうに表面化して、正式に大臣がそういう意向を表明された以上は、そう遠くな

い。

それに関連いたしまして、これはこの前平林君がこれも昨年質問したことのあるのですが、いま硬貨を切りかえられております。銀貨を白銅貨にされる、その製造コストを非常に下げられる、それが大体行き渡つたころデノミをやるのはないが、こういうことを昨年聞いたわけでございました。案の定と言つてはなんございますが、出てきた硬貨を見ますと、これは五十円の白銅貨ですね。これはたいへん不評ですね。見るもあわれといますが、五十円。ここに五円玉があります

が、むしろ五円玉のほうがちょっと品がいいですね。私はたまたま拾つた人から三日前にもらつたのですが、これは昔の五銭です。この五銭と五十円と五円と見まして、どういう感じがいたしますか。しかも、専門家に言わせると、この五十円は簡単に偽造ができるでしょう。材質は別ですが、非常に粗雑ですから、こういうことを言われておる。こういうデノミをするから、とにかく簡単にこういうものをつくつておけ、こういうことでおつくりになつたのか。しかし、いざれにいたしました、通貨というのは国民が非常に信頼を持つておるわけですし、またしなければなりませんし、それは経済の安定の一つの条件ですから、こちよつと持つてきたのですが、これから見ると雲泥の差ですね。この五十円ならまあまあ一つの通貨価値があるようございますが、この五十円はあまりにもひど過ぎると思うのです。こういうことを見通しておつくりになつたのか。それとも、すぐというか、遠い将来においてデノミを起こすということにならば、こういうのは今度はつくりかも過言ではない。そういう意味では、それほど遠くない時期に、その信頼を落とすものではないかと思うのですが、その時期とともに、この五十円硬貨に対するお考えを聞いておきたい。

○水田國務大臣 デノミと今度の通貨のなにとは全然関係ございません。これはあとで理財局長から御説明いたします。

いまデノミについてどういう見解かというお尋

ねでございましたが、誤解のないように申します

と、政府部内ではこの問題を取り上げて論議したことはございません。したがつて、まだこれに対

する対策をきめているというわけではございませんが、いざれにしろ、こういう問題が表面化して

いたのでありますから、広くこの問題が今後あら

りますから、関係の各界からそれぞい

るのだと、これが国民に徹底されれば、それ

で混乱を避けるということはできますので、でき

るだけ今後この問題は国民層で論議されることを

私は望んでいます。こういうことでございまして、

政府がいつ、どうするというふうに政府の態度と

いうものはまだきまつております。このことだ

け申し上げたいと思います。

○中尾政府委員 たゞいま小額貨幣の点につきま

して御質問がございましたが、技術的な点でござ

いますので補足いたします。

これは御承知のとおり百円のコインが非常に普

及が少ないということで、これを広めるというの

が第一の目的でございます。そのためには、銀の

手当が将來長きにわたつて考えますとむずかしい

だろう、事実、貴金属はだんだん手に入らなく

なつております。御承知のとおり、日本の経済の

規模は大きくなつてきておりますから、それで

やつておるものであります。それだけのことであり

ます。その結果百円を白銅にする、その際、白

銅貨にするかニッケル貨にするかという問題がございました。しかしニッケル貨は純ニッケルに

いたします。しかしながら、純ニッケルの手當に問題が

ありますと、またこのニッケルの手當に問題が

ありますと、またこのニ

はるしません

○堀委員 現在の貨幣法で一円の基準をきめてあるわけですね。これは金兌換券のときの問題だろうと思うし、それからここに書いてある通貨は現在ないのですよね。あなたの方のほうでは今度五十一

円白銅貨というのを出して いるのですよ。法律上 の条項として五十円の白銅貨というのはありはせ

ぬ。現在貨幣法で掲げておることをもう一ぺん読んでさらんなさいよ。ここに事実無根のものが法

律として厳然としてそのままになつておる。これは大蔵大臣、おかしいと思わないですか。金貨幣

二十円、十円、五円ですよ。いいですか、これは金貨幣百円、五十円というふうになつてゐるわけ

じやないです。さらに白銅貨のところへいけば、ともかくニッケル貨幣は十銭と五銭になつてい

る。貨幣法は現存しているのじゃないですか。こういう事実と全然食い違うような法律が何ら処置

されないで、依然として六法全書の一部を飾つて
いるということは、われわれとしては納得できな

い。全然納得できない。無効なものだ。当然貢幣法は現時点で全部書き直すべきだ。こんなものが

いままでほうつてあって、六法全書に事実無根のことを毎年印刷さしてはいる。とんでもないことで

す。大蔵大臣、どうです。政治的な問題だから、
大蔵大臣の答弁を求めます。

○水田国務大臣 なぜこれが法律に整理されずに残つておつたか、私は事情をよく存じませんが、

実情と違うのなら、これはやっぱり変えるべきであらうと考えておりますが、ここになぜ残してあ

るかといふことは私知りませんので、政府委員に答弁させます。

○中尾政府委員 御指摘のとおり、貨幣法は非常
に古く、金本位が確立され、さらに兌換が停止さ

れ、さらに兌換券から日本銀行券になつたといふ関係の法律を総合的に見ませんと日本の通貨が把

握できないような姿になつてゐる実情は、ぐあいのいい姿であるとは思つておりません。ただ、その際に、逐次そういうふうに通貨の本質が変わつてしまひましたので、金本位から完全な管理通貨

までの現実のコインの問題あたりば、いまは臨時通貨法のほうでいっているわけです。それから、価値の単位としての円といったようなものの呼称というような点だけがいまの貨幣法でいっているところが実情でございます。これらにつきまして、今後統一的な貨幣法を整える必要があるという点は、私どもといたしましても必要だと考えております。しかし、現在のところ、さしあたり法律の規制といたしまして、これによつて欠くるところはないということと、それから、さらに中央銀行法でありますとか、そういうような関係法律進んでおらない、私どもとしましては、実はこの問題は長年の懸案になつております。いろいろ検討もいたしておりますのでございますが、実情はそういうことで御了承いただきたいし、姿としては、確かにつかみにくい姿になつてゐる点はよくないと思います。しかし、管理通貨法というものを新しい体系でつくりますと、またいろいろ新しく検討せなければならぬ問題も出てまいります。そういうような点から、現在のところは従来の必要な規定を残し、それからさらには事情の変わつたことによりましてこれを修正する規定がいろいろな法律でできているという実態になつてゐる次第でございます。

ト称ス」と書いてある。こんなばかな、通用しないことが書いてあるのだから、これはやはり事實にて相違したことになるわけで、円という以上はこれにひつかつてくるわけです。

だから、そういう意味では、私はすみやかにこの通貨の問題については、いまのデノミの問題等もあるけれども、片面ではこういう骨とう品をいづまでも六法全書に掲げておるというようなことは政治的に見てもおかしい。

私は大蔵大臣の見解を伺いたいと思います。

○水田国務大臣 政治的に見ておかしいのじやなくて、政治的に見てむしろ必要であったのではなかいかと思います。現行法で、事実上はこの法律が死んでおるという部分があつても、これを死んだんだとぞといって殺さないでおく理由というものは、通貨というようなものに関しては、いろいろなまずかしい問題が伴つておりますのでそうなつているんじゃないかなといふふうに私は考えております。

○堀委員 いまの答弁ですね。裏返すと、要するに、もう一べん金本位になるかといったって、私は、金本位になる情勢なんというものは——いまフランスは盛んにもう一べん金本位だとかなんとか言つていますけれども、日本の場合は、現在のように金もないものが、現在のこの通貨の状態に對して金本位に戻せるわけもないのだし、おそらく政策的にもあなたの方も現在国際的な通貨が金本位になることを歓迎もしておらぬだらうと思う。だから、そういう点では、政策的にも何らこれは意味がないので、これはただ誤解を招くもとなつておるし、法律にこんなことがあるということを知らない人が大部分だけれども、少なくとも、大蔵委員会のわれわれは、通貨の問題が議論になるときには、やはり六法全書に書いてある法律の定めておる条項というのは、これが通貨の基本になつておるということになれば、やはりるべき通貨の原則というものを見て、度にらみ合わして書くのが至当ではないか。政治的に、これがある

○中尾政府委員 条文そのものとしましては、前法後法の関係で逐次修正をされております。しかも、それも兌換を停止するというような措置で始まって、それがいつの間にか兌換券が日本銀行券になつて、そして現在の管理通貨になつたわけですね。その間におきましては、実際に流通する価値の単価なり通貨なりと、呼称というものは、国民党にとってはそのままの観念で統いて現在まで来ておる、その実情を合わせまして新旧の条文がいま残つておるのでござります。その点が条文を索引いたしますのに不便な姿になつておることはまずいことだと思います。

そういう意味で、私どもはこれは懸案であります。ことに、いまのようなデノミネーションといふような問題がもし現実に取り上げられるときになれば、ある程度この問題に当然関係を持つまいりましよう。そのような問題は過去におきまして何回かそういう議論もございました。そういう際にも、あわせてその議論が実は重ねられておるのでございます。しかし、統一的な通貨でなければならぬという問題になりますと、管理通貨そのものにつきましてのいろいろな規定そのものにつきまして、今度は法律の観念でよほど新しいものをつくっていくことになります。いままでには、やや歴史的な施策と、法律の逐次の改正によって現在の通貨ができるります。これを新しく体制を持っていくということでおぞいりますから、これはりっぱなものをつくらなければならぬということと、私どもといたしましても、それは懸案として検討いたしております。しかし、実情におきまして、これでもって、別に法律の規範としての条文の関係におきまして現状に合わないといふことではないので、ただ、の中にはすでに事実上ほかの条文によつて死んでおる、条文が入つておる、これがまことに目ざわりで、見にく

姿になつておる、そういう条文の整理をする必要があるということは事実であらうと思ひます。そういう機会をなるべく早く持ちたいと思ひまして私どもはやつておりますが、何しろ管理通貨の規定と申しますものは、世界にもあまり例がありません。事實上こういうことでやつておる国が多いものでありますから、それで私ども実は非常に慎重に検討もやつておる。理財局でこれを所掌しておりますが、通貨関係のこれが、実は一番の技術的な懸案なのです。

御指摘の点は、ることは、私どもよく承知をいたしております。しばらくそういうことでもつて努力を続けておりますから、御理解いただきたいと思います。

な問題として、大蔵大臣が、間接税を中心に今後
の税制を進めたい、こういう発言を参議院でな
さつておる。さつき私 所得税、法人税の問題
について、若干根本的な問題を含んでお尋ねをし
たわけであります。そういう中で、歴代の大
臣、前の福田さん、田中さんも、直接税、特に所
得税を中心今後の税制を進めたい、こういうお
話を今までなさつておられる。本田さんになつ
てから突如として間接税中心――それは論議が全
然なかつたわけではありませんが、いろいろな質
問に対して、泉さんもうしろにおいてになるが
國税長官も多分昨年でしたか、所得税中心に近代
化はウエートを置くべきだ、こういうお話を
あつたことを私は覚えておりますが、大臣は、や
はりあくまで間接税が中心、こういうふうにお考
えですか。

○水田国務大臣 実はきのう、この委員会で同じ御質問がございまして、お答え申し上げました
が、私の言つた意味は、間接税を上げる、したがつ
て、いまの物品税の税率を上げたり、あるいはた
ばこを値上げするが、そういうのではなくて、
もう少し次元の高い角度から、将来の長期の見通
しにおいて、いまのような四十八対五十二といふ
よりは、もう少し間接税の比重が高まつた形の租

税制度が望ましい。また、そうならざるを得ないのじゃないかということを言うわけじきいまして、いますぐ間接税の比重をここで急に上げるというのではございません。

そういうものを十分配慮しながらしていかなければならぬ。あるいは、その前提として、たとえばフランスあたりでもわりと間接税のウエートが重いわけですが、この場合は、その国の民主主義あるいは経済的な面でも非常な民主化をいたしておられますね。いわゆる間接税にウエートを置くか置かないかということは、一般的な税論議とともに、よく選挙法や何かもありますように、戸別訪問とか文書違反というものは禁止すべきでありますね。しかし、日本で禁止されているのは、まだ社会そのものに封建制度が残っているからそういうものがあるわけです。本来これは自由にすべきなんですね。一般論ではなくて、やはり保守党のほうはそれで資金的な誘惑その他があるからそういうものがあるわけです。本来これは自由にすべきなんですね。間接税にウエートを置くということを言われば、たいへんに国民に迷惑なり誤解を及ぼす面があると思う。それから、行なうならばそういうものを十分に配慮する。税調等におきましてもまだそこまでの論議なりが行なわれておりませんから、まあ、あまり大蔵大臣が先走ったようなことを言わわれるのは私はどうかと思う。それから、来年から青色申告が完全給与制になりますと、今度はもつと、一舉に所得税の納税人員があえる、所得税額が伸びる、こういうことも起きてくるのじゃないですか。特に給与所得者ですね、事業所得ではなくて。そういうことになると、今度は所得税というのもまたいろいろな立場が出てくる。こういういろいろなことを総合いたしまして——また繰り返すことになりますから私は言いませんが、こういう際に、いろいろな社会形態の変化に対応して税制の抜本的な改正——シャウブ税制が行なわれまして、そのシャウブ税制の土台が現在大きくずれてきておるわけですね。こういうときに、ただ単に間接税中心とかウエートを置くとかいうことではなくて、私は、ひとつあとで御

報告を受けていただきたいと思ひますけれども、抜本的な税制の改革を行なう、これは単に税の制度上ではなくて、社会形態の構造変革に伴つて行なうべきではないか、こういふことを長々とさき玉税局長等にもお話をしたわけですから、ひとつ、そういうことをお考えいただきまして、抜本的な税制の改革といふものはけつこうでござりますけれども、ただ單に、何か間接税を中心につくのだ、ウエートを置くのだ、こういう形になれば、私たちもいろいろなことをまた考えたり、論議の方向でもそういうチェックするような形にいろいろしていかなければならぬ。いま聞いて多少はわかりましたけれども、ひとつ十分な御配慮をいただきたいと思います。

いろいろ申し上げたこともございますが、大臣も御退席でございますので、これで終わらしていただきます。

○**木下国務大臣** ちょっとと申しわけありませんが、いま言つた中で、間接税と直接税の比率を私間違えたようでございますので訂正しておきます。直接税はいま五九・三、それから間接税が四〇・七、こういう比率になつておるそうでございますが、私が参議院で申しましたのは、さつき言つたような意味もありますが、この二つの比率がもう少し間接税のウエートが上がるということになつてもいいのじやないかということを言ったわけですがございまして、数字が間違つておりましたから訂正します。

○**内田委員長** 本会議散会後再開することとし
て、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

報告を受けていただきたいと思いますけれども、抜本的な税制の改革を行なう、これは単に税の制度上ではなくて、社会形態の構造変革に伴つて行なうべきではないか、こういうことを長々とさきき主税局長等にもお話をわけだけれども、ひとつ、そういうことをお考えいただきまして、根本的な税制の改革といふものはけつこうでござりますけれども、ただ單に、何か間接税を中心に行なうのではなくて、ウエートを置くのだ、こういう形になれば、私たちもいろいろなことをまた考えたり、論議の方向でもそういうチェックするような形にいろいろしていかなければならぬ。いま聞いて多少はわかりましたけれども、ひとつ十分な御訓慮をいただきたいと思います。

いろいろ申し上げたこともあります、大臣も御退席でございますので、これで終わらしていただきます。

○水田国務大臣 ちょっとと申しわけありませぬが、いま言つた中で、間接税と直接税の比率を計算えたようですが、それで訂正しておきます。直接税はいま五九・三、それから間接税が四〇・七、こういう比率になつておるそうでござりますが、私が参議院で申しましたのは、さつき言つたような意味もありますが、この二つの比率が、もう少し間接税のウエートが上がるということになるとてもいいのじやないかということを言つたわけございまして、数字が間違つておりましたから訂正します。

○内田委員長 本会議散会後再開することとして、この際、暫時休憩いたします。

○内田委員長 本会議散会後再開することとして、この際暫時休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

午後四時八分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。貴説を流用いたします。黄山西行次官。

質疑を続行いたします。横山利秋君。
○**横山委員** 最初に政府側にお尋ねをいたしたいのですが、すでに理事会を通じて政府側に

意見を求めております一つの私どもの提案があるわけであります。

し、法人の届け出をいたしました労働組合と、それから届け出をしていない労働組合とが今日社会にたくさんあるわけであります。労働組合法にすべて基盤を持つておるわけでありますから、団体交渉権及び団結権、行動権については何らの差別はないのであります。しかしただ一つ、所得税法上これが区別をされておるわけであります、この点につきましては私どももうかりしておつたわけであります、まことにこれは遺憾にたええないものであります。もちろん所得税法等に、法人でないものについてはほかにもたくさんござりますから、その区別があることは私も理論上認めるにやぶさかではございませんが、しかしこの労働組合法に関してはこれ以外にすべての社会的、法制的扱いは区別がないのでありますから、この際所得税法の一部を改正して、そして非法人の労働組合、つまり私どもに言わせれば労働組合法第八条の二に規定する職員団体、こういう文句を挿入いたしまして、税法上も法人たる労働組合と、何ら変わりなき扱いをすることは、適當かつ当然なことであると考えまして、理事を通して与党諸君、あるいは政府側に検討を依頼しておる次第でございます。

すときには、当然の措置なりと考え方として、これまで
た与党、政府側の御意向を御検討願つておる次第
でござります。

私が質問に先立つてこういうことを提議いたし
ますことはきわめて意義深うございまして、誠実
かつ良心的なお答えがいただけるかただけぬか
は、今後の質疑応答並びに審議に重大な影響があ
ることでござりますから、心して御答弁を承りた
いと考えるわけでござります。

○塩崎政府委員　主税局長といったしまして、お答
え申し上げます。

まず第一の人格なき労働組合の所得税非課税の問題でございます。現在、税法におきまして確かに人格を取得いたしました労働組合につきましては、収益事業を除けば非課税という規定があり、法人税法の別表に例示があるということはもう御存じのとおりでございます。しかし人格のない労働組合をこれに追加するという点につきましては、二つの点から私どもは適当でないと考えております。

第一は、法律形式の上からの反対でございますが、ただいま申し上げましたように、公益法人といたしまして社会活動をしておりますところの

法人につきましては非課税、それは収益事業部分だけは課税する、こういうふうに書いてあるわけございまして、労働組合のみならずいかなる団体でも、いかなるいい経済活動をしておる団体でも、人格を取得していないわゆる人格なき社団も、このままでは、三種類の区分がなされてしまうことになります。

につきましては、非課税規定を設けるたまえに、
はなつております。この法律形式の上から見
て、単に労働組合だけを人格がなくてもこれに追
加することは、私は適当でないということをごさ
います。

第二は、実質論から見まして、もう横山委員御
承知のとおりでございます。個人と法人とを区別
し、個人に対しまして所得税、法人に対しまして
法人税がかかるわけでございますが、公益法人の
部分につきましては、公益性の理由によつて税金
が免除されるわけでございます。そこで人格なき

社団、人格なき財团、これらの所得につきまして免除することは非常に弊害が多い。現在のところ人格なき社団につきましてこの非課税にしるといふ御趣旨は、もう言うまでもなく人格なき労働組合の持つておる預金利子に対する非課税を意味すると思いますが、そういった預金につきまして人格なきものについてまで非課税措置を講ずることは証明の点から見まして非常な弊害を生ずる、将来の乱用の可能性を多分にはらむものでござります。したがいまして、こういう点から見て私どもは非課税とすることはできないという実質的な論議を持つております。これは横山委員御案内となり、個人立の学校、これも多分にその学校の面を強調するならば人格なき社団と同じような性格があろうかと思いますが、こういった点についての預貯金の利子についての非課税の問題にまで波及する大きな問題になろうかと思いますので、この第一の実質的な理由から申しまして、人格なき労働組合を追加することはできない、こういうことでございます。

社団、人格なき財団、これらの所得につきまして免除することは非常に弊害が多い。現在のところ人間につきましてこの非課税にしろという御趣旨は、もう言うまでもなく人格なき労働組合の持つておる預金利子に対する非課税を意味すると思いますが、そういった預金につきまして人格なきものについてまで非課税措置を講ずることは証明の点から見まして非常な弊害を生ずる、将来の乱用の可能性を多分にはらむものでございまして。したがいまして、こういう点から見て私どもは非課税とすることはできないという実質的な論議を持っております。これは横山委員御案内のとおり、個人立の学校、これも多分にその学校の面を強調するならば人格なき社団と同じような性格があろうかと思いますが、こういった点についての預貯金の利子についての非課税の問題にまで波及する大きな問題になろうかと思いますので、この第二の実質的な理由から申しまして、人格なき労働組合を追加することはできない、こういうことでござります。

それから、消費生協の問題、これはもうここでございふん御検討いただいた問題でございます。

「心してないじやないか」と呼ぶ者あり」心して

○横山委員 もう何のあいそもない御答弁をいたしました。これは全然問題にならぬと思うのであります。しかも塩崎局長はだいぶ認識が誤っておると私は思う。たとえば、個人立の学校と非法人労働組合と一緒にしておられるのだが、私はだからこそ労働組合法第二条に規定する労働組合という冠詞をつけておるわけです。また国家公務員法第百八条の二に規定する職員団体という冠詞をつけている。すべて法律に基づいておる組織なんだと思います。しかも他の法律上これらのは法務たる労働組合と何ら区別がない。あつたら言つてください。ストライキ権にしたところで、団体交渉権にしたところで、あらゆる点でこれは同じよう扱われておる。ただ所得稅法のこの点に

言つているつもりでございますが、税のたてまえから見まして、特例措置を講ずること自体問題でござりますが、農協等、中小企業事業協同組合につきましては基本法もある時代でございます。さらにもう農協あるいは中小企業は、組合員との間に生産資材ならばあるいはその組合員の生産物ならばそれを安く売りあるいはそれを高く買うことができて、自然に組合員、農民あるいは中小企業者の所得に反映するような仕組みでございますから、そこにまた一つの考え方もあり立つと思うのでございます。消費生協はそういう面では消費者との関係でございますから、その点も簡単にまいらぬ、こういった意味で留保所得の非課税措置を講ずることは困難な面がある。さらにもうこれもいつも言つている点でございますが、町の商業者、中小企業者との間の競争関係は、消費生協と

の間に最も激しいことはもう御案内のとおりでございます。そういった関係にあることを考えますと、税の公平の立場から見まして、消費生協について留保所得を非課税とするということ自体、やはり中小企業者の法人税あるいは所得税の減税がやましく言われておりますから、特例措置を講ずることはなかなか困難であろう、こんなことを申し上げざるを得ないのではないか、かように考えております。

○横山委員 もう何のあいそもない御答弁をいたさぎまして、これは全然問題にならぬと思うのであります。しかも塙崎局長はだいぶ認識が誤っておると私は思う。たとえば、個人立の学校と非法人労働組合と一緒にしておられるのだが、私はだからこそ労働組合法第二条に規定する労働組合という冠詞をつけておるわけです。また国家公務員法第百八条の二に規定する職員団体という冠詞をつけている。すべて法律に基づいておる組織なんであります。しかも他の法律上これらのもものは法人たる労働組合と何ら区別がない。あつたら言つてください。ストライキ権にしたところで、团体交渉権にしたところで、あらゆる点でこれは同じように扱われておる。ただ所得税法のこの点についてのみ違ふべき理由が一体どこにあるか。これはひとつ与党の諸君もいわゆる審議に差しつかえることであるから理解をしておいていただきたいと思うのでありますけれども、私ども決してむちやを言つっているつもりはないのです。ほかの法律は全部平等に取り扱われて、非法人の労働組合だからストライキをやつていかぬと書いてない、団体交渉をやつていかぬと書いてない。したがつて、所得税法だけ何で区別せんやならぬか。個人立の学校だとかなんとかいう話は見当違いの比較なんでありますからこれはあかぬのです。それから租税特別措置法について、とにかくあなたた中小企業と生協とがけんかしておるといかぬというの影響といふものは、消費生協ごときものではない

ですよ。そうでしょう。農協が今日行なつておる仕事が、それは私悪いとは言わないけれども、あなたの理論をもつてするならば、中小企業を消費生協が妨害している、そう言うなら、農協ははるかに比較にならぬほどの大事業をやつているじやないか。その農協はいい、消費生協はいかぬという理屈がどこにあるでしょうか。だからそこのことには塙崎さん、理屈は何とでもつけられるじゃないか。私は朝から感心して見ておるけれども、泉さんとあなたは、毎日毎日そこにすわって私たちの質問に応じて、ほんとうに御苦労さまだと思つて、いるのだが、それだけの努力と誠意があるならば、私の言うことは筋が通つておるとそこで一言言うてもらえば、次の質問に移れる。どうなんですか。

○塙崎政府委員 心して私も申し上げておるつもりでございます。しかし、先生のおっしゃるよう

に、確かに労働組合法上差がないことは、もう私も知つておりますが、税法上の差でございます。

税法上の差を取り除くことの弊害を私は申し上げたつもりでございます。そういう意味で、労働組合法上の差異のないことは存じておりますが、税

個人と切り離されて、その点が明瞭に認識されて勘定が別になることによって初めて免稅されるたゞいたい、こういう趣旨でお願いしておるわけでございます。

第二の消費生協の問題でございますが、農協の例を申されました。これも先ほど申し上げたとおりでございます。私どもは、農協といえども本

来はこれは特別措置だ、好ましくないと思つております。やはり農協と中小企業の競合がないわけでもない。しかしだ、農協につきましては基本

の活動によつて農民所得が上がるならば、そこに自然に課稅もできる。農民との間に、農協は資材を安く売る。そうすると農業所得は上がるわけでございます。農民の生産物を高く買ってやる、そ

して中間の利潤を排除することによつて、農民の所得が上がる。こうした生産面につながる面を

考えますと、農協の問題は税の面からある程度説明ができる点もないわけでもないというところ

があるわけでございます。ところが消費者の問題は、やはり消費金の問題でございます。すでに課

税済みの所得であり、たとえば消費者が利用分量分配金をもらう際に、これは消費者の所得に課税

されるということになつております。農協の事業分量分配金は農民の所得に加算する。このあたり、技術的なことを政治家に申し上げてはなはだ恐縮でございますけれども、そういう点もあることを十分考へていただきまして、この問題だけは御理解を賜わりたいと思います。

○横山委員 詰めた話ををしていいやら悪いやうわからぬのですが、しかしただ、いまのあなたの話だと、身もふたもない話になりそうですね。いかがでございますか。それならそれで私も考えなん

らぬ、正直な話ですよ。あなただって、それは説明になりませんぞ。農協だってほんとうはおれはい

やだ、いやだけれども、しょうがないからやつておる。だからそこにまたいやなものをつけ加える

のはいやだ、そんなばかな理屈はありませんぜ。それはそうですよ。だから、ものごとは絶対ではございませんから議会側の御判断におまかせしますから

らんならぬですよ。

○塙崎政府委員 これは法律でございますから、最終は国会の御判断でござるわけでございます。しかしながら、やはり税制の筋は申し上げておく必要があると思って申し上げておるわけでございます。

○横山委員 委員長、いまの質疑応答をお聞きくださいましたか。

○内田委員長 私もよく聞いております。

そこで、まず所得税法から質問に入りたいと思

います。

この前、ある税法の学界の雑誌を見まし

たら、わが衆議院大蔵委員会を少しけなしておるわけ

あります。どうしたことかといいますと、大所高

を尽くしてお願いをしておるかということはおわ

かりだと思います。いま塙崎局長の発言によりますれば、あたりまえのことではあります

が、やはり立法府におまかせするよりしかたがないということでございますから、委員長におかれましては、本件について、ひとつよしなに善処を

ぜひお願いいたしたいと思いますが、どうでございましょうか。

○内田委員長 私はよくお二人の話を承つておりますので、どうぞ先にお進みください。

○横山委員 そこで、一つだけ政務次官にだめを押しておきたいと思うのであります。政務次官はお役人ではございませんから事のいきさつを十分政治的に御判断をくださるものと思ひます

が、いかがでございましょう。

○小沢政府委員 この問題は、御承知のとおり当

委員会の理事会に正式にお話があつたように承つておりますので、両案とも私は非常に政治的な問

題が含まれておるよう思ひます。したがいまして、私ども行政府の立場で本日ここで横山先生の

御質問に応じていろいろ見解を申し上げるとすれば、当然局長がいま答弁したようなことになるわけでございますので、この点はひとつ御了承をい

ただきたいと思うのでございます。しかし、私に

政治的にどう考えるか、おまえは役人でもないのだから、というお話でございますけれども、私は

ただきたいと思うのでございます。しかし、私は

役人であると同時に、政治家でございます。役人ではないことはないわけでございます。ただ、たゞ

私は、本委員会の理事会でもうすでに議題になつておりますことでもございますから、理事会で正式にいろいろと御検討になつたことを承りまして、

その上で行政府としての見解を述べさせていただきたく思います。

○横山委員 まことに感心しました。

そこで、まず所得税法から質問に入りたいと思

います。

この前、ある税法の学界の雑誌を見まし

たら、わが衆議院大蔵委員会を少しけなしておるわけ

あります。どうしたことかといいますと、大所高

所からの議論はいいけれども、もう少し法律の条

文に従つて審議を尽くしてもらいたいということ

をいうております。これは議会の内部の内容を

明らかにしたいたい感じはいたしましたが、議

事録だけを読まれる国民一般にとりましては、ま

あ大所高所、あるいは税法以外のことだけやつて

おるという感じを受けたかもしれません。そこで

私は、少し恐縮ではありますが、きょうは逐条審

議とは申しませんけれども、条文に従つて問題点だけ簡潔に聞き、かつ簡潔にずっと答えていただ

きたいと思います。

私は、少し恐縮ではありますが、きょうは逐条審

果実は免税だ、こういうことでございますが、百円といふものなら、どんな形態でも免税してほしいという趣旨があらわれておると思います。しかし、それは同時に、私ども日本人の貯蓄慣行と申しますか、貯蓄慣習に多分に左右されるわけでございます。考えてみますと、日本人の貯蓄のしかたは、銀行は、たとえば住所地の一本じゃなくて、勤務地にも持つようなことがある。そういうふうと申しますと、現在の制度では、住所地にも一本預けてそれが三十万円、もう一本で残りの十万円を勤務地に預けた場合には、非課税貯蓄の制度が働かないということも、これは少額貯蓄を百万円までとした法律の精神に合っているかどうか、そこまで税額と見るならば、もう少し手間はかかりますが、より横山先生の言われる納税者にわかりやすい、親しみの持たれる税法ではないかという気もするわけであります。

そこで今回も、そんなような趣旨、さらにまた貯蓄が、利子分離課税の税率が一五%までに上がったことを考えますと、その欠陥を救うことも大切なことではないか。実は百万円以内のものでも、数店舗のために一五%の高い税率を受けるということも、考えてみなければならぬ。全体として、中には乱用する人もありますようが、大衆にとってみれば、こういった制度も、税務署の手間がふえましても、受け入れられる制度ではないか、こんなふうに考えまして御提案申し上げた次第でございます。なお、実施上の問題につきましては、長官から御返事があるかと思います。

○泉政府委員 横山委員のおっしゃるよう、今回非課税貯蓄の制度の改正につきまして、それによつて税務行政上複雑化になりはしないか、と仰御心配の点はごもっともでありますし、私どももその点についていろいろ配慮をいたしたわけでござります。

今回の改正の趣旨につきましては、先ほど主税局長から申し上げたとおりであります。従来一種類一店舗とすることになつておりましたのが、今

回そういう制限をはずしましたわけであります。が、非課税貯蓄の申込書には、これは同一人につきまして、順次Aの店舗あるいはBの店舗ごとに次々と書き上げたものを非課税貯蓄の中告書として提出していただけでございます。Aの店舗におきましては限度幾らまで、Bの店舗におきましては限度幾らまで、合わせた限度額が百万円以下であるかどうか、こういうことに非課税貯蓄の申告書が出てくるわけであります。そういう意味で、確かに非課税貯蓄の制度がこういうふうになりますことは、いろいろ税務行政上問題が出てくるおそれなしとはしませんけれども、私どもの目から見ますと、そういうふうにしていければ従来より非常に制度が複雑になるというわけでもなかろう、このように考えております。

○横山委員　たくさん問題がありますから、ひとつ御西氏とも簡潔にお答えを願いたいのであります。

まず私は、御答弁が本心でないという感じがいたします。これは明らかに複雑になつて脱税が促進をされる、そういうふうに私は予見をしておきます。

この際伺つておきたいのは、新聞の伝うるところによりますと、住民基本台帳ですか、今度できそうであります。それを納税当局が利用したいというお話をあります。事実でありますか。

○県政府委員　そのような話はまだ聞いておりません。

○横山委員　もしできたら、利用をなさるというお気持ちがいまありますよ。私はあまり感心をしないことだと思うであります。

○県政府委員　できた場合にそれを利用するということは、いまのところ考えておりません。

○横山委員　これは将来ひとつ十分に、私どもが念を押しておいたということを御記憶願いたいと思うのであります。

それから次は三十条 退職所得であります。
伺つたほうがいいかと思うのであります。しかし、改正是長期勤続の者には有利であります。されば政府の経済政策を担当いたしました人たちも、その考え方方が強いのであります。いまここに退職金について、終身雇用、年功序列方式に沿つて退職所得の税金を安くしておこうというのは、政府の大方針と考えてよろしいのであります。日本における資本家がこの終身雇用、年功序列を破ろうとしておることについての矛盾をどうお考えでございましょうか。

○小沢政府委員 私は労働問題を所管いたしておりますので、その辺のところについて十分なお答えはできませんが、私ども、この退職所得の特別控除を決定いたしましたのは、そういうような問題とからみ合わしてこれを決定したわけではございません。御承知のとおり退職所得につきましては、最後の所得でございますので、長らく勤務した方々がその退職時に支給される退職金を非常に課税になつては、しかも、その退職金をもとにして老後の生活を送るということを考えますと、不合理だらうと思いまして、負担の軽減を大幅にはかつていただきたいという趣旨からでございます。

○横山委員 からみ合わしてないということがおかしいと思うのであります。一方で税は国の基本的なものという考え方方に立つておるわけでありますから、税の場合には長期勤続を優遇する。そしておつて、労働政策やあるいはほかの経済政策で、資本家の言うことを聞いて、その終身雇用、年功序列をなるべく破ろうとしておるということです。今後、年々歳々税金が安くなつていくわけであります。ですが、退職金についてここに新たに、いままでは五万円に勤続年数を乗じて計算した金額でありましたのを、勤続が長くなればなるほど税金

○横山委員 いや、あんた、閣議に出ていもしないくせに……。

○小沢政府委員 私も実は閣議要員でございませんので——ただ、おととばでござりますけれども、私どもはもちろん、退職の年数に応じてこういう計算をいたしますけれども、それかといて、退職を奨励いたしましたり、雇用の年限が延びることにこの税の制度によって反対をしようという意図は毛頭ございません。

○横山委員 この退職金がかかる制度になつたということは、今後国の労働政策その他について重要な影響を与えるものであるということを覚悟しておいていただきたいのです。

次に、開運をいたしますが、ここにいうところの勤続年数といふものは、労働協約または勤務規程によつて定められる通算方式でよろしいものなりやないや、これが第一であります。

第二番目には、本条は、さかのぼつて一月一日から実施されるのでありますが、去年死んでことし退職金をもらうという場合の判断は、どうお考えでござりますか。

○塙嶋政府委員 第一点の労働協約で通算されるという勤続年数になるかならないか。私も労働法はあまり得意じゃございませんが、私ども単純に常識的な勤続といふことを考えております。税法上には別段定義がございませんので、おそらく社会常識的な勤続、こういうことで考えておるわけでございます。

第二に、一月実施でございます。したがいまして、昨年死なれまして今年退職金をいただく方は、私は、退職所得の発生は今度と考えていいと思ひます。

死んで退職一時金をもらう場合、むしろ相続税の問題ではないかと思ひますが、相続税の問題と政策ではないか、したがつて、それにもとるような政策は今度はなさるまいな、こう言つておるわけです。

しまして、相続財産に加算される、そうなりますと、相続税の問題として計算される、かように思っています。

○横山委員 第一問は、では長官に聞いたほうがよくわかると思いますが、私の言うことはわかりますね。労働協約及び会社の勤務規程によって、勤続年数として客観的に前から置かれておるものならば税法はその勤続年数というものを了承するのだなどいうことが一つであります。

それからしまで確かに主税局長のおおしゃるよう
うに、相続税のことを聞きたかったわけあります
す。相続税で、去年死んでことしももうというう
のは、今度の相続税の非常な軽減ですね。退職金の
としてまずこれが適用されて、相続税のときにはま
た新しい法が適用されるのだな、こういって聞いて
ておるわけであります。

場合の勤続年数につきましては、これは先ほど主税局長が申し上げましたように、常識的に勤続と認められる事実がなければならないわけでありました。おそらく横山委員の考へておられるのは、たゞ専従者につきまして、専従期間があつて、本来の会社の職務はやっておらなかつたかもわかつたかも

りませんけれども、その間あるいは子会社へ出向したといったような場合に、親会社において、その人の退職についてその年限を清算する場合、こういった客観的にその間勤続したと見るべき性格の場合におきましては、それはもちろん当然勤続年数の中に勘定するわけであります。ただ、

○ 塩崎政府委員 労働協約で、客観的なそういう事実がないにもかかわらず、この人を何とか救わんがために、そういう事実なき者に勤続年数ありますように、もししていいことがござりますれば、それは認め るわけにまいらないと思います。

ます。死亡退職一時金は相続財産に加算されて相続税の課税対象となります。それは、相続税法の第三条にあります。相続税の課税されるものは所得税法の第二十一条にあります。所得税法の九条の二十一

す。税の範疇になる、こういう法律的な解釈であります。

○横山委員　去年死んでことしもらうのは、改正法が適用されるのですか。

○塩崎政府委員　ことしもらう方は、相続税法の新法が適用になる、こういうことでございます。——失礼いたしました。相続開始のときでございますから、旧法でございます。去年死にまし

○横山委員 去年死んでことし退職金をもらつて、それを奥さんが相続する、こういう場合であります。

○塩崎政府委員 相続の税法の適用時期は、相続開始の時期、つまり死亡の時期でござりますので、日去と、う二点になります。

○横山委員 去年の十一月三十一日に死んで、株主総会なり重役会で、ことしになつてから、あの人に退職金を贈るうじやないかといつて、額をきめて贈つたらどうします。

○塩崎政府委員 同じでござります。

○横山委員 それはひどいな。あなたの判例を見て

りますか。突然聞いたからいかぬかもしれません
が、判例と違いますよ。これはあとで相続税のと
きに聞きましょう。ちょっと感覚が違うようです
な。

取得する各種の生命保険金、退職手当金、生命保険契約に関する権利、定期金に関する権利、それらを列挙いたしましたが、当該各号に掲げる者が、当該財産を相続によって取得したものとみなす、こういうふうに書いておりますので、私はその判例は読んでおりませんが、法律の解釈はそうだと

○横山委員 時間がなくなりますから、これはあとで相続税のときにもやります。

題であります。これはこの前もやりましたから簡潔にお伺いしたいと思うのであります、ここにいうところの「その事業と同種の事業でその規模

が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるもの」というふうに、非常に回りくねった文章で書かれておるのです。ついぶんこれは問題になると思うのです。あなたのほうもこれはいいやつたらしのであつて、し

であります。しかし、いぶん問題になると思うのであります。しかも、二項のところで、いうておるわけであります。三月の十五日までに、おれのところの女房、おれのところのむすこは専従者だから、これだけ給与をやろうと思うが承認してくれといつて届けなければならぬことになつて、ます。届けなければ思典

は受けさせないといふようになつていますね。私は、いろいろな意味において、これは間違いではないかと思うのです。給料をどのくらい出すかということは、何も税務署の認可を受けなくていいのですよ。これだけ出したということをやつて、あとで決算のときに多、少ないを議論すればいい

のであって、三月十五日に届け出るのが要件になる、届け出をしなければ青色専従者の必要経費の特例は認めない、これは、こんなことをいま青色事業者が知るはずがないのです。年の初めに届けなければいかぬと言つて、まあ与党の皆さんも野党のわれわれも、大蔵委員だからこのことは

知つてゐるから、知り合いに、おいおまえのこと
ろ届けたか、届けたかということは言うにしまし
ても、一般的にそんなんことは知りやしない。知りや
しないものを、翌年になつて、おまえのところは
届けておらぬからいかぬということになる。これ
が私が民主的でないとということの第一です。

第二番目に、どうやつて金額をきめるかということで、ずいぶんこれは争いになる。ここに「その他の政令で定める状況に照らし」ということがあるわけですが、政令は、さっきの話のように、

あした出していただけるわけですね。その政令を見てないと何とも言えぬのだけれども、私はもうすこし、国家公務員の給与を一つの標準にしたばかりと、

らどうだという考え方を持つておるわけあります。国がきめることだから国家公務員の給与を標準にしてやりなさいといふような平均をとつたらどうだ。いふんこれは中小企業者と税務署の間で、高い安いの論争をすると思うのです。あなたほのほうも、いやいやつたものだから、おそらく

窓「ではしちくとくここでいいところの同窓どうだとか、あそこのうどん屋はどうだとかあるいは規模が類似するとか、もうかつておらぬのにおまえのところはこれだけやつてはいかぬとか、うるさくてうるさくてしようがない問題が出てくると思うのです。ですから、そのところをすつきりする方法はないか、その点は局長に伺ひに参ります。

○塩崎政府委員 確かに、五十七条の二項の提出義務は給与をきめる場合についての一つの問題点でございます。しかし、この専従者控除の制度は、完全給与にすること自体、私ども非常な進歩だと思っておりますが、やはりまだ個人事業者についてそれを進める点については問題もある

ることは、先ほど来御指摘のとおりでございま
す。したがいまして、法人ならばこういった規定
は要らないわけございます。しかし個人につき
ましては、そこがまだまだ中間的な性格を帶びて
おる、こういったことでここしばらくこの五十七
条の二項は重視してまいりたい、かようにも思いま

そこで、問題は基準でござります。過去におきましては、同族会社の役員の給与につきまして非常的な問題もあつたのでございますが、最近は実際面において、否認の事例あるいは税務署がこれだけの給与にしるといった事例は少なくなりつつあります。

る。もちろん非常な高い給与をきめまして法人税を免れるという意図を持ったことが明らかな場合には、いろいろな干渉をしておることは事実でございますが、しかし、一般的に見まして、個人か

ら法人になりました同族会社の役員の給与について、おまえのところは隣のうどん屋がこうだから幾らだというような事例は、私はそう聞かないと思つておりますし、今度の青色申告者の完全給与の実施にあたりました、これは特に初めから給与をきめるというのじやなくて、客観的な給与を、基準に合致しておるかどうかひとつ知つておく、こういう意味でこの五十七条の二項を設けておるわけでございます。

それからまた、横山委員から、この三月十五日までに届けるということは、知らなかつた場合にあ

とでまた問題が起つておるではないかとありますけれども、これを所得税の申告時に合わせましたことは、たいていの納税者が三月十五日には税務署との関係を持つわけでございますので、そういう意味では申告と同時にこの給与の基準についての届け出も比較的楽にできるのではないか、私はこういうふうに考えております。したがいまして、これはひとつ横山委員の御指摘のように、トラブルのないような方法で考えておるわけであります。あす青色申告の方々が集まられまして、主税局長出てこい、こう言っておるわけであります。青色申告者の方々も今後のこの運用について非常に心配もあり、何かひとつ話をしてくれといふことでございます。先般は、こういった団体についてひとつ官庁側も十分PRをしなさいといふお話をございましたが、私も時間があつたらーあしたはまた御審議があるそうで時間が許さないかもしれません、やはりひとつ納税者が客観的に正しいと認められる給与をきめるようにお願いして、税務署側から否認するようなこと、あるいは最初からこれにしろということは避けたい。納税者を個々に見て個別的に正しい給与をきめるよう勧奨したいと思うのでございます。したがいまして、国家公務員の給与ならないといふような画一的な基準は、私はむしろ弊害が多いと思ひますので、やはり今までやつておりますところの個別的な事情に応じた給与を納税者が判断してきめていくといふ線を守つていきたい、かよ

うに考えております。

○横山委員

これは同僚諸君にひとつ御協力を願いたいのですが、この間私がここで言つた納税者の利益、権利の問題なのですけれども、つまりこれが一つの例であります。これは私ども主張し、与党の皆さんもたいへん努力をしてきた制度ですね。その制度が、三月十五日までにおれのところの女房と子供は給与幾ら出すと申告した人にだけ認められて、それをうつかりしておつた人はだめなのです。全国いま青色申告何万くらいですか。

○塙崎政府委員

七十万……。

○横山委員 七七十万の青色申告者が来年の三月十五日にこういう法の改正を知つて、みな漏れなくやるか。うつかりしてやらなかつたのが相当あやしい。それがあとになつて私は知らなんだと言うて、それはだめだ、おまえはだめだ、こういうことになる。この種の問題は、先般私が引用いたしましたように、交換譲渡の特例からあらゆる問題について、納税者はみずから権利、みずから

恩典であることを知らなかつたために損をしたと私が申し上げたいのは、総括的にこ書類を出さなかつたという事態は起こらないよう心がけてまいる所存であります。しかしながら、それだけの手だてを経ましてもなおかつそういう事態が起こるかどうか。私は起こらないよう

にしたいと思っておりますが、もしそういう事態が起こつたといたしました場合におきましては、それが実情を考慮しまして適切な措置を講じたいと存じます。

○横山委員

私が申し上げたいのは、総括的にこ書類を出さなかつたという事態は起こらないよう心がけてまいる所存であります。しかしながら、それだけの手だてを経ましてもなおかつそういう事態が起こるかどうか。私は起こらないよう

にしたいと思っておりますが、もしそういう事態が起こつたといたしました場合におきましては、それが実情を考慮しまして適切な措置を講じたいと存じます。

したがいまして、知らなかつたからこういう書類を出さなかつたという事態は起こらないよう心がけてまいる所存であります。しかしながら、それだけの手だてを経ましてもなおかつそういう事態が起こるかどうか。私は起こらないよう

にしたいと思っておりますが、もしそういう事態が起こつたといたしました場合におきましては、それが実情を考慮しまして適切な措置を講じたいと存じます。

したがいまして、知らなかつたからこういう

書類を出していくだけ努力したいと思ひます。たまたま三月十五日に、おれは知らなかつた、ちょっと

おも

出していただきたいということをお知らせいたします。これは当然のことであります。それに

○横山委員

よつて、知らなかつたから出さなかつたという事態を起こさないようにしたいと思つております。それから、新規に青色申告にしたいといふ人を、基準に合致しておるかどうかひとつ知つておるわけでございます。

そこで、新規に青色申告にしたいといふ人を、基準に合致しておるかどうかひとつ知つておるわけでございます。それは私ども主張し、与党の皆さんもたいへん努力をしてきた制度ですね。その制度が、三月十五日までにおれのところの女房と子供は給与幾ら出すと申告した人にだけ認められて、それをうつかりしておつた人はだめなのです。全国いま青色申告何万くらいですか。

うにできるだけ努力したいと思ひます。たまたま三月十五日に、おれは知らなかつた、ちょっと

おも

うにできるだけ努力したいと思ひます。たまたま三月十五日に、おれは知らなかつた、ちょっと

おも</p

えてやれとか、あるいは高額所得者を中心とした調査内容の充実につとめろとか、あるいは緊要度の低い部面においては思い切って手数を省略するとか、少額所得者に対する調査事項はできるだけ簡素化するとか、全くいいことが書いてある。私がこの間からこういうことを言うといやな顔をするが、あなたのほうが出しているじゃないか。ところが、私が言いたいのは、こういうことを出しているのが窓口へ徹底していない。窓口にほんと徹底していませんよ。これはぜひひとつ徹底をしてもらいたい。

まことに、いま次官が一べんそれは検討したいとおっしゃつたことはまことに私はけつこうなことだと思いますが、法律上できることでありますから、私は塙崎さんにもう一べん念を押しておきたいのであります。つまり納税者の善意によって、うつかりしてその期限内に申告ができなかつたという場合には多少の落差を設けてもやむを得ないと思う。しかしそれが客観的に、うつかりしていたことが間違いないことであった。また明らかに病氣であつてそれができなかつたとか、そういうようなことが明らかな場合においては、本来の誤謬訂正ではないけれども、しかし税務署長として裁量はある程度働かしてもいいような税法改正をしてはいかぬのか。それをしたつていいではないかということなんですね、私の意見は。それがいかぬなら税法改正是したらどうか。

○塙崎政府委員 おっしゃった点は、私は法律の規定のしかたによると思います。しかしまだ、その法律の規定のしかたも実際その背後にあります事柄によるのかと思います。しかも、申告といふことを非常に重視しなければならない場合、やはり申告要件で、申告がない場合には誤謬訂正もできないようになります。しかし事柄によりましてやむを得ない事由のときには排除するという書き方をしてある規定がたくさんござります。そのときには税務署長の裁量によつてこれは救済される。これは私はたくさんの規定をあ

げることができます。五十七条の第二項は適用要件となつておりますので、これは誤謬訂正でも私は修正はできないものである、かようによれば解釈しております。それほどに完全給与制度にあたりまして、これは私どもの非常に険苦しい気持ちかもわかりませんけれども、やはり百万の納税者を相手にいたしまして、完全給与制といいましても最初のときでござりますので、給与の内容について承知し、乱用がないようなども考えてみるのも、私はこれまでの経過から見て許されるとだ、かよろに考えております。

て設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。」)」というように、いさかありますことを予想してこういうカッコ書きが入っています。どうな気がします。どんなことを予想していらっしゃるのでしょうか。たとえば、ある埠頭にある運送会社が銭を出して倉庫を建てた。だからその倉庫は寄付を受けた港湾管理者なり港務局のものになる、現実問題として。その倉庫はその運送会社が事実上、実権上相当利用するということが予想されるのか、あるいは別会社に寄付をさし

ことを私は考えます。
それから、八十二条の勤労学生控除につきましては、先般私が言つたのであります。これは八十七条にも出てきて、各種学校の法人はいいけれども、個人立の勤労学生控除は受けられないといふ仕組みになつております。この間も言つたのでありますけれども、こんなばかなことはないと私は思うのであります。勤労学生であれば、雇用懲りて夜学に行く。その夜学が法人だつたら所得控除を受けられるけれども、個人なら受けられぬということは、どう説明しても勤労学生は納得しない、つざります。つざります。

いま次官が一べんそれは検討したいとおっしゃつたことはまことに私はけつこうなことだと思いま
すが、法律上できることであろうか、私は塙崎
さんにもう一べん念を押しておきたいのであります
。つまり納税者の善意によって、うつかりして
その期限内に申告ができなかつたという場合には
多少の落差を設けてもやむを得ないと思う。しか
しそれが客観的に、うつかりしていたことが間違
いないことであった。また明らかに病氣であつて
それができなかつたとか、そういうようなことが
明らかな場合においては、本来の誤謬訂正ではな
いけれども、しかし税務署長として裁量をある程
度働かしてもいいような税法改正をしてはいかぬ
のか。それをしたつていいではないかということ
なんです、私の意見は。それがいかぬなら税法改
正をしたらどうか。

○塙崎政府委員 おっしゃつた点は、私は法律の
規定のしかたによると思います。しかしました、そ
の法律の規定のしかたも実際その背後にあります
事柄によるのかと思います。しかも、申告というこ
とを非常に重視しなければならない場合、これは

○ 塩崎政府委員　この法律でもうそのことは明確になっておりまして、選択できるわけでございまして。発生主義の会計、経理は当然これまでの税法においてできるわけでございます。

次は、六十七条の二項であります。小規模事業者の収入及び費用の帰属時期ですが、これは現金主義に変えられました。これは私は必ずしも反対をするではありませんが、これまた「政令で定める要件に該当するもの」——小規模事業者とは何だということでありますから、政令を見なければわからぬがありませんが、これは何でありますか。政令は選択できるのでありますか。それともここに言うところの小規模事業者は現金主義でやれ、こういう意味でありますか。

○ 塩崎政府委員　私の主張というものは何といいますか、決して無理押しをした主張ではなくて、納税者の便益を考えるならば、普通どおり期限があるならあるようやむを得ない場合はあるうけれども、何か段落をつけて救済措置があつてもいいではないか、こういうことで強く私は善処を求めて後日に譲りたい。

○塩崎政府委員 これは法人税法にも関連いたしましたけれども、これはむしろ現在の規定を緩和和するために直接提供する施設に充てるためのものに限るということになつておりますと、非常に範囲が広く排除されておる。こういうことになつておりますと、した趣旨をよく考えてみると、寄付をした者にその特別の利益が返るものと指定寄付とすることは適当ではないのではないか、こういう趣旨であらためて入れたわけでございます。おっしゃつたような業者が出してしまって業者が利用できる、これはだめなんです。あるいは聞くところによりますと、寄付はいたしましたが実は自分の銅像できたというような話もあるわけでございます。そんなようなことをひとつ排除する意味でここに書いたわけでございます。

は、大から小までいろいろあるけれども、同時にそんなことを言うなら、法人だって大から今まであるわけです。しかし、それを混濁しては建設的な議論ではありませんから——私が提案いたしておりますのは、県が認可した個人立の各種学校について、県知事が認可して監督しているのだから、せめてそれらは勤労学生控除を適用させるべきではないか。ほんとにこれは、何か各種学校について錯覚をあなたの方は持っているんじゃないかな。あくまでこれは勤労学生のための控除なんだから、もう少し勤労学生のことを考えてやつたらどうか、こういう意見です。

○塙崎政府委員 まず第一に、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労者控除を所得控除に改めました点につきまして、これは累進税率の関係で高額所得者が得する点があるではないかというお話をございます。確かに累進税率の面ではそうちつた効果を生むことは事実でございますが、これには改正理由が二つばかりござります。

まず第一は、税額控除というシステムは非常にわかりにくい。「拝啓整理大臣閣下」という例の水

やはり申告要件で、申告がない場合には誤認訂正もできないようになります。しかし事柄によりましてやむを得ない事由のときには排除するという書き方がしてある規定がたくさんございます。そのときには税務署長の裁量によつてこれは救済される。これは私はたくさんの規定をあ

○横山委員 次は、七十八条、寄付金控除であります。寄付金控除につきましては、多少私は、これほども何か手ひどい問題が発生しやしないかと、いう感じがするわけであります。といいますのは、七十八条の2の一「国又は地方公共団体に對する寄付金(その寄付をした者がその寄付によつ

○横山委員 この七十九条、並びに八十二条、障害者控除と勤労学生控除の問題であります。今一度所得控除にして一人七万円ということになります。した。これは見方によつては、高額所得者は税率が高くなるから有利になるではないか、便利だけでは考えては、税の公平を失するではないかといふ

上勉の書簡にありましたように、税額というものは、どうも控除というものがわかりにくいということがいわれるわけでございます。

それから第二には、六千円という税額控除にいたしておきますと、なかなか基準がなくて、要望があるにかかわらず引き上げがむずかしい。これを

ことを私は考えます。

本の勤労学生控除につきましては、このであります。これが八種の学校の法人はいいけれども、生控除は受けられないといいます。この間も言つたのであります。こんなばかなことはないと私もして、勤労学生であれば、昼間働いても、個人なら受けられぬところ、いろいろあるけれども、同時に法人だって大から今まで、勤労学生は納得しないで、それを混淆しては建設的だから——私が提案いたして認可した個人立の各種学校に適用して監督しているだかに勤労学生控除を適用させるべきにこれは、何か各種学校には持つてあるんじゃない勤労学生のための控除なんだ生のことを考えてやつたらござります。

第一に、障害者控除、老年者控除を所得控除に改め、これは累進税率の関係で、あるではないかといふことは事実でございますが、これがなかなか基準がなくて、要望がある上位がござります。これがござります。

所得控除にいたしますと、たとえば障害者控除、老年者控除の経費論から見まして説明が非常に楽でございます。やはりこういった方々が所得を生むには、追加的な経費が要るのだ、その経費を概括的に見積もつて引くのだということで、その説明は非常に容易にならうかと思います。そういう予想されることは老年者でございます。これは会社の経営者が相当ございまして、年齢六十五歳をこえますと適用がございます。これには今度新らしい見地を入れまして、老年者控除は所得が五百万円をこえる方には適用しないのだという考え方を入れておりますので、おっしゃったような御批判は救われるのではないか、かように考えております。

第二の御質問は勤労学生控除でございます。個人立のものでも県の認可のものならば、これを勤労学生控除の対象にしたらどうだということございますが、私どもは、現在の勤労学生控除は何かということにつきまして、やはり一つの客観的な基準を持っております。それは、文部省が認可いたしました法人格を取得したものというところに線を引く、そこに外的でございませんけれども、客観的な基準を求めるつもりでございます。これは主管省とも十分相談していくべき問題たるうと思ひます。

○横山委員 いまの最後のところがわからなかつた。主管部長とも相談して善処すると言つたのですか。

○塙崎政府委員 善処する今まで言つていないでござります。こういった問題は、主管省と十分相談して、どこに客観的な基準を求めるか、議論をして決定すべきであろう、こういうことを申し上げたのであります。

○横山委員 もう少し実のある話をときにはしたらどうですか。

次は八十九条の税率であります。これは文句だ

け言つておきます。十円以下の金額は八・五を九に引き上げまして、ここだけなぶつて、こういう負けをなぶつていいないじやありませんか。十円以下で金額だけ、百分の八・五を百分の九にする。あとのところは全部税率をなぶつていいないじやありませんか。十円以下で金額だけ、百分の八・五を百分の九にする。結局これだけ最低限が高くなつた。ここだけなぶつなければならぬ理由が一体どこにあるか。計算のことだけだつたならば、つまらぬことはよしなさい、けちだということだけ私は言つておきます。

次は、百二十二条、確定所得申告を要しない場合、これは一体どういうことございましょうか。たとえば、私どもの例を引きますと、国会議員の場合、いままでは、歳費だけの収入の人は、五百円をこしておつても確定申告を要しないわけですね。ところが、今度は、これによつて、歳費だけでも五百円をこしたら確定申告をしなければならないということになるわけでございますか。

○塙崎政府委員 法律でお願いしているわけでござります。これは簡素化の見地で私どもはまず考えております。年末調整は、会社の給与を支払う方々の非常な手数でございます。本来、年末調整というものは日本独自のシステムでございまして、少し手数をかけ過ぎていると思うのであります。しかしながら、本来申告書を出していただく

前号に規定する帳簿書類について第百四十八条第二項を見ていたとき、「納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、百四十三条の承認を受けている居住者に対し、その同条に規定する業務に係る帳簿書類について必要な指示をすることができる。」このことでござります。この記載方法について指示をすることができるその必要な範囲という限定がござりますので、そういった意味の御心配は——必要なところでは私は常識的にきまると思ひます。

○横山委員 ちょっと最初のことばを聞き漏らしたのですが、結局は税務署長の認める必要な範囲でござりますか。それなら自由裁量……。

○塙崎政府委員 私はこれは所得税法の目的に從ふることで、どの程度からそれを考えたらいいかという問題に次になるわけでございますが、五百万円程度の方々は大体その他の所得もあると考えておりますので、五百万円をこえました方々は所得申告書を出していただきたい、年末調整はしないで

よろしいという制度にいたしたわけでござります。

ものになつてはいかぬのであります。

長官にお伺いしますが、私どもは青色の取り消し基準を一べん見せていただけませんか。これ

は渋い顔をなさるのはわかるけれども、どうも青色の取り消し基準といつものまちまちのような気がするわけであります。これは一べん非公式な感覚がするわけであります。運用のいかんによつては、税務署長がこうやると言つたやつを聞かねないのだ。こうやれといふような、税務署長の自由裁量的な、この法文の書き方ではないかといふ感じがいたしますが、何を一体、制限列挙的にいつてゐるのか、自由裁量的に税務署長に言わせるのか、どうありますか。

○塙崎政府委員 いまの御質問は、改正されておりません百四十八条第二項の「必要な指示」の範囲は何かといたしました。これは、百四十八条の第二項を見ていたとき、「納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、百四十三条の承認を受けている居住者に対し、その同条に規定する業務に係る帳簿書類について必要な指示をすることができる。」このことでござります。この記載方法について指示をすることができるその必要な範囲という限定がござりますので、そういった意味の御心配は——必要なところでは私は常識的にきまると思ひます。

○横山委員 ちょっと最初のことばを聞き漏らしたのですが、結局は税務署長の認める必要な範囲でござりますか。それなら自由裁量……。

○横山委員 そんななかつてに聽取されでは困る。ぼくが聽取したいといふのですよ。ぼくがあなたから青色申告の取り消し基準を聽取したい、こう言つておる。逆にあなたが聽取されではかなわない。青色の取り消し基準といつものまちまちの方法でここへ出して、見せてもらわなければなりませんか。

ます。

○横山真規 そこのところがまたむずかしい問題になりそうですね。「通じて」ということは、この領収書にチップ代というふうに書いてあつたらいいかぬということでしょうか。そういうことになりますか。つまり、直接に、おい、おまえにやるよ

はこまかいことを言い過ぎるかもしませんが、
次に、チップと領収書を別にして請求書がきたと
いう場合には、これはいわゆるあなたの言う親分
方式になりまして、これは滞留しないのです。私
と言つて出したのは、これははつきりする。その

このキャバレーや、ナイトクラブその他についていろいろな問題があるという気がいたします。毛利康は、確かに直接にもらったか、ほんとうに手と手でもらったかどうか、それともその辺は余韻はないのですか。

○県政府委員 先ほど申し上げましたように、直接お客様がホステスに渡しましたものは源泉徴収できません。しかしながら、お客様が経営者を通じてホステスに渡してくれと言つて渡したものは、経営者の手を通してありますから、これは源泉徴収できません。

徴収をする。(横山委員「滞留をするか」と呼ぶ)滞留問題は関係のないことだと思います。もしもうしませんと、経営者を通すということによつて、源泉徴収のできないものが支払われるということであつては困ります。そういうふうに、そ

○横山委員 まだ所得税についてたくさんございま
すけれども、あまり長くては氣の毒でございま
すから、次は法人税に移ります。

法人税の六十条の保険会社は先ほど只松君が言つておった問題であります、これまた政令を見ないとどうも議論ができないわけであります、が、一、二だけ聞いておきたいと思ひますのは、株式会社を入れた理由はどういう理由でありますか。

は相当大きな剩余金処分をしながら、内容を聞い

てみると何百億円という赤字である。これはどうぞ
いうことかというような御質問があつて、そのと
きから生命保険会社の課税問題が俎上にのぼつた
わけでございます。生命保険会社がなぜそのよ
うに大きな赤字を生じたかといいますのは、昭和二

十五年に受け取り配当を益金に算入すると制度をシャウブ勧告により導入したためにそれが生じておったわけでございます。しかし、それが他の金融機関の場合には、受け取り配当を益金に算入する限度は負債利子を控除した後である、

ういふように一般的になつておひました。契約者は、いわば契約者に対します預金の利子と同様な費用性を持つものだという考え方方が成り立つわけでございます。したがいまして、受け取り配当は、いわば契約者に負債配当の益金に算入する限度は、契約者

子の一種と見まして、負債利子を控除した後にようということに改正したのは三十六年でござります。したがいまして、現行では横山先生の御心配になつた膨大なる何百億という赤字、これは全くなくなつたわけでございます。しかし、それでござります。

もまだ所得金額がぎりぎりで少ないというのは、これはやはり受け取り配当が益金に不算入になつておる。しかし、契約者配当は負債利子になつておりますが、契約者配当金額が大きい、この関係になりますので、今回は受け取り配当からなる部分に

○横山委員 政令を見てから判断せざるを得ませぬ
つきましては損金に算入しないことに対するならば、
大体所期の目的は達成せられる。これは客観的に
出てまいります公正な形の所得になるであろう、
かようには私どもは考えております。

それから、その次の六十二条「割賦販売に係る収益及び費用の帰属事業年度」の問題であります。が、ここに、現行法では「当該事業年度以後の各事業年度の確定した決算において政令で定めるその「確定した決算」を削除されました。これは、たしかこの判決がこの種の問題にあつたように記憶いたしておりますが、つまり

のことは、「確定した決算」ということは、株主総

（一）塙崎政府委員 これは割賦販売の収益認識基準をどう考えるかの問題でございますが、現行法では、割賦販売の規定の適用を受けるのは株主総会

はだ言いにくいことでございますが、割賦販売業者が確定決算に計上してなかつたもの、いわば簿外と申しますが、そういった場合には、割賦計算の承認を受ました確定決算で計上されたものに限るとなつておつたわけでございます。これははな

ではなくて、発生主義の普通の計算によるといふことになつておりましたが、それもどうも非常に適用がしにくい。割賦販売の収益認識の基準を統的に考えますならば、確定決算に計上しようが、そこは客観的に考えるべきである。株主総会

「報告されたものでなくともいいのじゃないか」という考え方で、これは簡素化の見地から、確定計算は、全般的に割賦基準で計算する、こういうふうに改めようとするものでございます。

横山委員 この所得税、法人税を通じてひとつ痛感されることがあります。それは具体的な条文をかりに引用いたしますと、所得税法の三十三条「譲渡所得の扱い」それから法人税法の六十八条「所得税額の控除」等のあり方で、前にこういうや

方をして、それから変えてまた今度前のやり方に戻すというか、みつともないというか、何で前にこいつやり方をやつておったものを変えてまた何にもとへ返すのか。そのときどきの思いつきで今

度ああやう、担当者がかわると前のほうがよかつたからまた前へ返そうというような、思ひきやなんかということが感ぜられるのであります。よろしくない。今後かかる朝令暮改はやらぬようにしてもらいたい。これが客観的、あらゆる経済的事情によつて変化してやむを得ないといふならいいけれども、どうみても、これはみっともない、こういうことでしかりおきます。

○ 塩崎 政府委員　法人税の税率は下きましたが、
　　その次は、九十九条「解散の場合の清算所得に対する法人税の税率」この税率を下げたわけですね。これはそうですね。なぜ法人税だけ下げたわけですか。
　　得税をやらないのですか。

一方株主段階では課税することにいたしておりません。現
すので、実質は下げたことはございません。現
行法では法人の基本で、もとで清算所得は課税い
たしまして、個人所得では課税しないというふうな
に所得税法には規定され、さらにもう一つ、その受け取
れる株主が法人の場合には清算分配金の二五%の

た。本来合併しないで継続した事業年度以降の所得のうちから、税額控除ができるわけでございましたため、被合併法人の粉飾された部分、これの持っていく場所でございます。そこでその税額控除人を引き継ごう、こういう改訂法は、これまで終了いたします。

。 、なるべく早くや
りますが、それでは
正でございます。

あたりまえではありますか。
○塙崎政府委員 横山委員の御質問は、財産のみならず、所得についても配偶者の持ち分と申しますか、協力度を評価したらどうか、こういうお話のようでございます。私は、所得税につきましても、アメリカのように、あるいはドイツのように、均分課税という考え方も十分わかるわけでございますが、しかし所得については、どういったもまだまだ稼得者の所得である、働いて現実に受け取る方の所得であるという考え方が、まだまだわが国では強いような気がいたします。しかし、財産の

ときには夫、稼得者のものであるという判例が多く、いよいよござります。しかしながら、そのあたりはまだまだ不分明な、いわゆる共有財産に属するものが多いかと思います。しかし、所得を稼得したものた、その所得の段階においては、やはり稼得者主義、これが尊重されるというのが現在の民法あるいは判例の考え方のように私も承っております。

○横山委員 それじゃ、われわれの言いたいのは、テレビはあなたのものでも女房のものでもない共有だ。テレビを買った金はおれのものだ、おまえに与えただすだ、帰留しておるだけだ。これは今

○横山委員 百二十七条、「青色申告の承認の取消し」やはりここにも「税務署長の指示に従わなかったこと」というのが出てまいりまして、法規にややこしいので、私も判斷に困るのであります。が、どういう点を改正されたのですか。
○塙崎政府委員 昨年の改正におきまして、いわゆる粉飾決算に基づく税額の還付は、過去にさかのぼってしない、今後にわたりまして、税額控除の形でするという改正是お願いしたことは御存じのとおりでございます。しかし、その規定をつぶさに読んでみると、被合併法人が粉飾決算をし

同じセネレーション間の相続につきましては、寛大な目をもつて見ると、こういう二つの点が現行あります半額課税にあつたわけございます。これを一步推し進めまして、もう少し徹底したものが、この全額の免税だと思うのでござります。
○横山委員　何か私のことばに伏線があると思って、遠慮しいい言っていらっしゃるような気がするのであります。少なくとも、これほど女房の相続税をとにかくまるけるということは、少なくとも今までの相続税の概念から脱して、夫と妻が共同して、協力して所得があつたというふうに、理論的に進んだと見ざるを得ないではありませんか。つまりだんなさんがもうけてきた金はだんなさんのものだということからもうすでにはされておるではありませんか。これはつまり、女房の協力があつてその金があつたんだというところへ、理論的にはこれはもう進んでおる。そう見るのが

さんとのところにあるテレビは塩崎さんのものか奥さんのものか。そういう点ではあなたは、いやおれのものでも女房のものでもない、共有のものだという答えをした。テレビを買う金はだれのものだ、それはおれのものだ、こういう理論でありますか、あなたのいまの理論というのは。どうもそんな感じがするのですね。つまり、歳費をわれわれはもうう、給料をもらつてくる。あるいは事業で自分が社長としてもうけってきた。女房に渡すまではおれのものだ、与えた金もおれのものだ。けれども女房がそれでテレビを買つたら、もうそのテレビはおれのものでもおまえのものでもない、それは共有だ、こういう理論でありますか。

○塩崎政府委員 非常に微妙な御表現でございまして、私は非常にむずかしい問題だと思います。現在の民法におきましてもその問題は割り切れてない。判例は、しかしやはりそういったものでも、

奥さんからもう、それに対して税金はかかるほどまでまるけるということありますから、もうあなたのおかしな理屈は一步脱皮しなければいかぬのじゃないですか、私はそう思うのですよ。で、民法は何条でございましたか、あなたが生きている間に处分をし得る限界は、たしか財産の半分ですね。あなたが生きている間にあなたがかつてに女をつくって財産を持つていくという限界は半分です。半分以上あなたがかつてにやつたら、奥さんは裁判で取り返すことができるわけですね。ですから、民法の規定でもいろいろあるけれども、少なくとも民法よりも税法がいまや先行して、そして夫婦がともに協力して得た財産であり、所得であるということころへ税法が先行をしておるということを私は考えるわけです。そのお考えをあなたは認められませんか。

あたりまえではありますか。
○塩崎政府委員 横山委員の御質問は、財産のみならず、所得についても配偶者の持ち分と申しますか、協力度を評価したらどうか、こういうお話のようでございます。私は、所得税につきましてもアメリカのように、あるいはドイツのように、均分課税という考え方も十分わかるわけでございますが、しかし所得については、どうあってもまだまだ稼得者の所得である、働いて現実に受け取る方の所得であるという考え方、まだまだわが国では強いような気がいたします。しかし、財産のほうは、これはやはり一ぺん家計に入りまして、これがどう形成されるかは配偶者の、たとえば節約とか、あるいは財産形成の協力、これによつて相当進つてくるわけでございます。奥さんの着物を買うかわりに家をつくったというようなこともありますと、やはり所得よりも財産のほうが、夫婦間、配偶者の財産形成の協力度はより強い。これが私は相続税にあらわれておる、こういうふうに考えております。

○横山委員あなたみたいにむずかしく私はよう言えませんので、わかりやすく言いますと、塩崎さんのところにあるテレビは塩崎さんのものか奥さんのものか。そういう点ではあなたは、いやおれのものでも女房のものでない、共有のものだという答えをした。テレビを買う金はだれのものだ、それはおれのものだ、こういう理論でありますか、あなたのいまの理論というのは。どうもそんな感じがするのですね。つまり、歳費をわれわれはもうう、給料をもらつてくる。あるいは事業で自分が社長としてもうけてきた。女房に渡すまではおれのものだ、与えた金もおれのものだ。けれども女房がそれでテレビを買つたら、もうそのテレビはおれのものでもおまえのものでもない、それは共有だ、こういう理論でありますか。

○塩崎政府委員非常に微妙な御表現でございまして、私は非常にむずかしい問題だと思います。現在の民法におきましてもその問題は割り切れてない。判例は、しかしあはりそういったものでも、

ときには夫、稼得者のものであるといふ判例が多
いようでございます。しかしながら、そのあたり
はまだまだ不分明な、いわゆる共有財産に属する
ものが多いかと思います。しかし、所得を稼得し
た、その所得の段階においては、やはり稼得者名
義、これが尊重されるというのが現在の民法ある
いは判例の考え方のように私も承っております。
○横山委員 それじゃ、われわれの言いたいの
は、テレビはあなたのものでも女房のものでもな
い共有だ。テレビを貰う錢はおれのものだ、おま
えに与えただけだ、滞留しておるだけだ。これは今
晩速記録をうちへ持つていて奥さんに言つてく
ださい。奥さんおこりますよ。あなたが国会へ行つ
てもうけられる金は、私がおむつを洗たくしたり
している間あなたは安心して行つてこられるとい
うのだから、あなたの言う話は、もうけたやつはお
れのものだ。そのとこころも、じやもうけて女房
に渡すまではおれのものだけれども、ものに化け
たら共有になるということは、矛盾がどこかにあ
るじやありませんか。今回相続税、相続税といつて
も、ものも金もそうでしょう、いまのあなたの理
論から矛盾してくる。金もものもあなたが死んだ
ら奥さんがもらう。それに対して税金はかくほど
までまるけるということになりますから、もうあなた
のおかしな理屈は一步脱皮しなければいかぬの
ぢやないです、私はそう思うのですよ。で、民
法は何条でございましたか、あなたが生きている
間に处分をし得る限界は、たしか財産の半分です
ね。あなたが生きている間にあなたがかつて女房
をつくつて財産を持つていくという限界は半分で
す。半分以上あなたがかつてにやつたら、奥さん
は裁判で取り返すことができるわけですね。です
から、民法の規定でもいろいろあるけれども、少
なくとも民法よりも税法がいまや先行して、そ
して夫婦がともに協力して得た財産であり、所得
であるというところへ税法が先行をしておるとい
うことを私は考えるわけです。そのお考えをあな
たは認められませんか。

○塙崎政府委員 ちょっとと十分私は民法の引用いたされましたたてまえ理解できませんでしたが、遺留分の話ではないかと思うのでございまます。遺留分とやはり相続分とは性格も違つておりますが、夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。というふうになつております。そこで「自己の名で得た財産」とは何かということがここで問題になつてゐるわけでございます。たとえば、自分の得た所得で土地を夫の名義で買うときには、やはりこれは夫の財産になるというものが民法の解釈であり、判例ではないかと思います。そこでその次の二項には、これはよくいわれてることでござりますが、「夫婦のいずれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。」というように、推定でございます。私は、この夫婦財産制の民法の規定はまだ不十分であるし、財産の相続についても三分の一という概括的な基準は問題だと思いますが、それはともかくといたしまして、相続税ではやはり民法の三分の一という配偶者相続分の規定を尊重していかざるを得ない。そうしてその配偶者相続分についての財産形成度を考慮してこの改正規定ができ上がつた、こういうふうに考えております。

いなかぬ。税法改正の説得力がないではないかと言ふのだが、どうも逃げ回って、いやそこまでは行つておらぬと言うから、それではどこまで行つておるのかと逆に言いたいわけです。だから、この所得並びに財産は夫婦が協力して形成をした。完全とは言えないにしても、一步そこで民法よりも税法が先行と言うと、またあなたはいやな顔をするかもしれないけれども、近代的に前へ出でているというふうに理解しませんか。せぬならせぬでもういいです。

○塩崎政府委員 それはまあ考え方でござります。私は、去年の夫婦間の居住用財産に対する贈与、それから今回の完全免除、これは奥さん方から非常に拍手を持って迎えられておることをよく存じております。そういう意味では、民法よりも進んだ考え方をとつておると考えても私はいいと思います。しかし、所得についてこれが該当するかどうかは、先ほど来申し上げておるとおりございまして、所得と財産というのは、これは理論的にもまた実際的にも——実際的というのはなかなかむずかしい場合もありましょうが、区別できるものであり、税制上たてまえとして区別してかかるべきものだ、こういうふうに考えております。

○横山委員 贈与税についてもそのようない議論があることは承知しております。しかし、贈与税というのはどうしても相続財産の減殺と考えざるを得ない。大きな財産を毎年毎年贈与していくと、どんな贈与税の税率を盛りまして、完全に相続税の税負担と合わせることができないのは御案内のとおりでございます。そういった点であります。

贈与というものは私どもにとりましては好ましい方法ではないでございます。さらにまた、贈与税によって適当なる方法をかりに講じたといたしまして、そいつた生存中全く贈与という手段によらないでいきなり相続という事実が起つた場合に、非常に負担のアンバランスが起るわけでござります。やはりあのときに贈与をしておけばならば、そのほうが得であつた、相続のほうが損したという事例がたくさん出てくるわけでござります。日本では遺言の習慣が発達しておりませんで、急に自動車事故で死んだ場合、遺言がないといつたしますと、相続税の問題が起つて、法定相続分の課税になつてしまふわけでござります。そうなりますと、やはり相続税において手当てをしておけば十分その目的は達成されるんじやないか。ただ、最近の現象では、生きておるうちに奥さんの喜ぶ顔が見たいという空氣もだんだん出てきましたので、このあたりの処理がむずかしいわけでござります。そこで、昨年は居住用財産について、実行上のトラブルも多かつたわけでござりますが、それをひとつ救済する意味におきまして、結婚期間が二十五年をこえました配偶者につきましては、贈与税の負担を夫婦間の贈与について軽減する措置を講じて現在までに至つておりますが、そのときにも問題になりましたのは、贈与をしなくて突如として死んだ人の場合に酷にならないような方法を講じなければならない、こういった問題があつたわけでございます。

形成ができるもの、できたと仮説をするならば、貸したも借りたもないということが言えるわけですが、これは抽象論であって、まあ登記されておるものあるいは所得の判然としておるものはないくらいまいと思う。けれども、親族間の貸与を原則的に認めないという考え方方は私はいささか——税務署がやかましく言うものですから現実に成規の手続を行なつておっても、それは八百長であるという感覚が非常にきびしいのであります。この点についてもう少し親族間における金銭あるいは物件の貸与について考え方を直す必要があるはしないかと思うのであります。これは執行上の問題かもしませんが、いかがでありますか。

○泉政府委員 現在の税務行政において、親族間あるいは夫婦、親子間におきまして、金銭の貸与、物件の貸与の問題が起きましたときに、その事実がはたして真実であるかどうかという究明を第一にいたしております。もしそれが真実に存在しており、その物件あるいは金銭の貸与について返済能力その他があるということであれば、これを認めないとということはいたしておりません。もし、横山委員のお調べになつたような事例におきましてそういうようなことがござりますれば、あとで伺わせていただきますがけれども、事実関係が存在すれば認めないのでありますからどちらも、事実を仮装してやつておる場合が多いわけであります。したがつて、そういう事実を仮装してやつておる場合には、これは認めるわけにまいりませんということになるわけであります。

○横山委員 先入主として親族間においては事實を仮装するというふうに窓口が判断をしておる、大体そんなものは八百長にきまつておるという考えでやつておる度合いが非常に強いのです。そこでの場合におきましては、納税者のほうで八百長裁判をやる。八百長裁判でありますからそんなものは判決がおりることはきまつておるわけです。そんなことまでしなければ税務署は認めないのかという気が私はするわけであります、この

点はいま少し緩和さるべきであると思います。

それから奥さんの相続税をまることについて、私は、主税局長に考え方直してもらいたいのは、この前ある申しましたように、大体この種の恩典を受ける階層は、何と言つたってそれは有産階級と言うことができると思うのです。今までで最も、奥さんの地位はある程度向上をしてきたわけですが、ここにまことに、福音と言えば福音であるけれども、驚くべき福音がなされる。そういうことができると思うのです。今までであります、奥さん以下、同等以上ですね。では女性に対する感覚が足りないのではないか。もしも奥さんを見るならば、この種の恩恵を受けた奥さんの下には、私が先般言つた中堅階層、セラリーマン家庭における内職の奥さんの問題がある。さらにその下に来れば、共働き奥さんの階層があり、日雇いの奥さんの階層がある。そういう人たちに対する均衡なくして、上層部と言つては失礼だけれども、かなりの財産のある奥さんを優遇して、これが福音だと言つておるという点は、私は、きわめて女性に対する均衡を欠いておるではないか、こう思われてならないのです。ありますから、先般も全国百数十万に及ぶ中堅階層——調べてみますと、勤続十年から二十年くらいのところが一番内職が多いわけであります。のところ税務署の追及はさほどではありませんけれども、しかしながらそもそも確実な追及をしたら、それは税法上は税金がかかつておるわけでありますね。だから、これをやるのだったら、内職についての税金も、あるいは共働きに対する課税のしかたも、もう少し考えなければ、世のおばさんや下町の奥さんから何を一体しておるの、私どものことは当然であります。いかがござりますか。

うに、これは絶対的な免税とか恩恵と考えなくて
も済む要素がある。相続税といふものは主として
ゼネレーシヨンの異なる間の財産移転に対する課
税というふうに考えたら、この問題はそんなに恩
恵と考えるべきじゃないと思うのでございます。
夫が死にまして妻が死ぬのは、その後幾ばくでも
ない。しかも現在では、妻が死にまして次に子供
に相続する際には、前に納めた税金は相次相続の
形で働いておりますが、今回はその控除の金額が
減ると考えますれば、そんなに恩恵と考えらるべき
問題じやない、一つの相続税に対する本質的な
考え方として十分成り立つと私は考えるのであり
ます。

一方 内職所得でござりますが、この内職所得の範囲は非常にむづかしい問題でございますが、これはこれとして、今回の配偶者控除の適用要件あるいは扶養控除の適用要件として考えたつもりでござります。なお、この問題は非常に大きな問題でござりますので、今後も研究してまいりたい、

遇して、これが福音だと言つておるといふ点は、私は、きわめて女性に対する均衡を失いておるではありますから、先般も全国百数十万に及ぶ中堅階層——調べてみますと、勤続十年から二十年くらいのところが一番内職が多いわけであります。いまのところ税務署の追及はさほどではありませんけれども、しかしながらもしも確実な追及をしたら、

それからその次には、たとえばこれも簡単な例で申しますが、去年の十二月三十一日に交通事故でなくなった、そうしてことしなってから示談金をもらった、これを相続する。その相続をする額といふものは、判例によれば相続する人が意思表示をする、つまりもう意思表示をする、そういうときをもって確定するということが判例に出でておるとと思うのです。いま手元にないものですが、何がありますが、常識的に言って、私の言うよううに本法が一月一日から施行されるわけでありまから聞くのであります、去年死んでことし取締役で退職金を出す、それを相続する、去年交通

事故で死んで、ことし示談がまとまってもらうと

○内田委員長 広沢賢一君。

○ 塩崎政府委員 いうものは、この改正法が適用されるかどうかと
いふ点についてどうお考えでありますか。
この死亡退職金がいかなる課税
を受けるか確かに横山先生のおっしゃられるよう
な疑問を持つほどむずかしい問題でございます。
そこで、相続税法の三条は、その紛争を解決す
る意味におきまして退職手当金を取得したものと
みなすといふにみなし規定を置いておるのは
そういった疑問を断ち切る意味でございます。そ
の二号に「被相続人の死亡後三年以内に支給が確
定したものに限る」という条件がついております
が、三年をこしますとこれは所得税の範疇に入り
ますけれども、三年以内に確定したものはこの三
条の二号の関係で相続財産を構成するものとみな
されるわけでございます。そのような判例を私も
存じておりますんのはなはだ勉強でございます
が、横山先生の御発見でございますので、なお
帰りまして検討してみたいと思います。

○ 横山委員 端的に聞いておるのですが、この相
続税は一月一日に遡及して適用されるわけです
ね。だからあなたの判断から言うと、去年死んで
そのときには額がきまってなくてことしもう人
は、この改正が適用されるかどうかということで
帰りまして検討してみたいと思います。

○ 塩崎政府委員 旧法が適用されまして、この改
正法は適用されないとということを先ほどから申し
上げているつもりでございます。

○ 横山委員 あなたのいうのは、現行法並びに改
正法に論拠を置いているわけですか。

○ 塩崎政府委員 さようでございます。

○ 横山委員 それは私は間違いたと思います。し
かしこれを議論し始めますとずいぶん時間がたち
ますから、いま局長がおっしゃったようにもう一
べんよく検討していただきまして、しかも気の毒
でもあるし、私は論理的におかしいと思ひますか
ら、別な機会に検討の結果を重ねてお聞かせを願
いたいと思います。

ございます。しかも、その税率は課税最低限が幾らであるかということと密接な関係があるわけでございます。つまり、課税最低限の高さといふことを税率の一種だと思うのでございます。したがいまして、いうならば課税最低限が低い間は最初の税率は低くてもいいわけでございますが、だんだんと課税最低限が上がってまいりますと、最初のスタートの税率は高くあつてしかるべきである。これはシャウブ勧告あたりを見ますと、課税最低限はこの程度にして最初の税率はいかなる意味においても、申告者の能率あるいは徴税者の費用から考えましても「二五%くらいでいい」こんなこと

がいわれております。各国の税率と比較いたしましても、現在アメリカは最初は一四%でございまして、イギリスは二〇%、こんなような関係で、この国に比べましても、八%とか八・五%とか九%というのではないわけでございます。アメリカは過去におきましては、スタートの税率は二〇%、こんなような税率でございまして、今回は課税最低限を十万円引き上げる。そして課税最低限の高さをいわゆる約七十四万円に持っていくわけでございます。これによつて最初のブレケットに入りますと税負担は軽くなるわけでございます。それはともかくとして、課税所得の区分で申しますならば、課税最低限を十万円引き上げますれば、課税所得十万円のところの税率はかかるないということをいつておられる方もおられます。

さをいざいますので、私どもは、いま申し上げました最初の税率は課税最低限の高さと密接な関係がある、こういうふうに考えていただきたいと思います。増収は百六億円でござります。それを私どもは、課税最低限を引き上げに回した、こういうふうに御理解願いたいと思うのでございます。十万円引き上げるために百六億円の最低税率を合理化することによって課税最低限を引き上げる財源を得た、こういうふうに考えていただきたい。将来は一〇%程度にお願いしたい。一挙に引き上げますと、一時的には税負担が増加するものでございます。この程度、〇・五%ずつ引き上げますと、基础控除が一万円引き上がりますと八百五十円の減税になりますが、〇・五%引き上げることによつて五百円取り返されることになります。三百円の減税ということになりますし、いかなる方も税負担の軽減は生じましても、増税といふことはならない。これは税率と課税最低限との関連を考えて、将来は一〇%に持つていただきたいということで、昨年の改正からお願いしておるものでござります。

に帰られたそうですから、それはあとでまた質問することにしまして、実効税率の問題についてお聞きしたいと思うのです。

きょう朝方聞いた範囲では、塩崎さんは、三十年の実効税率を資本金五百万未満三三・五%，一億円以上が三六・四%である、こういうふうに言つておられたと私は記憶しておりますが、間違つたらあとで言つていただきたいと思うのです。ところが全国商工団体連合会の会長——これは河野さんという方ですが、「中央公論」の中でのような発言をしているのです。小企業は実効税率は三五%，それから独立的な大企業は二二%，八幡製鉄は大体一〇%くらいになるんじゃないか、こう言つているのです。その根拠は、七十億円くらいの法人税が十億円程度に、各種特別措置その他でもって軽減される。したがつて、一〇%くらいであるということを言つていますが、ちょっと食い違うようですが、大体の目安としてはどうですか。

○塩崎政府委員 私も「中央公論」の特集号を存じておりますが、その数字は、どうも私には納得されない数字と思えないような気がいたします。

○広沢(賢)委員 だから、これは水かけ論になると思いますが、大体小企業、中小企業では三三%，三五%はほぼ見合つているわけですけれども、一億円以上の大きな会社になりますと、大体一〇%ぐらいの違いがある。八幡製鉄の場合、特にお聞きしたいのですが、きのうの質問で——私が質問しました三十七年度に特別措置で大体実効税率は八・五%ぐらいになるのじゃないかということについて塩崎さんは、大体そのくらいの見当になると言つておりましたが、これはどうですか。

○塩崎政府委員 私は三十七年度の数字——三十一年には主税局におりませんので存じておりません。おっしゃる点は、過去において重要物産免税があつたときに、こういった実効税率の低い会社が相当出たわけでございます。さらにまたもう一つ利子所得控除が完全な免税制度であった時代に

は、そういった事例におちいりやすかつたわけでございます。しかし、重要物産免税制度は、御案内のように、だんだんと範囲が縮小されて、やつと去年重要物産免税制度が廃止されたわけでござります。さらにまた、利子所得控除につきましては、三十九年から海外市場開拓準備金という準備金の制度になりました。完全免税の制度じゃなくとも、最近の資料を私どもいま集めておりまして、御要望の資料を差し上げたいと思つております。なつたわけでござります。そういった関係から、三十七年度にはかりにそういうことがあつてないか。かつてある合戦鐵維会社が非常な利益をあげ、それが新規重要物産であるという理由で免税であつた、そのために実効税率が非常に低かつたということはありますけれども、最近ではそんなようなことは見当たらない、準備金ならば、将来はまた取りくずされて益金に入る、特別償却ならば、すぐ翌期から取り戻されることになりますので、おそらくそういった極端な数字は出ていないでありますと想像しておりますが、しかし、これは私の税制上の知識からの推測でござりますから、いずれ資料をあらためまして、最近の数字でお示しをしたいと思っております。

○ 塩崎 政府委員 この資本構成を是正した場合の減税額控除のシステムは、去年の改正でお願いして、現在施行されておるわけでございます。その際に御説明しましたように、この資本構成の改善の措置は、これは非常に技術的にはやっかいでございます。それからまた操作が行なわれて、税務署との間のトラブルが起ころうなものでござります。さらにもた、こういった資本構成の是正の必要性は、資本市場を調達する大企業について適切なる問題であるということから考えまして、これは一億円をこえる法人だけに適用する、こういうことについたしましたが、一方、そのかわり中小法人につきましては、あるいは中小企業につきましては貸し倒れ引き当て金の率を一割、二〇%を上回ることで簡単に免稅するほうが——免稅と申しますが、税金を軽減するほうが楽ではないか、また適切ではないか、こういった意味で二つをワンセットにいたしまして御提案申し上げまして、御賛同を得たわけでございます。そして当時は見積もりでは、資本構成の是正の減収額は約百億円、九十何億円足らずでございましたが、貸し倒れ引き当て金の中小法人の割り増しのときは、百億円ばかりの減収額を立てまして、大体対等というふうに見ておったわけでございますが、実績では、先般お出ししました資料でおわかりのとおり、大法人の資本構成の是正はなかなか簡単に進みませんでした。これは塩崎委員がよく御指摘になり、こんなようなことでは資本構成の是正が進むわけはないという話がありました。また、まさしくそういうことぐらいで済みませんので、幸か不幸か、減収額は四十五億円とどまつておる。一方、中小法人の貸し倒れ引き当て金の割り増しは、これは単純に引き上がりますので、九十五億円の減収とには当てはまぬ、そのように理解していいわけですね。

なつておりますので、こういつた意味では、実際的に得をしたのは中小法人である。こういう若干沿革的な説明になつて恐縮でござりますが、二つを一体として考えたものでございますので、私どもが大法へ参りと考へて、こうらうこの告白になつ

○広沢(賢)委員 貸し倒れ引き当て金の問題について、まずお聞きしたいのです。
聞いていたんじやない。自己資本比率の改善の問題についてまずお聞きしたいのです。

その自己資本比率改善の問題ですが、こういうことがあります。いまおっしゃったとおり、八幡は自己資本の比率が、調べますとずいぶん減っています。大手六社は「一九・一%」が「一八・二%」に低下しています。その他の企業も、鉄鋼ですが、「二二・一%」が「二一・八%」に低下しています。つまり、こういうことをやつても、低下している理由は何かといふたら、これは特別措置の政策効果よりも、八幡や何かどんどん金を借りて、政府の言うことを聞かないで設備拡張をやっておる。人から金を借りれば自己資本の比率はどんどん下がる、こういう方向のはうがずっと重要なんですね。こういう歴然たることがあって、なおかつ、この自己資本比率ということを非常に大きく掲げて、四十五億の減収ということになつておると思うのです。これをさらに統けますと、八幡の場合どういうふうになるかというと、設備拡張をどんどんやるから、自己資本比率はさらに低下する。それを今度は特別措置でもつてさらにいろいろとびほう策を講じるということになるのですが、これは矛盾していると思いませんか。

○塩崎政府委員 非常に大切な問題でございまして、現在の資本構成をどういうふうに考えたらいいかというような問題につながる問題でございまます。私は、自己資本は、世界的に競争しておる企業あたりでは、やはり自己資本が高くて借り入れ金のウエートが少ないほうが望ましいという常識的な見解を支持するものでございます。しかしこれが税制で直るというふうにはなかなか考えて

おりません。しかし、私は、これは、企業減税が必要であり、企業減税も企業の体质改善が必要である、それは同時に自己資本比率が高いほうがいいということにつながると思いますが、そういうた努力して企業に付しましては、こういったメリット

廣沢先生御案内のとおりでござります。昨年企業
減税が問題になりました際に、法人税率を引き下
げるという案で一時提案されたことがございます
が、法人税を引き下げるということは、配当所得
が二百一十六万五千円まで非課税というこの際、
さらにまた個人所得税が高いといふこの際に法人
税を引き下げる、しかももまた基本的な仕組みに影
響を与えることはどうであるか、こういうふうな
考え方私が私は十分納得できると思うのでございま
す。それよりも、むしろ法人税の引き下げといふね
らいが企業の体質改善ということにあるとすれば
ば、端的に企業の体質改善になるようなやり方
それは資本構成の是正に税制が協力しようといふ
ならば、そういった努力した企業に対してメリット
を与えるやり方も、いま申し上げましたような法
人税の基本的な仕組みが問題であるときから、次
善の、セカンドベストの方法ではないか、こんな
ようなことで御提案申し上げ、御認可を得たわけ
でございます。

したがいまして、資本構成の是正をしない限り
はボーナスはいかぬのだということは、単純な法
人税率の引き下げよりはずつと直接的な効果があ
るかと思いますが、そういう点で御批判はござ
ります。来年期限がくる問題でございますの
で、この問題の措置につきましては、自己資本比
率あるいは私企業の体質をどう考えるかという問
題とあわせて十分検討されてしかるべき問題では
ないかと思ひます。

○廣沢(賢)委員 私が申し上げましたのは、体質
強化のために法人税を引き下げるという意味では
ないのです。つまり、資本自由化ということを盛
題とあわせて十分検討されてしかるべき問題では

外國資本からいろいろな脅威を受けるのは中小企業ではないか、鉄鋼など、特に八幡製鉄などはもうほとんど脅威を受けないのではないか。これは今まで資本主義のときよりも、と通貨当局からもお

聞きしたいのですが、そうすると、自己資本比率の
こういう問題は一億円以上の会社であるといふこと、これは矛盾しているんじやないか。たとえば設
備拡張をどんどん鉄がやっていて、政府が言つて
もとまらないような企業利己主義でどんどん拡
張するようなことに対しては、自己資本の比率の
この問題ですね、特別減免税措置をやめるといふく
らいおどかしたらどうか。おどかしたらと言つたら
ら、きのうは少し強過ぎるんじやないかと言われ
たけれども、何かそういうことが必要じやないかと
いう意味で私は申し上げたので、したがつて、四十五
五億といつて、そな金額は多くないと考えるけれど
も、政策的な問題として矛盾をなくするというの
だつたらば国民が納得する中小企業が納得すれば、
これは十分考えていいんじゃないか、こういう意
味で申し上げたのですが、どうでしよう。

ちょっととそんなような逆説的な消極的な意味もあるのですが、この制度は努力したものにボーナスを与えるということで御希望の線が一部取り入れられた、こういうように考えております。

るということですが、八幡とかそういうところは努力していないですね。政府の言うことを聞かなければ、設備拡張をやたらにやっている。かつては自己資本の比率を低下させている。しかも、内部留保は一ぱいで自己金融力は相当ついて、相当真息が荒いのですよ。全く反対ですよ。中小企業が努力して、だからボーナスという意味で自己資本の比率を上げた場合にこうなるというのではないのですよ。逆でしよう。逆だと思いますね。八幡やその他大きな製鉄企業がいまやっていることは逆ですね。私はもう一回言いますよ。政府の言うことを聞かないで設備拡張をやって、しかももうけている。しかも、他人資本、銀行から一ぱい金を借りるから、自己資本の率は低下している。これでは全く逆ではないか、そういう意味です。

○塩崎政府委員 私、通産省の責任者じやございませんので、設備調整についての意見を申し上げることは差し控えたいわけですが、この制度は自己資本比率を向上させて初めて適用を受けられるわけでございますので、おっしゃるように自己資本比率が低下しておればこの恩恵に浴さないと、いうことは間違いないところでござります。

○広沢(賀)委員 それでは私は、そのほかの問題についても、今度は租税特別措置に入りますときにつづけて、一つ一つ当たってみて、こういう方法はないものかと、いろいろ検討したいと思います。

○塙崎政府委員 価格変動準備金は、中小企業が引き当てていないのではないか、あるいはその金額は少ないのでないかというお話をございます。確かに、たなおろし資産に引き当てるものでありますし、たなおろし資産を持つておる大法人に多いことは事実でございますが、私どもが見ておりますと、これは非常に簡単なもの、帳簿価格で六%、価格変動の激しいものが八%引き当てるという簡単な方式でございます。退職手当引き当て金のようになりますが、私どもが見ておりますと、これは非常に簡単に簡単なもの、帳簿価格で六%、価格変動の激しいものが八%引き当てるといふことは事実でございます。それでも一億円をいい、たとえば小売り業者のように回転が非常に早い、そのわりにたなおろし資産が非常に少ないものに対しましては、そう大きく引き当たれていらないことは事実でございます。それでは、これが多分に限界といったりますところが問題でございますが、価格変動準備金のうちの約三割五分は中小企業が引き当てる、こういうように考えます。それから、その次の試験研究費、これは多分に大きなメーカーが多いことは事実でございます。

○塙岐政府委員 大企業と中小企業に対します租税特別措置の片寄り方と申しますか、分配と申しますか、それを盛んに研究されておるのでございましょうが、私どもも資料を提出いたしまして御参考にしたいと思います。ただ、五分五分ではおかいのだというお話をございますが、私どもは、確かに中小企業に片寄つておる金額のウエートのほうが大きいと思いますが、このほかに、いつも申し上げておりますように、法人税の基本的な税率において、大法人と中小法人との間にお差別をつけておることは御存じのとおりでございまして、それは特別措置の大企業と中小企業との減収額の分類の中に入つておりますので、これもあわせて御検討を願いたい。言うならば、法人税がシャウプのときのように三五%の一本税率ならば、その問題は非常に明らかになるわけでございますが、現在基本的な法律におきまして一億円以下の法人につきましては「八%と三五%、一億円をこえる法人は三五%」と差をつけている。そういう点も一緒にあわせて御検討をいただければ幸いです。

なお、八幡製鉄の交際費というお話をございました。私どもはいつもここでお願ひしておるわけですが、個別的な納税者の支出金額あるいは所得、費用というものは、できる限り――まあ所得は税法で公開しておるという面がございますからいいのですが、その所得の基礎となります収入、費用これは多分に営業政策に関係いたしますので、個別的な納税者の、これは会社及び個人でございますが、営業の基幹に触れるような資料につきましては差し控えさしていただいております。

○浜沢(賢)委員 私はそれはおかしいと思いますよ。たとえば、大きな会社でもって財務諸表や何か全部公表しているのですね。いろいろ見ますと、私がとつたのもこれは歴然としている。鉄鋼業のいろいろな雑誌からとっているのですが、こういうものはむしろ明らかになつていているのです

よ。やはり八幡製鉄といったものは、さっき私が言いましたように、非常に疑いの目をもつて国民党から見られてはいるのです。なぜかならば、政治献金が一番多い。そういう点で、この租税特別措置と政治献金の関係、または財政投融資と政治献金との関係というような問題がいろいろ問題になつてきています。その一番筆頭の企業ですよ。私はきのうから申しましたとおり、金はもううんともうけておられるのですね。自己金融力について、政府の言うことを聞くかないでどんどん設備拡張しているという、とほうもない製鉄会社ですよ。しかも、それによつて今度生産過剰になつた場合には、「これは日本経済に及ぼす影響がきわめて大きい。」きのう大蔵大臣申しましたとおりです。新聞でも相当なたいていいる。こういう一番重要な問題について話ができるない、公表できないというのじゃ、これはどうやつて経済問題を議論するのか。個別にやるのか、わからぬです。たとえば、私が言おうと思ったのは、交際費が十四億七千万円で法人税が十五億円、全く同じくらいです。こんなことを見ればだれでもおかしいと思うのですね。だから、さつき言つた政策目的に合わないいろいろの特別措置が行なわれている。たとえば、この次に言う資本自由化の問題についても、私は大蔵大臣の言つていることは納得できない。しかも十四億七千万円と十五億円、法人税が十五億円で交際費が十四億七千万元というのでは、これはもうとてもみんな憤慨するでしょう。交際費については、私はあとで議論しますが、これは必要経費に認める理屈はあると思うのです。あとでいろいろと議論しますが、これはあまりにひどいですね。こういう問題を議論しないで全部伏せておくんだということになれば、国政、経済問題を審議することはできないと思うのです。いまの御発言というのはもつと正確にいうとどういう御発言なんですか。

ところまで十分できるところでございます。それは十分提供したいと思っております。職務上知り得た秘密といたしましては、八幡の交際費が幾らであるかということは十分存じておりますが、公表されたものについて御報告申し上げることに決してやぶさかではございません。

○広沢(賢)委員 それじゃ、公表された額でどのくらいだと思いますか。

○塙崎政府委員 私はここに半期の交際費のものを持っておりますが、これは職務上知り得た秘密のほうに属する資料でございますので、公表したものをお自身確かめておりません。一年間で見れば、おそらく先生のおつしやったような数字に近いものではないかと私は想像しております。そして税額は、先生のおつしやいましたのは半期の税額ではないか、こういうふうに職務上知り得た秘密から推測しております。

○広沢(賢)委員 それでは、いろいろと検討されまして、交際費の内容というか、額について八幡並びに大手五社の公表できる限りのものを出していただきたい。

それからその次に、八幡が公然たる寄付金として許容されている額は御存じですか。政治献金をするとかその他の許容限度の額は御存じですか。

○塙崎政府委員 これは半期でございますが、資金がござりますので、損金算入限度は当然申し上げてもいいはずでございます。四十年の下期で八幡製鉄の寄付金の限度は一億四千八百万円でございます。

○広沢(賢)委員 そうすると、私の調べたのと相違うですね。下期一億四千八百万円ですね。全部合わせると三億円くらいと見られますが、私が見てているのでは六億六千万円くらいと数字があがっていますが、これはまた検討いたします。

結論はこういうことなんです。小沢さんに答えていただきたいのですが、きのう大蔵大臣に私が御質問しましたのは、資本自由化といつても、現在は資本自由化で脅威を受けてるのは中小産業である。製鉄のような独占的大企業は資本自由化

にそう影響されないのではないか。これは一般にいわれているA類に入っている。この大企業が設備拡張を猛烈にやつて、政府の再三言うことも聞かないし、これが先ほど言つたとおり、もう耳にタコだと思いますが、設備拡張が過度にいけばあと数年後にたいへんな不景気の原因になる。国民党が全部迷惑するのです。こういうような鉄鋼会社が大もうけをしている。新聞でも御存じだと思いまが、ことのもうけは全国の業種の中で筆頭だと思う。しかも、大蔵大臣の表現によれば自己金融力がどんどん増して、銀行が貸すとか貸さないとかいつても、自分でもつて拡張するという勢いにある。こういう問題に対して租税特別措置をやめさせるなり、いろいろの対策を講じるということが大事じやないか。そうすると、資本自由化に対して、体质改善のためにいろいろ税の特別減免措置をやるといふような理屈は、鉄鋼とか造船については成り立たないのではないか。特に鉄鋼については成り立たないのではないかということなんです。中小企業は現在倒産が進んでいるのです。この前の資料では、関係特別措置は四五%と四五%だというような数字が出ていても、中小企業はそれこそ特別措置をしてもらいたいことは一ぱいある。いろいろな試験研究費にしても退職手当の引き当て金にしても、零細企業はもちろん利用できない。利用するのは大企業ばかりだ。しかも鉄はこういう状況だ。これは全然矛盾しているではないかということについて、政治的に大きくなり日本経済全部見渡して正しいかどうか、小沢政務次官にお伺いします。

に継続しておるわけでございまして、またその内容が効果があがらなかつたり、その必要がなくなつたりする場合には、それぞれ改廃しなければならないという意味で、臨時特別の措置としているいかぬといふ意味で、設備投資なりの計画によつてやつていくこととそう結びつけて議論をするのは、私どものいまの税の考え方とは少し考え方方が違うのじやなかろうかと思ひます。

したがつて、いまお話しのように、非常に好況を迎へつつある今日、八幡が非常に利潤が上がつてゐる、だから体质改善なりあるいは合理化なりの必要性からわれわれがとつてゐる特別措置法を適用するのはおかしいではないかといふのは、私どもの税に対する考え方と少し違つてゐるよううな気がしますが、それはそれとして、現在の経済なり全般の会社運営のたてまえということから見ますと、少し別の面から議論していくかなればならぬ問題ではないかと思つております。

○広沢(質)委員 小沢さんには済みませんが、全然要領を得ない。たとえば、こういうことですね。税制調査会の答申には、いま小沢さんがおつしやつたとおり、政策目的に合わないものやなにかは改廃していくのだ、それから租税は税負担の公平といふものが主眼なんで、租税特別措置は例外的なものだということをいつていますね。そういう立場から政策目的については厳密に検討しなければならぬというのです。それで私は厳密に検討したのです。そうしたら、いいですか、簡単な論理なんですよ。鉄鋼会社は政府の言うことを聞かないでどんどん設備拡張をやつているであります。これは二、三年後、数年後にはあるいは生産過剰で不景気の根本的な原因になるかもわからぬ。これは毎日新聞の論説委員とかなんかが大げさに出している。これほど重大な問題であるにもかかわらず、自己資本比率は人から金を借りてどんどん低下している。もうけておりながら自己資本比率は低下しているんですよ。それで設備拡張

○塙政府委員 少し制度の技術的な内容まで
られましたので、私からまず補足的に御説明申
上げます。

いま、鉄鋼会社に適用のある七つの特別措置と
いうお話をございましたが、たとえば、自己資本
比率改善の場合の特別措置、税額控除の制度は、
これは鉄鋼業だけに適用があるのではなくして、
全般的に一億円をこえる法人ならばすべて適用
があるわけでございますので、こういったものは、
鉄鋼会社だけが特定の控除をしたからといって、
これを適用しないというようなことは私はなかな
かできないものだと思います。鉄鋼だけの特別措
置として考えられますのは、合理化機械の特別償
却、これが鉄鋼業という業種が指定されまして、
たとえば、高炉あるいは特別な圧延設備、これに
つきまして四分の一の特別償却の制度がございま
す。これを広沢先生のおっしゃる案に従えば、現
在設備拡張ができるだけストップダウソさせようと
しているのだから、それを振り切って設備をつくつ
ても、特別償却は少なくとも停止したらどうか、
あるいは適用しないことにしたらどうだ、こういいう
ような御提案だといふに承ったのでございま
す。そういった考え方も私は十分成り立ち得るだ
と思います。しかしながら、私はしらうとでござ
いますけれども、設備調整の制度についてもいろ
いろな御意見がますあり、それからまた会社の中
にはどの会社が設備をまずやるかというような問
題について種々な意見があり、この間は非常な事

見が幅広く分かれるところだと思ひうるでござります。さらにまた、設備調整を延ばせといひは、やはり景気の過熱を抑える景気調整的な一時的な問題も多分にあるらかと思ひます。ところが一方特別償却のほうは、これは基幹産業の競争力をつけるという相当レンジの長い問題でございますし、そういう角度から近代化を進めていくという制度でございまして、昭和二十七年からでき上がりつて、鉄鋼、自動車が相当恩恵を受けてる産業でございますが、そういった面から見ると、相當時間をかけてみる特別償却の制度は、これは軽々にストップするということは適当ぢやない、これが第一の理由でござります。

第二は、若干技術的と申しますか、説明になつて恐縮でございますが、この特別償却の制度を完全に恩典と考えるかどうか。と申しますのは、技術革新の非常に速い時代、わが国の税法上の耐用年数は非常に硬直しがちの制度でございます。耐用年数も法定化されておりますし、自分がかつてに技術革新を見積って、自分の経験から示すところの耐用年数を主張しても通らないような制度でございます。これは外國に比べまして非常に固過ぎるという話がございます。償却方法も定率法と定額法の一本であり、残存価額も一〇〇%というふうに、外国ならばゼロという場合まであるそうでございますが、非常に硬直された傾向が強い。しかし一方技術革新がどんどん進んでまいる。ことに国際競争力の激しい部面では、きょう新しい機械と思つたものがあはずは陳腐化した機械だとよく言われております。それを救う意味が特別償却の中には相当あるらかと思ひます。そういう意味合いを考えますと、この設備調整についていまのよう幅広く意見のあるときに、直ちに特別償却の制度を停止するというようなことはやはり危険な問題ではないか。ただ私どもは鉄鋼業のこれまでの経過から見まして設備も相当近代化してきた。広沢先生のおっしゃるようによく、世界的に見て決して劣つた設備ではないということを言われますので、去年の制度改正と申しますか、これは二年ごとに設

その際に、どの程度の効果が生じ、今後日本の鉄鋼業にとって特別償却の必要な設備は、たとえば高炉のうちのどんなものであろうかという議論をして範囲を縮小してまいっておるわけでござります。それでもまだ必要な部面は残っておりますので、特別償却適用のスペックはござりますけれども、こんなよろこびあるのを加味して出したので、一つの税制上の制度としては十分納得できるのではないか。そういうことで投資する側も安心して投資できる、かようと考えるのでございます。
○広沢(質)委員 特別償却の問題についてはきのうも何かおっしゃいましたね。軽々に一撃に取り払つちゃいかぬ。それについては技術上の問題もありますし、いろいろあると思いますから、私もども検討するということは、これはきのうお約束しました。一番大事なことで、小沢さんにお聞きしたかったのは、つまり政治の方向というのは筋が曲がつていちゃいけないということですね。そうすれば、いろいろ技術的な点は抜きにして、これが行き過ぎたらもとへ戻ればいいんだし、筋としてはこんなに国民経済に横暴をきわめている管理価格の問題も全部そうですが、鉄鋼業のような独占的な大企業に対して政府はシビアーナ態度を何らかの方法でとる。つまりいろんな立法技術や何かは第二番目で、一番大切なことは政治の太いその筋だと思うのですよ。その姿勢のかまえについて小沢さんにお聞きしたかったです。

これはなおもいろいろと検討したいと思います。たとえば交際費の問題についても、新聞で見ましてお見それをしましたが、交際費に対してもなかなかきついことを言っておられますし、おそらく小沢さんも塩崎さんと同じように、政治の筋をずっと通すということについては、立法技術はあとにして、今度この問題についてはもう一回質問しますから、そのときまでにいろいろと考えておいていただきたいと思うのです。

時間がないんで、もう一つ国税府長官にお聞きしますが、先ほど横山委員が言いましたが、税務

運営方針というののはなかなかよくできています。が、しかし横山委員と同じ意見なのは、どうもやっていることとあの内容とちょっと違う点があるんじゃないかなということが一つ。もう一つは、あれに不足したことがあるのです。それで一つお聞きしたいと思うのですが、憲法では法のもとに全部人は平等であると保障されています。(つまり在日朝鮮人は大体七十万人ぐらい日本にいますが、この人たちは非常にいろんな仕事をしています。工業、それから商業ですね。そのやっていること、努力していること、実業をやっているという点では、やはり日本人と同じだと思います)が、税金の面で税務署のやり方が、国籍によつていろいろと取り扱いを変えたり何かするようなことはないと思いますが、そのとおりですか、どうですか。

○泉政府委員 税務の調査にあたりまして、国籍云々によってその調査のやり方を変えるというようなことはいたしておりません。

○広沢(脅)委員 それを聞きまして、私も今後いろいろと苦情がきた場合には、出かけていつて国税庁長官がそう言ったからということできつく申します。非常にいいことです。

と申しますのは、たとえばこういうことが一つあるのです。名前は隠します。酒屋さんの名前だけ言います。澤村屋さんという酒屋ですが、国税庁のお役人が、四時間にわたって、だれそれは北朝鮮系であつて、彼は政治運動をしている、日本の法律違反を犯しているから、彼は強制送還になりますかもわからぬ。こういう者とは取引しないほうが得だよということを、仕入れ先の酒屋さんに行っておどかして歩いている。その酒屋さんが協力しないと、今度は酒屋さんの許可証を取り上げたりする。これは越権行為ですね。こういうことを言って歩いているというので、それで私が、国税庁長官に断わらなかつたので、すみませんが、東京国税局の検察部のほうへ行っていろいろ聞いたしましたら、絶対にそんな人はいないというの

ですね。どこでそういうことが起きるのだろうと、いろいろの苦情がきているのです。だから一つながらこの人はどうかと思うのだけれども、七つくらいいきているところを見ると、どこからそれが出了のだろう、泉国税府長官のもとではそういうことは出ないだらう、そうすると、国税府長官はや何かの知らないところで何かそういう教育を講からやっているのじやないか、そうだとすれば、綱紀紊乱とも思われる。税務大学校というのがありますね、あそこで教科内容なんかいろいろ調べようと思っているのです。この問題は非常に重要で、外交問題でもあり、国際的な基本的な人権の問題ですから、特に聞きしたわけです。
もう一つあるのです。もう一つは、国税府長官が飯塚税理士事件というのを知つておられますか。
知つておられますね。

あるのです。あの運営方針にはひとえに納税者の利益をばかり、理解と納得の上にやるということが書いてあります。そういう問題について、国税庁長官は絶対にそういうことはさせない、もし国籍その他によってえこひいきする者があったら、これはやはり綱紀紊乱で、それこそ公務員たる、国民の公僕たる地位に反するのだから、十分善処する、処罰するというような強い態度があるべきだと思いますが、国税庁長官の確信である、そういう国民のための税務運営方針を発表されたその決意をお聞きしたいと思います。

○泉政府委員 いまいろいろお話をございましたが、まず最初に申し上げましたように、酒屋にかけている取引先が北朝鮮系の人であるから云々ということを言つたような事実はございません。廣沢先生からお話をあつたということを私も東京国税局の者から聞きましたが、これにつきましては、私のほうで調査いたしましたところではそういう事実ではなく、現に澤村屋という酒屋の御主人はそういうことはなかつた、公判廷において証言してもよろしい、こういうことを言っておるのであります。

それでは、どうしてそういう話が出てきたかということになるわけですが、これにつきまして、これは私どもまだ正確に証拠を握つたわけではありませんけれども、ある種の人がデマを飛ばしておるというふうに聞いております。したがつて、それは事実と反するものと考えております。

次に、飯塚事件そのものの処理に関連して、銀行預金の名寄せはなかなかむずかしいけれども、こういった飯塚事件のような場合には多数の者を動員して調査するではないかといふようなお話をござります。まあ飯塚事件の場合におきましては、いわゆる賞与というものを支給したことになつてしまして、実際上支給しないでおいてこれを会社の損金に認めてくれ、それによつて法人税の負担の軽減をはかるう、こういうことがその税理士の関与しておられる方々の会社において行なわれ

るというようなことになつてまいりました。これは税務行政上非常に重要なことでありますので、それらの関与先につきまして調査をいたしたといふことであります。

二千人 動員とおっしゃいますが、そんなに多く動員したわけではもちろんないわけでござります。私どもいたしましては、やはり税の公平な執行という立場からいたしまして、脱税を企図するというようなことに対しましては厳正な態度を

もつて臨まなければならぬ、このように考へておるわけでござります。もちろんそういう意味で、銀行預金につきましてそれを架空名義なりにいたしておきまして、その所得を取得しようとすると向きに對しましては、厳正な調査をすべきことは当然でございます。ただ銀行預金の場合にそいういう架空名義になつておりますと、その名寄せがなかなか容易でない、こういうことが事實存在しているというだけでございまして、私どもといたしましてそうしたものを摘発をして、脱税を明らかにしていくという努力をすることにつきまして、いささかも怠つてはおらぬつもりであります。

めてみて、デマを飛ばしているにしても何にしても、事実無根ならば非常によろしいです。それからテープレコーダーがあると言うのですがね。しかしそういう問題についてはあまり言った人をとがめるのじやなくて、問題はこういう事実が今後起こらないようにすることが大事だから、国税庁長官がそういうことは絶対ない、あり得ない、今後も起こさせないと決意を表明していただけば、私はそれでいいと思います。

いろいろ言つて歩くことについては、火のないところに煙は立たぬから、両方の言い分を聞かなければなりません。だから私は一方的にこれは固執しませんが、こういう問題について、やはり運営方針では、良識ということを非常に強調しているのですね。したがつて、これが良識に合うかどうかいろいろと御討議されて、国民に親切な税務行政にしていただきたいということを要望いたしました。

○毛利委員長代理 永末委員。 職員の激励になるよういろいろ御指導をいただ
きたいものだということを私は特にお願ひをして
おきたいと思います。
○広沢(賀)委員 正しい納税意識を起こすために
は税金はどうあるべきかということについては、
この次また議論します。
以上で終わります。

いろいろ言つて歩くことについては、火のないところに煙は立たぬから、両方の言い分を聞かなければなりません。だから私は一方的にこれは固執しませんが、こういう問題について、やはり運営方針では、良識ということを非常に強調しているのですね。したがつて、これが良識に合うかどうかいろいろと御討議されて、国民に親切な税務行政にしていただきたいということを要望いたします。

○小沢政府委員 私、最後に、ただいまの廣沢先生のことについて、大臣の次の者として一言申し上げたいと思うのですが、税務行政はなかなかやりにくい行政でございまして、えてして世の中の悪質な脱税その他いろいろな事犯についてはあまり追及をしないで、それを取り扱う行政官吏についての非難をやりたがるものでございますから、この点はいろいろな問題が起るつど先生方からいろいろな議論なりあるいは御注意をいただくわけでございますが、しかし、私率直にこの前申し上げましたように、昨年参りましてから、ほんとうに税務官吏が少数の人間で實に一生懸命まじめに努力しているということにつきましては、すなおに驚き、かつすなおに実は敬意を表してゐるわけでございます。こういう点も先生方からよくひとつ御説議を願いまして、やはりあたかいい目でいろいろこれらの職員について御指導賜わるようにはひとつお願いをしたいのでござります。何といいましても、国会でもあるいはどこでも歳出面につきましてはいろいろ議論があり希望がござりますけれども、ほんとにわれわれの国をささえているものも、やはり正しい国民の納税であり、またこれを取り扱う国税庁全国五万の職員じゃなかなかろうかと思ひますので、十分御理解いただいているとは思ひますけれども、間々この国会の議論だけが伝わりまして、いかにも一生懸命やつている者がまたまたたかれというような印象を与えて国税庁の職員の意氣まで阻害するということはやはり大きな問題だと思いますので、こういう点につきましても私どもは十分意を用いておる

○広沢(賀)委員 正しい納税意識を起こすために税金はどうあるべきかということについては、この次また議論します。

おきたいと思います。

以上で終わります。

○毛利委員長代理 永末委員。

○永末委員 大蔵大臣が来られましたので、大蔵大臣に御質問申し上げたいと思います。

今度の所得税法等の改正にあたってもいろいろ御苦労なすつておられると思うのです。しかし、この法案を提出されるについての大蔵大臣の基本的な考え方をこの際伺つておきたいと思います。

それは、このごろの日本の国は都市化現象が進んでまいりまして、家族が細分化されてまいる。すなわち、一人一人の人間が自分の暮らしを自分の収入に見合つて立てなくてはならぬ、こういう形になつておると思います。社会学者はこれを大衆社会と呼んでおりますが、そういう社会においておるときに、税金をとられるということと、そのとられた税金が自分の暮らしにどのように一体報われておるかということについては、非常に鋭敏な感覚で、そのとられる税金のとられ方ないしはその税金の使われ方にについて国民、納税者は考えておると思うのです。したがつて、大蔵大臣に伺いたいのは、そういう社会にいま変わつておるの税を使う方でございますから、國と国民との関係について、そういう税をとり税をまた使うという、國民側からいえば給付し、政府側からいえば反対給付を与える、そういう点についてどういう配慮をされておるかということをまず伺いたいと存じます。

○水田国務大臣 なかなかむずかしい大きい問題の御質問でござりますが、あるいは目的を射ないかもしれません、申し上げますと、現代国家は租

税国家といわれるよう、国民が營々としてかせ
いだ所得なり経済活動の成果に対する租税によつ
て國家活動が営まれる、したがつて国民の税負担
が國家活動に至大の関係を持つてゐるというふう
に考えます。そういたしますと、国民の税負担と
いうものは、一面、国民にとつては義務であると
同時に、過重な負担から自分を守るということは
やはり国民の権利であるというふうに考えます。
この権利と義務をだれが守り保障するかといひま
すと、いまの民主主義制度においては、自分の選ん
だ代議員が構成するこの国会においてつくる法律
によつて守られるよりほかない。したがつて、い
わゆる租税法定主義といふものは、納税者のマグ
ナカルタである。こういうことにならうと思いま
す。したがつて私ども政府は、この国民の金を慎重
に使う、血税を浪費しないという態度で国政を運
営しなければならぬ。とともに、やはり国の財政を
需要を調整して、できるだけ負担をかけないで税を
減らすということが国会の任務である。国会自身
といふものの成り立ちを見たら、昔から、あんまり
仕事をしないで、この仕事へ金を使つちゃいか
ね、それだけ税を減らせといふことが国会の仕事
であつて、私も明治以来の国会五十年史を読んで、
歴代の大蔵大臣とそのほかの連中がどういう演説
をしてゐるか見ましたら、国会に對して、ことし
幾ら陥約してこういう金を使わないようにしまし
たということと、大蔵大臣の施策といふものは、
いかに税を陥約したかという演説になつてゐる
ということを知つて、私は非常に感動しているので
すが、出せ出せと言つだけではなくて、やはり國
民の税をいかに負担を軽くするかといふ国会本来
の仕事に国会は専念するし、そつとして、得られた
税をいかに効果的に使つかといふことが政府のこ
れからの真剣な任務でなければならぬというふう
に私は税に對しては考へております。

ものと報われているものとの相関関係、これをその当時の政治が明確に国民に知らしていなかつた。したがつて取られぬのが善政だ、こういう形で表現されたのだとわれわれは思うのです。しかし、大衆社会の上に立つておる、あなたのことばをかりますと、租税国家というものは、やはり何らかの関係においてその点を明らかにするのが、私は政府の責任だと思う。したがつて、たとえ日本農民が支払つてゐる税金と、農民が予算上報われている面、一体どの程度の対比になるか。日本の中企業者が税金として政府に取られているものと、日本の中小企業者が政府からもらつているものとは、一体どういう対比になるか、お答えを願いたい。

○水田国務大臣 その前に申し上げたいのですが、いまあなたがおっしゃられたように、いかにして取らないかということが今までの国会の活動であつたとしても、それはそれで、いま言つたような問題はある限りは正しいと思うのです。ところがいまはそうじやない。實際において、社会が複雑に進んできますと、国民生活をほんとうによくするための財政需要といふものは非常に強くなつてゐる。したがつて、この財政需要に応じて適正な配分をするということがまた国の一つの任務でござります。いかに適正な税の需要に対応するかということを考えますと、その背後の税がやはりだんだんに大きくなつてこれなければいけない、こういうことにならうと思います。それをするためには国民の所得水準が増さなければならぬ。国民の所得水準があえる限りは、国民所得に対する税負担といふものは順々に上がつていくのがいいことであつて、それによつて近世の福祉国家といふものは実現されるのだ。これがこれから行き方だらうと思います。

したがつて、日本の現状を見ますと、税の負担と社会保険の保険料の負担がまだ二三、四%といふときに、先進国はもう国民所得に対する国民負担が四〇%をこえているというところへいつてゐるのですが、これはそれだけ国民の所得が、負

相をまかねる所得水準が上がったということです。昔は税を減らせばよかつたというのですが、それが政府はできるだけ税を軽くすると同時に、積極的に国民の所得水準を上げるという仕事がこれがの国の大きい一つの仕事だというふうに考えます。昔は税を減らせばよかつたというのですが、できるだけ早く日本の国民が先進国並みに相当大きな負担に耐えられるようなところで持つて、きたいというのが私たちの希望であって、そういう希望を持つことがこれからの中華人民共和国を運営するための態度ではなかろうかと私は考えます。

○永末委員　いま大蔵大臣から、全体としての国民の担税力、それを増さなければ、自民党政権のいわゆる福祉国家も実現できない、だから、したがって担税力を増すためには所得をふやすのだ、こういうお話を伺いました。

私が申し上げたいのは、その過程において、税を出す国民のほうは、その出した税がどのように自分に報われてくるかという、給付、反対給付の関係を知りたいと望んでおるわけであります。これはしかし直接にこないかもしません。しかしながら、国民一般が見ておるところでは、いろいろな圧力団体というのがございまして、その圧力団体が自分の出した税金をもぎ取っていくのではないか、こういうことを如実に見せつけられるわけです。そこで国民としては、一体おれは取られるばかりであつて返らないのではないのか、こういう感じを持つてくるとしますと、大蔵大臣の言うように、これは一般公共の用に供するものだから税金を払え、こういうことにはなかなかならない、こういう感じを私は持ちます。その辺があなたの方の政府でも一番重要な点ではないか。そこで私は、事例として、農民の場合、中小企業の場合には、一休給付、反対給付はどうなつていてるかということを伺つたのですが、これは主税局長と主計局長が出てこないといけませんかな。どうでしよう。

○水田国務大臣　これは予算についてのいろいろな説明の中に、予算の使途別の分類をしてござい

ますが、たとえば農村については、そういう税と予算とを対比して発表するようなことはしておませんが、一体農業政策にどれくらいの予算が計上されているか、中小企業対策としてどういう予算の計上があるか、一般公共事業としてどう、社会保障費として、文教費としてといつて、国家予算の中に占める比率まで別々に集計されて発表してございますので、国民は大体国の予算がどこにどういうふうに使われるかということは、予算を勉強している人ならある程度知つておると思います。また、それを国民に知らせることをやらないければならぬと思っていますが、それに対応する負担ということになりますと、たとえば、全国の農民が国税を幾ら負担しているかと申しますと、これはもう事実上は負担していないと言つてもいいくらいごくわずかなものでありますし、そういう対比をさせて発表するということはしておりませんが、これは何らかの形で国民に自分の税がどう使われているかということをもつて徹底して知らせる必要があるうと思います。私は、十年前でございましたが、イギリスへ行つたときに、イギリスのあるおばあさんと会つて話をしたとき、イギリスの負担は非常に大きいので、それをお聞きましたら、そのおばあさんが全部自分の一年に払う税額を知つておつて、どこにこれが使われるかという説明を、おばあさんからわれわれ議員団が説明されてびっくりしたことござりますが、やはり国民にはこういうことはもう少し知らせるような形で、私ども活動しなければいかぬのじやないかと思つております。

らば税の対象にだけなつて、一体それが自分にどう返ってくるかを測定することがきわめてむずかしい。政府がそれを率直に説明されるなら別でありますけれども、彼らは取られることでしか税金に対する関係はない、こういうことではないかと思うのです。

そこで、その事態を明らかにするために、主務局長に伺いますが、一体この有業人口のどれくらいの所得税の納税者が有業者に対しましてどの程度になつてゐるか、その点を申し上げたいと思います。四十二年度の全所得者に対しまして、納稅者は数は四二・一%と見積もっております。

○**塙崎政府委員** 所得にもいろいろございますから、いわゆる有業者と称せられる者の中で、実数はどれくらいと踏んでおられますか。

○**塙崎政府委員** 有業者は同時に所得を持つておる者だと私は考えまして所得者で申し上げましたが、これは有業者と考へてもいいと思ひます。そこで、全体の数は四千九百二十万五千人を見ております。納稅者数は二千七十五万四千人でござりますから、四割二分二厘、こういうふうになると見ております。なお、御質問がござりますれば、そのうちのサラリーマン、あるいは農業所得者、あるいは営業者、自由職業者、この割合を申し上げることにいたします。

○**永末委員** 私の伺いたいのは、その約二千万人の中で給与所得者に限つてひとつ焦点をしぼつてみたいと思います。給与所得者はことしは何名で、それからあなたのはうの租税計画によりますと、だんだんにふえていくことになつていて、どうもそれもちょっと言うてください。

○**塙崎政府委員** 現在御提案申し上げております。納稅者数は千七百八十三万一千人と見ており

まして、五九・一%と見ております。なお、税制改正を行なわないといったしますれば、毎年毎年納税者の数は雇用人員の増加によつてあえていくわけでございます。私どもが見通しておりますいわゆる長期計画におきましてふえるといふのは、それをあらわすわけでございまして、この関係につきましてあとでちょっと資料を見て御説明申し上げたいと思います。

○永末委員 その資料をお調べになりましたときには、給与所得者の中で、扶養親族のない者、これには、

御議論があるところでござりますが、扶養控除の要件あるいは配偶者控除の適用の要件といったしましての所得限度を三十三年から五万円に据え置いております。その関係で、奥さんに分けました株式の配当所得がだんだんとえてまいり、あるいは相当共かせぎという事態もふえてまいつた、こんなような新しい社会現象のために、奥さんでありますから配偶者控除の適用を受けないで、税法上の独身者と申しますか、単身者となつておる方が相当多い。こんなような関係で、九百六十六万人まで税法上は単身者が見られておる、こういうことでござります。

○永末委員 大蔵大臣、あなたのほうの自民党政府の政策というのは、所得をふやそうということといわば経済の成長政策——いま安定政策といふのですが、やはり安定成長、その政策のおかけでずっと物価騰貴が起りこりましたね。物価騰貴が起りますと、いまの単身者の所得であれ、あるいはまだその他の家族持ちであれ、給与所得者といふのはいろいろ苦労いたしまして、名目賃金を上げたります。上げますけれども、物価が上がつてしまりますから、実質賃金はそれに伴わない。ところが、税制は年々変えられる。ことしもいろいろ基礎控除を上げたり扶養控除を上げたりして、形的な公平性を保とう、物価騰貴に見合う調整だけはなしうようという御苦心のほどはわかるわけでありますが、物価騰貴に見合つてなるほど名目賃金は上がつてきておるけれども、実質的な痛さというものは、私はふえておると思うのだが、あなたのほうはどう見ておられますか。

○塩崎政府委員 まず第一に、先ほど納税人員が将来どの程度あるかという質問に対しまして、お答えを留保いたしましたが、私どもが税制調査会に出しました資料では、サラリーマンは四十六年には二千九百三十五万人、約九百万人程度の増四十二年に税制改正をいたしますれば千七百万人になりますが、税制改正前で計算いたしておりませんので、約二千三千万人でございまして、九百万人ばかりふえるという見通しを持つておることをまず申

し上げたいと思います。

その次は、第二の問題は、減税減税といいながら実は物価騰貴等の関係で苦しさが増しているのではないか、こういった御質問でございますが私は確かに減税は事実あったと思います。先ほどもここで御答弁申し上げましたが、昭和三十五年から昭和四十一年までの給与の伸びは七割五分でござります。その間所得税の減税を行なつておられたために、給与が七割五分伸びたにかかわらず、タ階層を、現在たとえ百万の方は、三十五年に七割五分で逆算いたしますと幾らであるかといふことを計算して、それからそのときの所得税法を適用し、現在の四十一年の税法を適用いたしまして、所得が七割五分伸びたにかかわらず、所得税は四割から五割程度しか伸びてない、こういうことがいえるわけでございます。ただ問題は、これは経済的な数字ばかりではだめだと、うおしかりがござりましたけれども、住民税が減税が行なわれたものといたしまして、社会保険料の負担金が、やはり賃金の伸びと同様、あるいはそれより若干上回つて伸びましたので、二倍ばかりの増加を示しております。それからまた可処分所得を減殺するのみならず、昭和三十七年に所得税から住民税として、所得税は、所得水準の上昇があつたにかかわらず、やはり減税された。ただ、そこに賃料が上がつて伸びておるわけでございます。したがいきまして、所得税は、所得水準の上昇があつたにかかわらず、やはり減税された。ただ、そこに賃料が上がり、世の中には税痛ということがある。歯の痛みのが税痛で、神經の痛いのが神經痛、税が痛いのが税痛です。その税の痛さというのが減つてしまつたならば、国民は喜ぶわけです。しかしながら、いまのような物価値上がりと、そうして名目賃料の値上がり率と、そして税制を改正されてもかかるがつてくる税金と、結果的には、いま主税局長が申しましたように、納税人員が非常に拡大してきて

○水田国務大臣 いまのところはございません。

しかし、いまお話しのことは少し納得できませんが、ひとしからざるを憂うということは、担税力のある人から取るとということは当然であり、そのため累進課税体制ができるのである。生活力のない人から取るなということです。ですから、そのためには課税の最低限を上げるということで、最低限をどんどん上げて、なおかつ納税者がふえるということだったら、私は相当国民の生活水準がどんどん上がっているということの証拠であって、悪い現象じゃない、こういうふうに思うのですが、間違っていますか。

○永末委員 大蔵大臣、あなたは二つのことを言われておるわけだ。課税最低限を上げたい、応能負担の原則を貫くためにそれはそのとおりだ。しかし、そうやつても納税人員がふえたらいいというのですが、われわれから見てみると、課税最低限を上げれば、国民の一人一人の所得の水準が急激にふくれない限り、納税人員は減るのがあたりますのであって、現在でも高校を卒業して一万七千円程度の単身の所得者から税金を取つておる。一体、一万七千円の単身の給与所得者に担税能力があるだろうか。私はないと言いたい。そこまで取つておるわけだから。そこで、あなたは、それでもなお納税人員があえたらしいじやないか、よろしいと言う。しかし、そのためには、高校を卒業して三万円くらい取れるようになつておれば、現在でもよろしいと思います。そうなつてない以上は、大蔵大臣としては、納税人員が減つても応能負担の原則を貫くべきだと私は思いますが、あなた、どう思いますか。

○水田国務大臣 課税最低限を上げても、そこまでの所得のない人は、これは税は当然納めません。また、そうして納めない人が多くあることがいかどうかと言いましたら、要するに、課税最低限の問題でございますが、いま、少なくとも私どもが当面の目標にしておる日本人のいまの生活から見て、百万円の最低限といふものをこの二、三年のうちにやりたいと考えておるのでですが、そ

ここまでやつてみたところが、いまの納税人員がまだ減らないというような現象が出たとしますれば、私はこれは悪い現象ではないというふうに思うだけのことです。

○永末委員 それは、結果的にそうなつて減らなかつたら、それはそれでいいですよ。しかし、私はこの際あなたに御注文申し上げたいのは、低額所得者というものにつきましては、間接税というものがいる。そこで、直接税の体系の中だけで国民から税金を取ることばかり考えないで、応能負担というならば、低額所得者は税金は納めない。現に税金を納めない者も間接税は負担をしておるのであるから、直接税、間接税を総合的に国民の所得水準に応じた公平な負担をさせるということをやはり考えていただきたい。しかし、直接税の税痛は直接くるのであるから、その税痛を取り除くということは、税制の部面ではやはり足を切る下をすっと上げる、底上げをすることだと私は思います。大蔵大臣の基本的な考えは伺いました。この法律案に対する判断はまたわれわれで別途にいたします。

質問を簡素にするため、本日はこれをもつて終わります。

○内田委員長 次回は、明十九日、金曜日、午前十時より理事会、十時三十分委員会を開会するごととし、本日はこの程度にて散会いたします。

午後八時七分散会

昭和四十二年五月二十六日印刷

昭和四十二年五月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局